

【参考資料1】南海トラフ地震防災対策推進基本計画フォローアップ 第3章の基本的施策の取組状況及び今後の取組

節	項	施策	目標	具体目標	最新数値(時点)	母集団	定義	これまでの取組状況 (進捗状況の自己点検・評価を含む)	今後の取組	担当府省庁	
第1節 地震対策	1 建築物の耐震化等	国、地方公共団体等は、膨大な被害量をできる限り減少させるために、住宅、学校、医療施設、公共施設等の建築物の耐震化、建築物の屋内の安全確保、緊急地震速報の精度向上等に重点的に取り組む。	①住宅等の耐震化【国土交通省】 ・昭和56年以前に建築された建築物には十分な耐震性を有していないものがあることから、引き続き、耐震化の必要性に関する所有者等への普及啓発や、耐震改修等に対する支援等の取組みを地方公共団体と連携して進め、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化を図る。	・住宅の耐震化率平成27年90%、令和2年95%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消(全国)することを目指す。(平成20年推計値約79%(全国))	約87% (平成30年)	全国	住宅の総戸数に対し、耐震性を有する住宅の戸数の割合	・社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇により、住宅の耐震化を促進した。また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、個別の事情に応じた相談など、一層積極的な取組を行うよう要請した。加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和12年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とした。	・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇等の支援を行う。 ・住宅の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。	国土交通省	
				・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%、令和2年95%(全国)を目指す。(平成20年推計値約80%(全国))なお、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消(全国)することを目指す。	多数の者が利用する建築物：約89%(平成30年) 耐震診断義務付け対象建築物：約71% (令和4年3月31日) (うち要緊急：約90%)	多数の者が利用する建築物：全国 耐震診断義務付け対象建築物：全国	多数の者が利用する建築物：多数の者が利用する建築物の総棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合 耐震診断義務付け対象建築物：耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の総棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合 ※耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物(要緊急)：平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物(要安全)：地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。	・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物(耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物(要緊急、要安全))には、重点的な支援を行った。また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。	・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、税制優遇等の支援を行う。 ・建築物の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者・テナント等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。	国土交通省	
				②家具の固定【内閣府、消防庁】 ・住宅内の安全確保のため、「住宅における地震被害軽減の指針」の普及を図るとともに、ウェブサイト、パンフレットなどにより家具の固定についての周知を図る。	家具の固定率65%(全国)を目指す。(平成25年度40%(全国))	35.9% (調査期間：令和4年9月1日～10月9日)	全国18歳以上の日本国籍を有する者	家具・家電などを固定し、転倒・落下・移動を防止していることと答えた割合	・家具の固定の重要性について、パンフレット、都道府県、政令指定都市宛での事務連絡や政府広報ラジオ番組の放送などで周知を行った。また、世論調査を令和4年度に実施し、家具の固定率を調査を実施した。	・引き続き、パンフレットによる周知や毎年の「防災週間」の際に自治体等に対して、呼び掛けを行い、国民が災害を我が事と捉え、具体的な行動を取れるよう、自治体等とも連携しながら、効果的に普及啓発する。特に、今年度は関東大震災から100の節目の年ということもあり、関東大震災から学んだ教訓ということで、本年も8/28オンライン予定の政府広報ラジオ番組を通して家具固定の重要性を啓発する予定。	内閣府(防災)
				③学校の耐震化【文部科学省】 ・地震発生時における児童・生徒等の安全を確保するとともに、地域住民の安全な避難所等の役割を担う学校施設の耐震化を図る。また、併せて天井脱落防止対策等の非構造部材の耐震対策を推進する。	・公立学校については、令和2年度までに耐震化の完了を目指す。(平成30年4月時点99.2%(全国))	構造体の耐震化率：99.8% 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：99.6% (令和5年4月1日)	全国の公立小中学校施設	構造体の耐震化率：全国の公立小中学校の建物の総棟数に対する構造体の耐震化が完了している棟数の割合 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：全国の公立小中学校の屋内運動場等の総棟数に対する吊り天井等の落下防止対策が完了している棟数の割合	・耐震化事業を行う設置者に対して、必要な財政支援を行うとともに、耐震化の完了に向けた通知の発出や都道府県毎に実施される市町村説明会等の各種機会を通じた耐震化要請を毎年実施。その結果、令和5年4月1日現在、公立小中学校の構造体の耐震化率は99.8%、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率は99.6%となり、構造体の耐震化は概ね完了した。	・引き続き、耐震化への取組状況をフォローアップするとともに、必要な財政支援、耐震化の完了に向けた通知の発出や首長等への直接的働きかけや個別のヒアリング等を実施予定。	文部科学省
				・国立大学法人等については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。なお、学校設置者が令和2年度までに計画している施設の耐震化を完了する。(平成30年5月時点98.7%(全国))	構造体の耐震化：99.8% 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：99.8% (令和5年5月1日)	各国立大学法人等の施設	国立大学法人等の対象施設保有面積に対して耐震性のある建物の割合 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率：国立大学法人等の屋内運動場等の室数に対して対策実施済の吊り天井の割合	・国立大学法人等施設設置者からの耐震化事業要求に対して、必要な財政支援を行うとともに、耐震化の完了に向けた通知の発出や各国立大学法人等の施設担当者を集めた説明会を通じて耐震化要請を実施した。	・今後も、国立大学法人等施設設置者からの耐震化事業要求に対して必要な財政支援を行うとともに、取組状況のフォローアップを行う。	文部科学省	
				・私立学校については、できるだけ早期の耐震化の完了を目指す。なお、学校設置者が令和2年度までに計画している倒壊又は崩壊する危険性が特に高い施設(1s値0.3未満)の耐震化を概ね完了する。(平成30年4月時点 高等学校等：90.3%、大学等：91.6%(全国))	構造体の耐震化率 高等学校等：93.8%、大学等：95.6% 屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策実施率 高等学校等：84.1%、大学等：66.7% (令和4年4月1日)	高等学校等：幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 大学等：大学、短期大学、高等専門学校	高等学校等：全棟数に対する耐震性がある棟数の割合 大学等：全保有面積に対する耐震性がある保有面積の割合	・目標達成に向け進捗が伸び悩んでいることから、令和5年度に耐震診断費のみに対する補助制度を新設するとともに、構造体の耐震化率が全国平均を下回る学校法人が、耐震化以外の施設整備事業に応募する場合は、「構造体の耐震化事業」に応募することを条件とする等の施策を新設したことで耐震化を促進している。	・令和5年度に耐震診断費のみに対する補助制度の新設や、構造体の耐震化率が全国平均を下回る学校法人が、耐震化以外の施設整備事業に応募する場合は、「構造体の耐震化事業」に応募することを条件とする等により耐震化を促進しているが、今後、引き続き、耐震化への取組状況をフォローアップするとともに、必要な財政支援、耐震化の完了に向けた通知の発出や個別のヒアリング等を実施予定である。	文部科学省	
				④医療施設の耐震化【厚生労働省】 ・災害時の医療の拠点となる災害拠点病院及び救命救急センターの耐震性が不十分な建物について、耐震補強等を図る。	・病院の耐震化率について、令和2年度までに80%(全国)を目指す。(平成29年9月時点72.9%(全国))	78.7% (令和3年9月1日)	全国の病院	全ての病院に対する全ての建物に耐震性がある病院数の割合	・医療提供体制施設整備交付金(医療施設等耐震整備事業)を通じ財政支援を実施している。また、各都道府県に対して、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介することなどを通じ、耐震化の更なる促進に向けて医療機関に対する周知を行った。	・引き続き、財政支援を継続する。また、各都道府県に対し、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介するなど、耐震化の更なる促進に向けて周知に努めるとともに、毎年実施している病院の耐震改修状況調査の結果を踏まえ、耐震化が完了していない医療機関については、原因を分析するとともに、各都道府県を通じて早期に整備等を進める	厚生労働省
				・災害拠点病院及び救命救急センターの耐震化率95%(全国)を目指す。(平成29年9月時点89.4%(全国))	94.6% (令和3年9月1日)	全国の災害拠点病院及び救命救急センター	全ての災害拠点病院及び救命救急センターに対する全ての建物に耐震性がある病院数の割合	・医療提供体制施設整備交付金(医療施設等耐震整備事業)を通じ財政支援を実施している。また、各都道府県に対して、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介するなど、耐震化の更なる促進に向けて周知を行った。	・引き続き、財政支援を継続する。また、各都道府県に対し、耐震化について医療機関で活用することができる補助制度を紹介するなど、耐震化の更なる促進に向けて周知に努めるとともに、毎年実施している病院の耐震改修状況調査の結果を踏まえ、耐震化が完了していない医療機関については、原因を分析するとともに、各都道府県を通じて早期に整備等を進める	厚生労働省	

		<p>⑤防災拠点となる公共施設等の耐震化【警察庁、消防庁】 ・避難所や災害対策の拠点となる公共・公用施設及び不特定多数の者が利用する公共施設等の耐震化を図る。特に、地方公共団体の災害対策本部設置庁舎及び消防庁舎の耐震化の大幅な進捗を図る。</p>	<p>・第一線警察活動の中核拠点となる警察本部・警察署の耐震化率平成27年度90%、令和2年度97%（全国）を目指す。（平成24年度82%（全国））</p> <p>・防災拠点となる公共施設等の耐震化率100%（推進地域の全都府県）を目指す。（平成24年度84.0%（推進地域の全都府県））</p>	98% (令和4年4月1日)	全国警察国費施設（警察学校、機動隊）及び全国警察補助施設（警察学校、機動隊）	対象施設数に対する耐震化済施設数の割合	・警察施設の耐震性の強化を図るため、警察施設の耐震改修や建替え等を行った。	・警察施設の耐震改修や建替え等を行うことにより、順次未完了の警察施設の耐震性の強化を図る。	警察庁
				96.8% (令和4年10月1日)	都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等	都道府県及び市町村が所有又は管理する防災拠点となる公共施設等の棟数に対する耐震性を有する棟数の割合	・防災拠点となる公共施設の耐震化については、応援職員の入居施設等の整備を伴う建替事業を対象に加えるなど、防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置を拡充するなど地方公共団体の取組を支援した。	・引き続き、防災拠点となる公共施設等の耐震化に係る地方財政措置を講じるなど地方公共団体の取組を支援する。（令和5年9月1日時点で災害対策本部が設置される庁舎又は代替庁舎の耐震化について、都道府県及び市町村は100%）。	消防庁
		<p>⑥官庁施設の耐震化【国土交通省】 ・建築基準法に基づく耐震性能を満たしていない官庁施設及び災害応急対策活動の拠点としての所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保を図るとともに、防災機能の強化と災害に強い地域づくりを推進するため、総合的な耐震安全性を確保する。</p>	<p>・官庁施設について、所要の耐震性能の確保率100%（全国）を目指す。（平成24年度86%（全国））</p>	96.7% (令和5年3月31日)	国土交通大臣（官庁営繕部）が整備等を所掌する主な国家機関の建築物のうち、災害応急対策活動に必要な官庁施設及び一般官庁施設	官庁施設の耐震基準を満足する施設数の割合（面積率）	<p>・官庁施設の耐震診断結果に基づき、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設の耐震補強等整備を継続して実施している。</p> <p>・大規模空間を有する官庁施設の天井について、地震時の天井耐震対策を実施している。</p> <p>・耐震性能の確保率は毎年度増加しており、順調に進捗していると判断する。</p>	・今までのペースを維持して、さらに可及的速やかな耐震化完了に努めるべく耐震化を進める。	国土交通省
		<p>⑦緊急地震速報の精度向上【気象庁】 ・地震による死傷者数を減らすため、緊急地震速報の精度向上を図る。</p>	<p>・震度4以上を観測又は予想した地域について、予想誤差が±1階級に収まる割合平成27年度85%以上（全国）を目指す。（平成24年度79%（全国））</p>	88% (令和4年度)	-	年度内に発生した地震で、震度4以上を観測した地域又は緊急地震速報で震度4以上を予想した地域について、震度の予想誤差が±1階級におさまる割合を指標とする。	<p>・気象庁が設置した地震計による観測データをはじめ、国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用する大深度地震計（KIK-net）や、地震・津波観測監視システム（DONET）、さらには日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の観測データを取り込み、緊急地震速報への活用を開始した。</p> <p>また、地震が同時多発した場合にも精度よく地震を識別する新手法（IPF法）や、巨大地震発生時にもさらに精度良く震度を予測する新手法（PLUM法）を開発・導入した。</p>	<p>・令和2年7月30日の鳥島近海の地震における過大予測事例を受けて、同様の現象が発生しないよう緊急的な改善策を実施したが、さらなる緊急地震速報の迅速化・精度向上に向けた検討を進める。より確度高く震源やマグニチュードを推定するため、多種類の地震観測データを統合的に自動処理する手法の高度化に取り組んでいる。</p>	気象庁
2	火災対策	<p>国及び地方公共団体は、地震時における火災の発生を抑えるため、建築物の不燃化、耐震化を促進する。</p>	<p>①住宅等の耐震化【国土交通省】（再掲） ・住宅等の耐震化を図ることにより、建物被害に伴う出火を軽減する。</p> <p>・住宅の耐震化率平成27年90%、令和2年95%、令和7年までに耐震性が不十分な住宅を概ね解消（全国）することを目指す。（平成20年推計値約79%（全国））</p> <p>・多数の者が利用する建築物の耐震化率平成27年90%、令和2年95%（全国）を目指す。（平成20年推計値約80%（全国））なお、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性が不十分なものを概ね解消（全国）することを目指す。</p>	約87% (平成30年)	全国	住宅の総戸数に対し、耐震性を有する住宅の戸数の割合	<p>・社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇により、住宅の耐震化を促進した。</p> <p>また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、個別の事情に応じた相談など、一層積極的な取組を行うよう要請した。</p> <p>加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和12年までに耐震性の不十分な住宅を概ね解消」とした。</p>	<p>・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、住宅金融支援機構による融資、税制優遇等の支援を行う。</p> <p>・住宅の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。</p>	国土交通省
					<p>多数の者が利用する建築物：全国</p> <p>耐震診断義務付け対象建築物：全国</p> <p>※耐震診断義務付け対象建築物 ・要緊急安全確認大規模建築物（要緊急）： 平成27年12月31日時点で存在した不特定多数の者が利用する一定規模以上の建築物等で、法令により規定されたもの。 ・要安全確認計画記載建築物（要安全）： 地方公共団体が指定する避難路の沿道建築物及び都道府県が指定する防災拠点建築物で、今後も対象自体が追加されるもの。</p>	<p>多数の者が利用する建築物の棟数の割合</p> <p>耐震診断義務付け対象建築物：耐震診断結果が公表された耐震診断義務付け対象建築物の棟数に対し、耐震性を有する建築物の棟数の割合</p>	<p>・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全））には、重点的な支援を行った。</p> <p>また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。</p> <p>加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。</p>	<p>・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、税制優遇等の支援を行う。</p> <p>・建築物の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者・テナント等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。</p>	国土交通省
		<p>②電気に起因する出火の防止【内閣府、消防庁、経済産業省】 ・大規模地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、感震ブレーカー等の普及を加速させる。特に危険性の高い木造住宅密集市街地については集中的な取組を行う。このため、具体的な普及方策について平成26年度中にとりまとめる。</p>					<p>・大規模地震時の電気火災の発生の危険性及びその対策を周知するための動画を内閣府ホームページに公表している。</p>	・引き続き、動画をホームページに掲載して普及に努める。	内閣府（防災）
							<p>・春・秋の全国火災予防運動などの機会を通じ、各消防本部による感震ブレーカーの普及啓発に取り組んでいる。また、消防庁においては、地震火災に関する動画を公開するなどし、感震ブレーカーの普及促進を図っている。</p>	・引き続き関係省庁と連携するとともに、各消防本部による感震ブレーカーの普及啓発に取り組んでいく。	消防庁
		<p>③電熱器具等への安全装置の整備等【経済産業省】</p>	<p>・電熱器具等の安全装置付機器の販売割合を100%（推進地域の全都府県）に近づけることを目指す。</p>	100% (令和5年5月22日)	地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関する工業会会員企業（全国）	地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）の販売割合	<p>・経済産業省のHPに、感震ブレーカーのパンフレット等を掲載し、一般家庭の設置者等に対し、普及に向けた情報提供を実施した。</p> <p>・地震防災対策の必要性の高い電熱器具（電気ストーブ、鑑賞魚用ヒーター）に関して技術基準省令解釈を改正した。</p> <p>・大規模地震時において、水槽が転倒する等の理由によりヒーターが空気中に露出した状態となったため地震後の停電復旧時にヒーターが過熱し、可燃物が接触していたため火災となった事例が報告されているため、鑑賞魚用ヒーターが空焚き状態となった場合であっても、ヒーターの外郭表面温度が40.0℃以下であることとし、更に試験紙が発火しないことを確認する基準を追加した（平成27年7月24日改正・施行）。</p> <p>・電気ストーブについて、震災時の電気火災対策として、転倒時の安全対策を義務付ける改正を行った（平成29年7月3日改正・施行）。</p>	<p>・継続して、経済産業省のHPに感震ブレーカーのパンフレット等を掲載し、一般家庭の設置者等に対し、普及へ向けた情報提供を実施する。</p> <p>今後も、地震防災対策を含めた製品安全体制の確保を図っていく。</p>	経済産業省

住宅用火災警報器、住宅用消火器等の住宅火災等を防止する機器の普及を促進する。	④地震に対する初期消火対策【消防庁】 ・地震発生時の住宅火災の発生を抑えるため、地震時の住宅火災の発生を抑えるため、住宅用火災警報器や防災カーテン等の防災品、住宅用消火器やエアソール式簡易消火具の普及を促進する。					・春・秋の全国火災予防運動や住宅防火・防災キャンペーン等の機会を通じ、各消防本部による住宅用火災警報器、防災品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいるほか、住宅防火に関する動画の作成及び公開による広報活動を行っている。	・今後も引き続き各消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動や住宅防火・防災キャンペーン等の機会を通じ、住宅用火災警報器、防災品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいく。	消防庁
国、地方公共団体は、地震に伴い火災が発生した際の初期消火率向上を図るため、住宅用消火器、エアソール式簡易消火具の設置等の消火資機材の保有の促進や消火設備の耐震化、家具等の転倒・落下防止対策の実施による防災行動の実施可能率の向上、消火活動を行う常備消防、消防団及び自らの安全が確保できる範囲内で消火活動を行う自主防災組織等の充実、消防水利の確保を図る。	・大規模集客施設に設置される自衛消防組織の要員の消防団加入を始めとする充実・強化を図る。					・消防団への組織的な協力について、事業所や経済団体に働きかけるよう各地方公共団体に要請。また、被用者の入団促進に向けて、消防団活動に対する事業所の理解・協力を得るため、消防団活動に積極的に協力している事業所を消防団協力事業所として認定し、表示証を交付する「消防団協力事業所表示制度」の普及や地方公共団体における事業所への支援策の導入促進を図っている。	・今後も引き続き各消防本部と連携し、春・秋の全国火災予防運動や住宅防火・防災キャンペーン等の機会を通じ、住宅用火災警報器、防災品、住宅用消火器等の普及啓発に取り組んでいく。	消防庁
	・大規模集客施設におけるスプリンクラー設備の耐震化を推進する。					・有識者及び関係業界による検討の結果を踏まえて、「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」を平成30年5月に策定し、消防機関、消火設備業界団体、設計者団体あてに周知した。	・「スプリンクラー設備等の耐震措置に関するガイドライン」の内容について、引き続き消防本部や関係事業者等に対して周知を図る。	消防庁
	⑤常備消防力の強化【消防庁】 ・消防職員数の確保や市町村の消防の広域化や連携・協力、消防防災施設・設備の整備を行う。					・平成18年の消防組織法改正以降、消防広域化推進アドバイザーを派遣するなど、都道府県及び市町村における消防の広域化や連携・協力の取組を支援するとともに、これらに伴って必要となる経費に対し、必要な財政処置を講じている。管轄人口10万未満の小規模消防本部数は、同法改正当初は487本部であったが、56本部減少して431本部（令和4年4月1日時点）となった。また、連携・協力の類型である指令の共同運用については、46地域193本部で実現している。消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊設備整備費補助金により、常備消防に必要な施設や設備の整備を進めている。	・消防庁では自主的な市町村の消防の広域化を推進しているため、市町村の要望等を踏まえ、引き続き消防広域化推進アドバイザーの派遣や必要な財政処置等の支援を行っている。 ・補助金制度等を活用し、必要な施設や設備の整備促進を図る。	消防庁
	⑥消防団の充実・強化【消防庁】 ・地域防災体制の中核的存在である消防団について、団員数の増加に努める。					・報酬等の処遇改善、若者や女性を含む幅広い住民に向けた広報、機能別団員制度の活用等の促進等に取り組んでいる。	・広報やモデル事業の活用により、女性や若者等の入団を促進し、より一層の団員確保を図る。	消防庁
	・消防団の避難誘導や救助活動を安全に行うために必要な資機材、車両、施設等の整備充実及び教育訓練の充実を図る。					・消防団設備整備費補助金により、消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施。 ・救助用資機材を搭載した多機能消防車を無償で貸し付け、消防団員に対する訓練を支援。 ・消防団員が救助用資機材等を安全で円滑に利用できるようにするため、都道府県の消防学校において技術講習を実施。	・災害対応能力の向上のため、消防団の救助用資機材等に対する補助や、消防団車両の無償貸付事業等を引き続き実施する。	消防庁
	⑦自主防災組織の育成・充実【消防庁】 ・自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。	・自主防災組織による活動カバー率を100%（推進地域の全都道府県）に近づけることを目指す。（平成25年4月1日現在79.5%（推進地域の全都道府県））	90% (令和4年4月1日)	推進地域内の全世帯数	推進地域内の全世帯数に対する自主防災組織の組織されている地域の世帯数の割合	・自主防災組織の活動が活性化するよう、自主防災組織の活性化につながる取組を支援するとともに、自主防災組織のリーダーに向けた標準的な教育訓練の教材等を作成し、地方公共団体職員向けにこの教材の活用方法に関する研修会を、令和2年度から令和4年度までに21回実施している。自主防災組織による活動カバー率は、増加傾向にある。	・研修会の定期的開催、研修内容や自主防災組織の活性化に関する取組事例のHPへの掲載等により、今後も引き続き、自主防災組織のリーダー育成支援による活動の活性化、防災知識の普及啓発等により地域防災力の充実強化を図っていく。	消防庁
	⑧緊急消防援助隊等の増強【消防庁】 ・緊急消防援助隊の消火部隊等の増強や必要な車両等の整備を図るとともに、航空部隊の充実、消防防災ロボットの導入を図る。	・緊急消防援助隊の平成30年度6,000隊(全国)（統合機動部隊及び通信支援隊の新設、後方支援隊の増隊等）、令和5年度6,600隊(全国)（土砂・風水害機動支援部隊及びNBC災害即応部隊の新設等）への増強を目指す。（平成26年1月1日現在4,600隊(全国)）	6629隊 (令和5年4月1日)	全国都道府県、消防本部	令和5年4月1日現在の緊急消防援助隊登録隊数	・第四期基本計画により、大規模災害に対処できるよう登録目標隊数を増強（6,000隊⇒6,600隊）したとともに、緊急消防援助隊施設整備費補助金により自治体が整備する車両や資機材に対する財政支援を実施。	・基本計画の見直し（第五期基本計画（R6～10年度））において、南海トラフ地震等の切迫する大規模災害の状況や、災害の傾向など中長期的な観点を踏まえつつ、激甚化している近年の災害の実態や社会情勢に応じたニーズ、過去の出動状況等を踏まえ、検討を行う。また、必要な消防力を維持するため、近年の災害の傾向を踏まえ、緊急消防援助隊施設整備費補助金等の財政措置に努めていく。	消防庁
		・緊急消防援助隊に配備可能な消防防災ロボット平成30年度開発完了を目指す。				・「消防防災ロボット」について「平成30年度開発完了を目指す。」としていたことに関しては、計画通り平成30年度に開発を完了した。	—	消防庁
		・消防防災ロボットについて、実戦配備を踏まえた機能の最適化、準天頂衛星の活用等新技术の導入を図ることにより、令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。				・「消防防災ロボット」について「令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。」としていたことに関しては、計画通り令和2年度末に量産型仕様の策定した。	—	消防庁
	・拠点機能形成車両、津波・大規模風水害対策車両等の車両やヘリポート・救助活動拠点等施設の整備促進を図る。					・津波・大規模風水害対策車については、令和2年度末に47都道府県に対し配備が完了している。 ・拠点機能形成車については、47都道府県に配備する方針であり、30台が配備済み。 ・ヘリポート・救助活動等拠点施設等については、緊急消防援助隊施設整備費補助金の対象とし、整備を促進。	・拠点機能形成車の配備について、各都道府県の状況を聞き取り調査し、配備時期の見直しを共有しつつ、継続的に隊員の宿営や食事、休息等に関する後方支援の重要性を働きかけることにより、配備を促進する。 また、ヘリポート・救助活動等拠点施設等については、広域的な大規模災害が発生した際には、航空機の活用が必要であることから整備促進を図っていく。	消防庁
	・自衛隊等との連携強化を図る。					・自衛隊輸送機等による緊急消防援助隊車両・人員の輸送に関し、訓練等の機会を捉えて、検証が必要な事項について積載検証を実施	・引き続き積載検証を実施し、大規模災害時の部隊輸送の実効性を確保していく。	消防庁

	地方公共団体は、防災上危険な木造住宅密集市街地の解消等の延焼被害軽減対策に計画的に取り組むとともに、木造住宅密集市街地付近における避難場所や避難路の確保、周知等の避難体制の整備を図る。	②密集市街地の整備【国土交通省】 ・避難地・避難路の整備、建築物の不燃化・共同化を進めることにより、密集市街地において最低限の安全性を確保する。	・「地震時等に著しく危険な密集市街地」の解消割合を令和2年度までに100%に近づけることを目指す。(平成23年度約4,000ha(推進地域の全市町村))	約56% (令和5年3月31日)	南海トラフ地震防災対策推進地域における地震時等に著しく危険な密集市街地の面積約4,000ha(平成23年度)	南海トラフ地震防災対策推進地域における地震時等に著しく危険な密集市街地(以下「危険密集」という。)の面積約4,000haに対する当該区域における令和5年3月31日時点の危険密集の面積の解消割合。	・密集市街地等において、防災性の向上や住環境改善を図るため、避難路となる道路の整備や避難場所となる公園・空き地の整備、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等の取組に加え、密集市街地の整備改善を加速化し、より一層の安全性を確保するため、防災設備の設置(消防水利、防災備蓄倉庫等)、防災マップの作成や消火・避難訓練の実施等のソフト対策を強化している。 なお、令和3年3月に閣議決定した住生活基本計画において、令和12年度までの10年間で危険密集市街地を概ね解消及びソフト対策の実施率を令和7年度までに100%にするという新たな成果指標を設定した。	・建て替えの基礎となる道路の整備・拡幅や権利関係の調整を含めた共同建て替えの支援のほか、老朽建築物の除却や延焼防止性能の高い建築物への建て替え等を引き続き支援する。 また、事業化に向けた地元住民等の機運を醸成し、ハード面の取組を加速化するため、防災備蓄倉庫の設置、消防水利の整備、防災マップの作成、防災訓練の実施といったソフト対策の実施を促進する。 また、危険密集市街地の最低限の安全性確保を進めるため、地区毎のカルテを作成し、国と地方公共団体が一体的に進捗管理を行いながら取組を推進する。	国土交通省				
3 土砂災害・地盤災害・液状化対策	国及び地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、山地災害による被害を防止・軽減するための治山対策を推進する。	①急傾斜地崩壊危険箇所の対策【国土交通省】 ・急傾斜地崩壊対策事業を実施する。	・急傾斜地の崩壊による災害から保全される戸数について、平成30年度約351千戸、令和5年度約352千戸(推進地域(地震動による基準)の全府県)を目指す。(平成24年度末約335千戸(推進地域(地震動による基準)の全府県))	357千戸 (令和4年3月31日)	南海トラフ地震防災対策推進地域の全府県にある急傾斜地の崩壊のおそれのある箇所	急傾斜地の崩壊のおそれのある箇所のうち、急傾斜地崩壊対策事業等の実施により土砂災害から保全される人家戸数	・社会経済上重要な施設や避難地・避難路の保全のための土砂災害対策について、関係機関が連携して事前防災対策としての砂防施設整備等のハード対策を推進した。	・土砂災害警戒区域(急傾斜地)における急傾斜地崩壊対策を推進する。	国土交通省				
			③森林の山地災害防止機能等の維持増進【林野庁】 ・地震時の山地災害の発生を防止・軽減するため、治山対策を実施するとともに、森林経営の集積・集約化の推進を図ることにより、間伐等による多様な健全な森林の整備を進め、森林の国土保全機能の維持増進を図る。	・周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数令和5年度約58.6千集落(全国)を目指す。(平成25年度約54.7千集落(全国))	約57.3千集落 (令和4年3月31日)	都道府県(民有林) 森林管理局(国有林)	治山対策の実施により周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	・森林の維持増進を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全するための治山事業を継続的に実施しており、目標に対する進捗率が9割を超えており、目標達成に向けおおむね順調に進捗している。	・おおむね順調に進捗していることから、引き続き取り組みを継続する。	林野庁			
			②大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】 ・大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。	・適切な間伐等の実施により、市町村森林整備計画等において山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林等に区分された育成林のうち、機能が良好に保たれている森林の割合令和5年度約75%(全国)を目指す。(平成24年度73.8%(全国))	約65% (令和4年3月31日)	全国を対象とする	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林のうち、土壌を保持し、水を育む機能が良好に保たれている森林の割合	・伐採後の適度な更新や森林の育成段階に応じた適切な保育、間伐等の施策を実施することにより、国土の保全等の森林の有する多面的機能を発揮させ、災害に強い森林づくりを推進。	・令和元年から始まった森林環境譲与税の活用を図りつつ、新たな森林管理システムの活用や間伐等の低コスト化を推進する。 併せて、適切な保育、間伐等の施策を森林整備事業等により引き続き支援するほか、令和3年度には「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を改正し、同法に基づく支援(法定交付金の交付等)の延長などを措置したところであり、これらにより森林整備を推進する。	林野庁			
国、地方公共団体及び関係事業者は、ライフライン施設やインフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の耐震化等の推進を進める。	②大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】 ・大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。	・大規模盛土造成地マップの公表率令和元年度100%(全国)を目指す。(平成30年度65.9%(全国))	100% (令和2年3月30日)	全国市区町村	全国の市区町村に対する大規模盛土造成地マップの作成・公表を実施した市区町村の割合	・全国市区町村による大規模盛土造成地マップの作成を支援するとともに、国直轄で一部市区町村の大規模盛土造成地マップを作成・公表した。	—	国土交通省					
		・液状化ハザードマップの公表率令和2年度100%(全国)を目指す。(平成30年度21%(全国))	100% (令和3年3月31日)	全国市区町村	全国の市区町村に対する液状化ハザードマップ作成・公表を実施した市区町村の割合	・国直轄で全国の液状化ハザードマップを作成・公表した。	—	国土交通省					
国及び地方公共団体は、臨海部等の軟弱地盤の地域を中心に液状化対策を推進するとともに、安価で効果のある対策工法等の技術開発を促進する。	②大規模盛土造成地の耐震化【国土交通省】 ・大規模地震における盛土造成地の滑動崩落や液状化等の宅地被害を防ぐため、全国の大規模盛土造成地や宅地の液状化被害の危険性について調査し、マップの公表・高度化を図るとともに、耐震化を推進するなど、宅地の安全性の「見える化」や事前対策を進める。	②都市ガス設備の耐震化【経済産業省】 ・低圧ガス導管については、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。	・低圧ガス導管の公表率令和2年度100%(全国)を目指す。(平成30年度21%(全国))	100% (令和3年3月31日)	全国市区町村	全国の市区町村に対する液状化ハザードマップ作成・公表を実施した市区町村の割合	・国直轄で全国の液状化ハザードマップを作成・公表した。	—	国土交通省				
			・大規模地震が発災した際に、発災直後から緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的に耐震強化岸壁の整備をしており、それに合わせ岸壁背後地盤の液状化対策を実施。 ・宅地液状化防止事業等にて、宅地と公共施設の一體的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を支援している。	・引き続き、耐震強化岸壁の整備を推進すると共に岸壁背後地盤の液状化対策を実施。 ・引き続き、宅地液状化防止事業にて、宅地と公共施設の一體的な液状化防止対策を行う事業に要する費用の一部を支援していく。	国土交通省								
4 ライフライン・インフラ施設の耐震化等	地震発生時に電気、ガス、上下水道等のライフライン機能が中断しないように、ライフライン事業者は、ライフライン施設の耐震化・耐浪化等を進めるとともに、特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安定化に係る対策等を進める。	①発電・送電システムの耐震化等【経済産業省】 ・長期的かつ広範囲に電力供給支障が生じないよう、発電・送電システム等の耐震性の向上や供給裕度の確保等を図る。	②都市ガス設備の耐震化【経済産業省】 ・低圧ガス導管については、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図る。	91.5% (2022年3月31日)	日本ガス協会会員企業(全国)	低圧ガス導管の総延長に対する耐震性のある低圧ガス導管の割合	・次期ガス安全高度化計画において、低圧ガス導管について2030年までに耐震化率を全国平均で95%とする耐震化率目標を定め、ポリエチレン管など耐震性の高い導管への取替えを積極的に促進し、耐震化の向上を図っている。	・福島県沖地震等の被害を踏まえた審議において、電気設備の健全性確保に関する技術基準は妥当であったと判断。また、設備の復旧迅速化に向けて、事業者において各種対策の検討を進め、その結果を関係者に共有し、今後の検討に活用していく。 ・今後も発電システムについては、電気事業者より毎年電気事業法に基づく供給計画の提出を通じて、電力需給バランスの状況に係る情報を把握し、安定供給に必要な予備率の確保につとめる。 ・送電システムについては、マスタープランに基づき全国大での系統の増強を進める。	経済産業省				
						③上下水道の基幹管路の耐震化【厚生労働省】 ・基幹管路である導水管、送水管、配水本管の耐震化を図る。	・上下水道の基幹管路の耐震適合率令和4年度50%(全国)を目指す。(平成29年度39.3%(全国))	41.2% (令和4年3月31日)	全国の上水道事業者及び水道用供水供給事業者	基幹管路の総延長に対する耐震適合性のある管の延長	・「全国水道関係担当者会議」等を開催し、これまでの強化した際の効果等の事例を周知するなど水道事業者等に対して技術的助言を行っている。	・引き続き、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に取り組む、水道事業者に対し技術的、財政的支援を行い、耐震化を推進する。	厚生労働省
						⑤下水道施設の耐震化【国土交通省】 ・下水道施設(下水処理場、ポンプ場、管きよ)の耐震化を図る。					・大規模な地震時においても下水道が最低限有すべき機能を確保するために、下水処理場の揚水・沈殿・消毒施設、ポンプ場の揚水施設及び防災拠点と下水処理場を結ぶ管きよ等の耐震化に取り組んでいる。全国の災害時における主要な管きよ、下水処理場及びポンプ場の機能確保率は、令和3年度末時点で、主要な管きよ約55%、下水処理場約40%、ポンプ場約37%であり、順調に進捗している。また、平成21年度に重要な下水道施設の耐震化を図る「防災」と、被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進するための事業制度として創設した「下水道総合地震対策事業」について、令和4年度までの制度を、令和5年度から令和9年度まで5年間延伸した。	・順調に進捗していることから、引き続き防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策などを活用し、耐震化の取組を継続する。	国土交通省
						⑥上下水道、電気、ガス、通信の復旧体制の充実【厚生労働省、経済産業省、総務省、国土交通省】 ・ライフラインの早期復旧のための体制を充実する。					・総務省においては、通信の早期復旧のための体制として、総務省防災業務計画第8章第2節に基づき、インターネットや電話を用いた複数の手段により確実に電気通信事業者から情報収集又は連絡を取り合う体制を整備しており、担当者の変更が生じた場合は速やかに体制を最新化することとしている。また、同計画第8章第3節に基づき、電気通信事業者と非常時を想定した通信訓練を実施し、災害時に体制が機能するよう取り組んでいる。 さらに、総務省においては、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。 電気通信事業者との情報収集・連絡体制について、各種訓練に取り組んでおり、ライフラインの早期復旧のための体制の充実化が図られている。 また、制度に基づき電気通信事業者に対し必要な対策を求めており、災害に備えた取組が図られている。	・引き続き、情報収集・連絡体制を定期的に更新するとともに連携訓練を実施する。 また、制度に基づき電気通信事業者に対し必要な対策を求めるとする。	総務省

						<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における水道の早期復旧を図るため、応急給水及び応急復旧に関して、日本水道協会の構成団体（水道事業者等）による全国規模の応援体制が構築されている。これまでの災害時においては、上記応援体制が機能したことで、水道の早期復旧が図られている。また、適切な応援体制の確保に向けた支援のため、令和2年2月27日付けで、厚生労働省に対する、より詳細な被害情報の報告を都道府県に依頼している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、都道府県に対して情報提供を依頼するとともに、日本水道協会との情報連絡体制も維持する。 	厚生労働省
						<ul style="list-style-type: none"> ・被災時の電力設備復旧にあたり、道路啓開等の速やかな実施のため、関係省庁への協力要請等の対応を実施するほか、関係者との密な連携、情報共有のため、保安監督部等から必要に応じたりエソン派遣を検討、実施。 ・ガス関係報告規則等に基づき、事業者から供給支障等の報告を受ける他、経済産業省が整備しているガス防災支援システムにより供給支障状況を迅速に把握する体制を構築。 ・ガス事業法に基づく災害時連携計画等に基づき、一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を構築。 ・各地域の日本ガス協会地方部会幹事会社に経済産業省からりエソンを派遣する体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続して、関係省庁との連携を円滑に実施するため、定期的に情報連絡窓口を更新し対応する。 	経済産業省
						<ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進。平成30年北海道胆振東部地震等の対応を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを令和2年4月に改訂。改訂マニュアルに基づく下水道BCPの見直しを要請し、令和3年度末で概ね100%を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道BCP策定マニュアルを2022年版に改訂したため、改訂内容の周知を行うとともに、下水道BCPのブラッシュアップを推進する。 	国土交通省
通信等の情報インフラの機能を確保するため、国、地方公共団体、電気通信事業者は、特に、人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化、ネットワークの多重化や非常用発電設備の整備・燃料の確保等の機能停止に至らない対策を進めるほか、携帯電話等の不感地帯の縮小、安否確認手段の周知等を図る。						<p>【中防防災無線関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震発生時の対応のため各地域に設置された政府現地対策本部施設と霞が関との間のネットワーク（防災情報の交換やテレビ会議等で利用）の耐震施工、多重化及び非常用電源設備等による情報インフラ機能確保を推進。 	<p>【中防防災無線関連】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適切に情報インフラの機能維持が図られているが、効果的かつ効率的な設備等の更新、改善及び機能向上を行うことにより信頼性の向上に努める。 	内閣府（防災）
						<ul style="list-style-type: none"> ・ガバメントソリューションサービス（デジタル庁における庁内LANシステム）においては、商用電源及び商用電話回線が復旧されるまでの1週間程度の間も、バックアップ回線のモバイル化によりインターネットは維持されており、クラウドサービスへの接続は可能である。 ・また、クラウドサービスにより保存されるデータは、同時被災しない関係を持つ異なるリージョン間で二重化することにより可用性を確保している。（業務継続計画より抜粋） 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も同様に通信環境の確保を図る。 	デジタル庁
						<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備の整備や燃料確保等の対策は適切に実施されている。また、庁舎に基地局を作るなど、携帯電話不感地帯の縮小のための対策も実施している。 ・安否確認についても、毎年数回の訓練において、職員へその利用方法を周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・目標を達成していることから、引き続き適切な維持管理及び訓練に取り組み。 	宮内庁
						<ul style="list-style-type: none"> ・総務省においては、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。また、電気通信事業者が実施する災害用伝言サービスについても総務省HP等を通じて周知を行っている。制度に基づき必要な対策を求めるとともに、事業者の災害用伝言サービスについても必要な周知を行っており、災害に備えた取組が図られている。 ・また、平成20年度より、携帯電話等の不感地帯を縮小するための補助事業を継続して実施している。近年、道路などの非居住地域においても、国民の利便性向上や安全・安心の確保の観点から携帯電話サービスの重要性が増しているため、令和5年4月に改訂された「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に5G等による道路カバー率を整備目標として掲げ、取組を一層強化していくところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き対策の実施を求めるとともに、事業者の取組みの周知を行うこととする。 ・引き続き、「携帯電話等エリア整備事業」の補助金スキームを活用し、地方自治体や無線通信事業者等による整備を支援する。 	総務省
						<ul style="list-style-type: none"> ・通信手段の多重化として、幹部については災害時優先回線に登録した他、携帯電話が途絶となる場合にも使用できるMCA無線を配備した。本省に設置している非常用発電設備のメンテナンスを行い、1週間分の電力を供給できる十分な燃料を燃料タンクに確保している。また、代替庁舎である研修所（相模大野）の非常用発電設備の燃料タンク1週間分の優先給油契約の準備を進めている。省員の安否確認システムを導入しており、定期的に周知を行い、システムへの登録率100%を達成できるよう努めている。安否確認システムについて、以前は年1回のBCP訓練の際に登録周知や安否確認システムの送信訓練を行ってきたが、年に複数回の周知と訓練を実施しており、新入省員や未登録の職員に直接登録を依頼している。当省では特に在外公館職員が帰国して本省勤務となる際に、新規に登録する必要があるため、帰国した職員には登録案内の用紙を配布して登録を働きかけている。結果として、常時、本省省員の90%程度の登録を維持できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・在外職員が帰国して本省勤務となる場合に安否確認システムに登録されないケースを避けるために、引き続き登録の案内を行っていき、登録100%を目指す。 	外務省
						<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度に国土地理院共同利用電子計算機システムを導入する際、免震構造のサーバ室に情報システムを構築し、別棟である宇宙測地館にバックアップ装置を設置している。 ・平成24年3月に対象となる施設の免震化、耐震化済み ・令和3年3月に非常用発電設備の燃料保管施設を完成済み ・平成28年3月に茨城県石油業協同組合と協定を締結済み 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期システムの更新においても、現行システムと同等以上のバックアップの仕組みを構築する。 ・施設の免震化、耐震化については、現状維持に努める。 ・非常用発電設備の燃料保管については、現状維持に努める。 ・燃料確保対策については、現状維持に努める。 	国土地理院
交通施設の地震時の安全性を確保するため、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、道路橋、鉄道高架橋等の耐震改修、鉄道の脱線対策、岸壁、臨港交通施設等の耐震改修等を促進するとともに、交通機能が寸断することがないように、被災地域外を活用した代替輸送や水上輸送ネットワークも含めた迂回路・代替路の確保、他の交通モードへの転換等の災害に強い交通ネットワークの構築を進める。	④航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】 ・灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。					<ul style="list-style-type: none"> ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに、対象となる461基のうち388基（約84%）に海水侵入防止対策を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度末までに461基（100%）という目標達成に向け、引き続き航路標識の海水侵入防止対策の取り組みを継続する 	海上保安庁
						<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時の救急救命活動や復旧活動を支えるため、緊急輸送道路等の耐震補強を推進。緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強は、令和7年度までに耐震化率84%の達成を目標としている。（令和3年度末の進捗率約81%） <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度より、南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進している。進捗率は概ね100%となっており、目標達成に向け順調に進捗している。 ・毎年度実施している業務監査において、代替輸送に係る他モードとの連携状況について確認を行っている。 <p>【空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等の耐震対策により、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持が可能となる空港の割合については、70%（令和2年度）から78%（令和4年度）へと目標値達成に向けて順調に推移している。 ・災害時における施設の早期復旧等を図るため、各空港で策定された空港BCP（A2（Advanced/Airport）-BOP）において早期復旧計画を策定し、新幹線や高速道路等、線状のインフラを必要とする輸送ネットワークの代替輸送を確保した。 <p>【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送ネットワークの維持や緊急物資輸送の確保の観点から、大規模地震発生時の海上交通ネットワークの確保のための港湾施設の耐震化等の推進 	<p>【道路】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、緊急輸送道路上の耐震補強を推進する。 <p>【鉄道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き耐震補強の取組を継続していく。 ・引き続き、業務監査において、代替輸送に係る他モードとの連携状況について確認を行い、必要に応じてフォローを行っていく。 <p>【空港】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、滑走路等の耐震対策を実施する。 ・引き続き、代替輸送の確保に向けた取組を実施する。 <p>【港湾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き耐震強化岸壁等の港湾施設の整備等を推進。 	国土交通省

第2節 津波対策	1 津波に強い地域構造の構築	<p>海岸管理者、河川管理者等は、最新の知見に基づいたレベル1の津波に対応できるよう、必要に応じて、海岸堤防等について計画を見直し、海岸堤防等の整備、既設の海岸堤防等の耐震対策、水門・陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の促進等を行う。国、地方公共団体等は、津波エネルギーの減衰等の効果が期待される海岸防災林の整備を推進する。また、津波が海岸堤防等を越流した場合でも、後背地の被害の軽減を図るため、施設の効果が粘り強く発揮できるような海岸堤防等の整備のための技術開発を推進する。</p>	<p>①河川堤防・水門等の耐震化【国土交通省】</p> <p>・ 切迫する巨大地震・津波等に備え、津波浸水被害リスクの高い地域等において、河川堤防の耐震化と水門・樋門等の耐震化の推進を図る。</p>	<p>・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率令和2年度約75%を目指す。(平成26年度約37%)</p>	約67% (令和3年3月)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等	堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策等が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合	<p>・ 河川堤防の耐震化対策を実施</p> <p>R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所(約67%)以外の箇所においても工事に着手するなど、事業は着実に進捗している。</p>	<p>・ 同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。</p>	国土交通省
			<p>②津波避難施設(津波避難ビル等)の指定【内閣府、消防庁】</p> <p>・ 津波避難ビル等のガイドラインの普及、意識啓発活動等を実施することにより、津波避難のための避難路や避難場所の整備等の対策も効果的かつ効果的に推進する。</p>	<p>・ 津波避難ビル等を指定している市町村の割合100%(付近に高台等がなく、津波からの避難が困難な地域を有する全国の市町村)を目指す。(参考平成23年全国(岩手県、宮城県、福島県を除く)の沿岸市町村に対する指定市町村率28%)</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 平成29年7月に全国各地で指定が定められている津波避難ビル等の優良な取組を「事例集」としてとりまとめ、併せて、津波避難ビル等に係る各種規定等を整理し、自治体へ周知・依頼することにより、津波避難ビル等の指定を推進している。</p> <p>・ また、津波防災の重要性については、毎年津波防災イベントを実施し、普及啓発を行っている。</p>	<p>・ 引き続き、全国の津波避難ビル等の指定状況を調査し、調査結果をホームページや会議等で公表・周知するとともに、津波防災の重要性について、津波防災イベント等を活用しながら、普及啓発に努める</p>	内閣府(防災)
			<p>③海岸保全施設整備の推進【農林水産省、国土交通省】</p> <p>・ 津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。</p>	<p>・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・樋門等の耐震化率令和2年度約69%を目指す。(平成26年度約39%)</p>	65% (令和3年3月31日)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等(具体的には、「日本千島推進地域」「南海トラフ推進地域」「首都直下緊急対策区域」及び海抜ゼロメートル地域等を指す)	背後地に重要な保全対象等がある海岸堤防等の延長のうち、計画高さまでの整備と耐震性の確保が完了している海岸延長の割合	<p>・ 地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し耐震性能調査に要する経費を追加した。</p> <p>・ 地震・津波による被害の防止・軽減を図るため、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を実施した。</p>	<p>・ 引き続き、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の取組を推進する。</p>	農林水産省 国土交通省
			<p>④官庁施設の津波対策【国土交通省】</p> <p>・ 津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。</p>	<p>・ 津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。</p>	85% (令和3年3月31日)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等(具体的には、「日本千島推進地域」「南海トラフ推進地域」「首都直下緊急対策区域」及び海抜ゼロメートル地域等を指す)	自動化・遠隔操作化等の対策が必要な水門・樋門等のうち、対策を実施した施設の割合	<p>・ 平成26年度から農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し、水門・陸閘等の整備・運用計画策定に要する経費を追加した。</p> <p>・ 水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等を実施した。</p>	<p>・ 引き続き、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の取組を推進する。</p>	国土交通省 農林水産省
			<p>⑤航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】(再掲)</p> <p>・ 灯台の倒壊・損壊を防止するため、アンカーボルト等を保護し、海水の浸入防止対策を図る。</p>	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省
			<p>⑥海上交通に必要な不可欠な航路標識の機能を確保するため、海水浸入防止対策を推進するものとする。</p>	<p>・ 津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省
			<p>⑦学校施設の津波対策【国土交通省】</p> <p>・ 学校施設の津波対策についての基本的な考え方、具体的な計画・設計上の留意点をまとめた報告書を作成し、学校設置者等へ周知するとともに、講習会の開催や財政支援制度などにより、学校設置者等に対し必要な取り組みの実施を促している。</p>	<p>・ 引き続き、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、関係市町村が策定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定状況や、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき特別強化地域に指定された関係市町村の津波避難対策緊急事業計画の作成状況を踏まえつつ、学校施設の津波対策についての基本的な考え方、具体的な計画・設計上の留意点を学校関係者へ周知するとともに、必要な財政支援を行うことなどにより、学校設置者の取組を推進する。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省
			<p>⑧医療施設の高台移転を支援するため、医療提供体制施設整備交付金及び医療施設等施設整備費補助金(南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業)による財政支援を実施している</p>	<p>・ 引き続き、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、関係市町村が策定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定状況や、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき特別強化地域に指定された関係市町村の津波避難対策緊急事業計画の作成状況を踏まえつつ、学校施設の津波対策についての基本的な考え方、具体的な計画・設計上の留意点を学校関係者へ周知するとともに、必要な財政支援を行うことなどにより、学校設置者の取組を推進する。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省
			<p>⑨集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる介護施設に対して、地域医療介護総合確保基金による財政支援を実施。</p>	<p>・ 引き続き、津波防災地域づくりに関する法律に基づき、関係市町村が策定する津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画の策定状況や、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき特別強化地域に指定された関係市町村の津波避難対策緊急事業計画の作成状況を踏まえつつ、学校施設の津波対策についての基本的な考え方、具体的な計画・設計上の留意点を学校関係者へ周知するとともに、必要な財政支援を行うことなどにより、学校設置者の取組を推進する。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省
			<p>⑩「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに、対象となる461基のうち388基(約84%)に海水浸入防止対策を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	71% (令和3年4月1日)	海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村のうち、津波からの避難が困難な市町村(避難指示が継続中の双葉町、大熊町を除く)	左記のうち、津波避難ビル又は津波避難タワーがある割合	<p>・ 津波浸水地域に立地する官庁施設について、屋上階段等の整備により、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、自家発電設備等の上階設置や構造体の補強等、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を順次実施している。</p>	<p>・ 引き続き、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に改修を実施する。</p>	国土交通省

2 安全で確実な避難の確保	津波関係都府県は、「津波防災地域づくりに関する法律」（平成23年法律第123号）に基づき、津波浸水想定の設定や津波災害警戒区域の指定を行うとともに、沿岸市町村は、都府県の津波浸水想定や市町村地域防災計画に定めた警戒避難体制に関する事項を踏まえ、津波ハザードマップの作成・見直し・周知を推進する。	①津波ハザードマップの作成支援及び防災訓練の実施【内閣府、消防庁、農林水産省、国土交通省、海上保安庁】 ・津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進、海底地形データの提供により、市町村の津波ハザードマップの作成支援を行うとともに、防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促す。	・最大クラスの津波に対応したハザードマップを作成・公表し、住民の防災意識向上につながる訓練を実施した市町村の割合100%（推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村）を旨とする。（平成30年3月79%（推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村））	84% （令和5年3月31日）	南海トラフ推進地域の津波災害警戒区域を含む市町村	南海トラフ推進地域にあり津波災害警戒区域を含む市町村のうち、基準水位または津波浸水想定の高さを表示した津波ハザードマップを作成し訓練を実施した市町村の割合	・ハザードマップ作成の手引きの周知、ハザードマップを作成・加工できる作成支援ツールの提供、相談窓口の設置等により、技術的支援を実施している。 また、都道府県や市町村を対象とした研修等を行い、訓練実施を促した。	・引き続きハザードマップの作成及び避難訓練の実施に対する支援を継続する。	国土交通省
							・毎年度、総合防災訓練大綱を策定し、政府においては、緊急地震速報訓練や地方公共団体等と連携して地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を実施している。地方公共団体等に対しては、津波災害を踏まえた訓練の実施を促しており、また、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに伴った避難行動等を積極的に加えるよう促している。 ・11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。	・引き続き、総合防災訓練大綱により津波避難訓練の実施を促すとともに、継続的に地方公共団体と共催の「地震・津波防災訓練」を実施する。	内閣府（防災）
							・津波浸水想定の設定を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き津波ハザードマップの周知に関する事項を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
							・農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等により、自治体の津波・高潮ハザードマップの作成を支援している。	・引き続きハザードマップの作成に対する支援を継続する。	農林水産省 国土交通省
							・南海トラフ地震による津波被害が予想される地域の市町村の津波ハザードマップ作成を支援するため、海底地形データの整備と提供を行った。	・市町村のハザードマップの最新維持に対応するため、海底地形データの継続的な提供を実施する。	海上保安庁
							・避難訓練の実施を含む津波避難計画の策定については、地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き避難訓練の実施を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
							・毎年、「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体等と連携し、南海トラフ巨大地震による津波を想定した大規模津波防災総合訓練が実施されており、目標は達成できている。	・引き続き訓練を継続的に実施し、内容の充実を図ることで、総合防災力の向上を目指す。	国土交通省
							・例年、「防災週間」及び「津波防災の日」を中心とした期間に関係機関等と津波防災に関する合同訓練を実施し、防災意識の高揚、防災知識の普及及び防災体制の整備に努めている。	・全庁的に津波防災に関する関係機関との合同訓練を実施することにより、住民の防災意識の向上に寄与。引き続き、関係機関との合同訓練等を実施し、住民のさらなる防災意識の向上を図る。	海上保安庁
							・津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援した。	・引き続き津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、適宜支援するなど計画の充実化を図る。	消防庁
							・避難指示の発令基準を含む「避難情報に関するガイドライン」の策定については、ガイドラインの改定内容を周知するとともに、地方財政措置を講じ地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き避難指示の基準を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じるとともに、助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
	④津波避難計画の策定【消防庁】 ・各市町村における津波避難計画の策定を推進する。	・津波避難計画の策定率100%（推進地域の海岸線を有する全ての市町村）を旨とする。（平成30年12月時点99.1%（推進地域の海岸線を有する全ての市町村））	100% （令和5年9月13日）	海岸線を有する市町村及び海岸線を有しないが津波による被害を想定している市町村	海岸線を有する市町村及び海岸線を有しないが津波による被害を想定している市町村のうち、津波避難計画を策定した市町村の割合	・津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、調査結果を踏まえ助言を行うなど地方公共団体の取組を支援した。	・引き続き津波避難計画の策定に係る地方財政措置を講じるとともに、適宜支援するなど計画の充実化を図る。	消防庁	
	⑥避難指示の基準の作成【消防庁】 ・津波に係る具体的な避難指示の発令基準を作成する。					・避難指示の発令基準を含む「避難情報に関するガイドライン」の策定については、ガイドラインの改定内容を周知するとともに、地方財政措置を講じ地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き避難指示の基準を含む津波避難計画に係る地方財政措置を講じるとともに、助言を行うなど地方公共団体の取組を支援する。	消防庁	
	不特定多数の者が利用する施設の管理者、港湾管理者、危険物の取扱施設の管理者、船舶の管理者等は、津波避難計画を含む津波への対応策について、策定・見直しを行う。	⑦港内における船舶津波対策の充実【海上保安庁】 ・地域特性に応じた港内における船舶津波対策の充実を図る。				・気象庁からの津波にかかる警報等が発令された際、速やかに港内にある船舶が執るべき対応について、定期的に各港に設置されている協議会等で確認するとともに、港長（又は海上保安部長等）からの勧告等が確実に周知されるよう、年1回以上の情報伝達体制の点検・確認を実施した。	・関係者の異動や交代等があった場合でも、引き続き、的確かつ確実に必要な情報が伝達されるよう体制の構築に取り組みとともに、勧告等内容を関係者がしっかり把握するよう協議会等の機会を通じて周知する。	海上保安庁	
		・地震により発生が予測される津波の挙動を明示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。				・重要港湾、船舶交通のふくそう海域等から選んだ109海域について、優先順位をつけ、南海トラフ地震の被害最大モデルを用いた津波防災情報図の整備と提供を実施した。	・海しる等を活用した津波防災情報図の継続的なデータ提供を実施する	海上保安庁	

<p>避難場所・避難施設・避難路・避難階段等については、これまでレベル1の津波を想定して整備が図られてきたが、地方公共団体は、これらの施設について、レベル2の津波にも対応できるように、津波浸水想定等を踏まえ、整備・指定等を着実に推進するとともに、国は、このような地方公共団体の取組に対する総合的な支援を推進する。</p>	<p>⑧避難路、避難用通路の整備【農林水産省、国土交通省】 ・早期避難が可能となるよう、避難路、海岸堤防スロープ等の避難用通路の整備を推進する。</p>					<p>・津波避難対策緊急事業としての避難路、管理用通路の整備及び避難通路の設置（堤防スロープ等）について、補助率を嵩上げて整備を推進した。（対策推進に向けた補助率嵩上げは実施済み。）</p>	<p>・引き続き、地方公共団体による避難路、管理用通路の整備及び避難通路の設置（堤防スロープ等）に対する支援を継続する。</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>
<p>国等は、「強い揺れや弱くても長い揺れが続けば逃げる」、「大津波警報を見聞きしたら避難」といった適切な避難行動の基本原則の普及・啓発を強力に推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、南海トラフ巨大地震にも対応できるように、防災行政無線、Jアラート（全国瞬時警報システム）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ（ワンセグを含む。）、ラジオ（コミュニティFMを含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能、SNS（ソーシャルネットワークサービス）を含む。）、緊急警報放送、インターネット等を用いた伝達手段の多重化・多様化や高度化、発信する情報の多様化等、災害時に確実に伝達できる人員配置、訓練の実施等を推進する。</p>	<p>②津波警報等の的確な発表【気象庁】 ・津波警報等を的確に発表するとともに、沖合津波観測データの活用を進める。</p>	<p>・より高度な津波シミュレーション技術を用いた津波警報等の更新のための沖合津波観測データについて、平成26年度35観測地点以上（全国）の活用を目指す。（平成24年度0観測地点）</p>	<p>232地点 (平成31年2月28日)</p>	-	<p>津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用する沖合津波観測地点の数を指標とする。</p>	<p>・国立研究開発法人防災科学技術研究所が運用している地震・津波観測監視システム（DONET）の海底津波計51地点及び日本海溝海底地震津波観測網（S-net）の海底津波計150地点のデータを取得し、津波警報の更新等に活用している。 また、複数の沖合観測点で観測される津波波形データを用いて、より精度良く津波の高さを予測する手法（IFISH）を新たに開発し、平成31年3月より津波警報等の更新に活用している。</p>	<p>・引き続き、沖合津波観測データを活用し、津波警報等を的確に運用するとともに、処理システムの更新に合わせて、処理手法の改善の検討を進める。</p>	<p>気象庁</p>
	<p>③防災行政無線（同報系）等の多様な防災情報伝達手段の整備【消防庁】 ・防災行政無線（同報系）を始め災害時に迅速かつ的確に情報を伝達するための消防防災通信システムの整備促進を図る。</p>	<p>・防災行政無線（同報系）の整備率100%（推進地域の全市町村）を目指す。（平成25年3月83%（推進地域の全市町村））</p>	<p>97.6% (令和5年3月31日)</p>	<p>推進地域の市区町村</p>	<p>推進地域の市区町村に対する整備済みの市区町村数の割合</p>	<p>・各種会議の場等で周知し、さらに災害情報伝達手段の知見を有するアドバイザーを市区町村に派遣し助言を行うことで整備の促進を図った。これらの取組により、平成25年3月末時点より着実に整備率を上げることができている。</p>	<p>・防災行政無線（同報系）の整備率100%を目指し、各種会議の場等での周知やアドバイザー派遣等を引き続き行っていく。</p>	<p>消防庁</p>
		<p>・緊急速報メールの整備率100%（推進地域の全市町村）を目指す。（平成26年2月87%（推進地域の全市町村））</p>	<p>100% (平成31年3月31日)</p>	<p>推進地域の市区町村</p>	<p>推進地域の市区町村に対する整備済みの市区町村数の割合</p>	<p>・各種会議の場等での周知により整備の促進を図った。 全市町村が整備し運用中である。</p>	<p>・継続して緊急速報メールを活用してもらうよう各種会議の場等にて周知を行っていく。</p>	<p>消防庁</p>
	<p>⑤Jアラート情報の迅速かつ確実な伝達のための高度化の推進【総務省】 ・Jアラート情報を迅速かつ確実に伝達するため、高度化を進める。</p>	<p>・Jアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様を令和元年度末までに策定する。</p>	<p>100% (令和2年3月30日)</p>	-	-	-	<p>・Jアラートの地図化システムを災害対応支援システムに機能拡張する際の標準仕様を策定</p>	<p>総務省</p>
						<p>・南海トラフ地震臨時情報の更なる周知については、情報発表時に地方公共団体や企業等がとるべき防災対応をまとめたガイドライン、国民の理解を促すために分かりやすく解説したリーフレット・マンガ冊子・映像資料を内閣府ホームページで公表した。 ・津波防災の重要性について、啓発ポスター・ピンバッジ等を作成するとともに、津波防災に関する啓発イベントを実施するなど、津波防災の重要性について普及啓発を行っている。</p>	<p>・引き続き、内閣府ホームページでの広報を継続するとともに、地方自治体や関連団体と協力及び講演会等でも配布し、積極的な普及拡大に努める。 ・引き続き、啓発ポスター・ピンバッジ等を作成するとともに、津波防災イベントを実施し、普及啓発に努める。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
						<p>・首相官邸HPや首相官邸SNSを用いて、多重的に適時的確な情報発信を実施している。また、Jアラート（全国瞬時警報システム）と首相官邸Twitterを連携し、Jアラートが発動された場合は、瞬時にTwitterに自動投稿される仕組みを構築している。 ・更に、当番制により常時災害時の対応に備えた体制を確保するとともに、情報伝達の訓練を実施している。 ・こうした伝達手段の多重化・多様化、日常的な訓練の実施等により、災害時に確実に伝達できる体制を確保できていると考える。</p>	<p>・順調に進捗していることから、引き続き伝達手段の多重化・多様化、日常的な訓練の実施等、適時的確な情報発信のための取り組みを継続する。</p>	<p>内閣官房</p>
						<p>・緊急地震速報対応行動訓練を年に複数回（3月・6月・11月頃）実施している。また、日々の業務の一環として、無線交信訓練等を実施し、職員への教育に取り組んでいる。災害対策における人員は、当直業務により配置している。</p>	<p>・目標を達成していることから、引き続き訓練等に取り組む。</p>	<p>宮内庁</p>
						<p>・「デジタル庁の所掌事務に係る非常事態への対応状況等について適切な広報活動を行うため、非常事態の発生後速やかに、報道発表及び情報提供が可能な体制を整えるとともに、デジタル庁ホームページ及びソーシャルメディア等の媒体を活用し、積極的な情報発信を行う。」旨を業務継続計画に明記しており、求めや必要に応じて、それらの手段を用いて、積極的な情報発信を行う。</p>	<p>・情報発信が必要になった場合の具体的な広報プロセスや、確実に伝達できる人員配置、訓練について令和5年度中目途で整理する。</p>	<p>デジタル庁</p>
						<p>・南海トラフ地震防災対策推進地域にある全官署において、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達等に関する訓練を行っている。</p>	<p>・引き続き訓練を行い、実効性のある体制を構築していく。</p>	<p>法務省</p>
						<p>・都道府県警察は、各自治体と協力しながら、訓練を実施しており、特に「津波防災の日」には住民も参加しての避難誘導訓練を行うなど、避難行動の普及啓発に努めている。 警察庁は毎年「総合防災訓練大綱」「防災週間」及び「津波防災の日」の中央防災会議決定を受け、全国警察に訓練の推進について通達を发出し、訓練への取組みを働きかけている。</p>	<p>・引き続き、訓練を実施していくとともに、警察の利点である地域に根ざした普及啓発に努めていく。</p>	<p>警察庁</p>
						<p>・外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信しているサイト等の紹介を行う。また、東京都と連携し、東京都が毎年開催している在京大使館向け防災説明会にて多言語の災害情報サイトについて周知している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策で前年は開催されなかった同防災説明会に参加した。また、同説明会に参加した複数の在日外国公館からの防災設備等に関する照会に対し対応し、在日外国公館における防災意識の向上に寄与している。</p>	<p>・日常時より在京大使館と緊密な連絡を取り、在京大使館からの防災に関する照会に対しては、多言語の災害情報サイトの周知等を行っていく。また、東京都との連携を継続し、東京都が開催する在京大使館向け防災説明会に引き続き参加していく。</p>	<p>外務省</p>
						<p>・災害時における安否確認や参集指示が可能な「緊急時情報連絡システム」を導入しているほか、衛星携帯電話やMCA無線の導入等、通信手段の多重化も行っている。 また、財務省BCPや省内各部署の非常時優先業務マニュアル等の規程により人員配置を行っているとともに、毎年、全職員を対象とした安否確認訓練や、地方支分部局からの情報集約訓練を実施している。</p>	<p>・引き続き、規程の見直しをはじめ、必要な訓練を実施することで、災害時の情報伝達体制の整備に取り組む。</p>	<p>財務省</p>
						<p>・『「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』を作成・公開し、『「学校安全行政担当者連絡協議会」において、各都道府県・指定都市教育委員会等の学校安全担当者に対して、各学校の危機管理マニュアルに防災教育及び訓練の実施について記載し、実行する必要があることを伝達した。また、教育委員会職員や教職員を対象とした「学校安全基礎セミナー」や「学校安全ワークショップ」において、危機管理マニュアルの作成・見直しに関する講義を実施した。</p>	<p>・教職員等向けの研修会での情宣活動の強化。『学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン』を活用を促す研修会等を実施し、必要な訓練等への取組を促す。</p>	<p>文部科学省</p>

第3節 総合的な防災体制	1 防災教育・防災訓練の充実	災害時に防災情報が的確かつ円滑に活用されるためには、平常時から防災情報について理解しておくことが重要である。また、過去の災害の情報や教訓を蓄積・解析し、繰り返される災害への対策に活かすことが重要である。このため、国、地方公共団体は、平常時から防災情報の共有・活用及び防災教育・訓練等を体系的に推進する。	①防災研修の推進【内閣府、消防庁】 ・防災研修の推進により、地方公共団体の首長及び職員等の防災対応能力の向上を図る。					【本省】 ・省内で、災害発生時にも緊急連絡が可能な体制を組んでいる。また、災害発生時の緊急連絡を想定した訓練を行っている。 【医療施設】 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を整備している。	【本省】 ・人事異動によるパフォーマンスの低下を最小限に抑制する。 【医療施設】 ・広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の運用を継続。	厚生労働省		
									・災害時に対外広報を行う広報班において、省内防災訓練の企画調整及び訓練への防災担当官の参加を通じて、体制の構築・改善を行った。省内訓練を通じて、体制の確認、課題抽出、今後の方向性に関する検討を行い、関係者間での連携を強化した。	・引き続き定期的な訓練を通じて、より効果的、効率的に実施できる体制構築に向けた改善を行う。	経済産業省	
										・重要港湾、船舶交通のふくそう海域等から選んだ109海域について、優先順位をつけ、南海トラフ地震の被害最大モデルを用いた津波防災情報図の整備と提供を実施した。	・海しる等を活用した津波防災情報図の継続的なデータ提供を実施する。	海上保安庁
									・平成26年度より、全国の市特別区長及び町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を毎年開催するとともに、令和2年度より、地方公共団体の防災責任者等を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」等を毎年実施している。更に、地域防災力の強化に向け、平成25年度より、国・地方公共団体等の職員を対象とした「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修等を毎年実施している。	・引き続き継続実施するとともに、研修内容の見直しを行うなど、一層の研修効果の向上を図る。	内閣府（防災）	
									・避難情報の発令判断等に関するシミュレーション訓練を平成30年度から毎年実施するとともに、被災首長による講演を含む「全国防災・危機管理トップセミナー」を市長向けは平成26年度から、町村長向けは平成29年度から、それぞれ毎年実施することで、地方公共団体の取組を支援している。	・引き続きセミナーや研修を継続して開催するとともに、研修内容の見直しを行うなどして、より実践的な研修となるよう内容の充実を図りたい。	消防庁	
									・令和60年度より、防災意識の向上を図るべく、防災ポスターコンクールを実施。平成16年度からは、全国の防災教育に意欲を持つ団体・学校・個人等から防災教育チャレンジプランを募集し、令和4年度末時点で延べ340件以上の取組事例の支援を実施。また、平成28年度には教育コンテンツの作成・提供（自動・共助の重要性を啓発する動画をホームページへ掲載）を行った。さらに、地区居住者等が普段から地域の災害リスクを把握し、計画を立てるなどの「地区防災計画」の策定を推進している。	・引き続き、防災ポスターコンクールを実施するとともに、防災教育チャレンジプランについて新たに学校と企業の連携に取り組むなど更なる防災意識等の向上を促す。また、「地区防災計画」の策定を促進し、地域の防災力向上に努める。	内閣府（防災）	
									・「児童生徒等に対する防災教育の実施について」（令和3年12月1日付け消防地第416号・同日付け文部科学省事務連絡）を發出し、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において消防団員が参画し、体験的・実践的な防災教育の推進に取り組むよう都道府県・市町村に要請した。	・都道府県や市町村に実施を働きかけるとともに、消防団員が参画する防災教育を「消防団の力向上モデル事業」、自主防災組織員等が参画する防災教育を「自主防災組織等活性化推進事業」で引き続き支援する。	消防庁	
									・学習指導要領の改訂に合わせ『「生きる力」をばくくむ学校での安全教育』を作成し、教職員等向けの研修会等を実施して、児童生徒等が安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、地域の特性等に応じて教育課程を編成するよう促した。「学校安全の推進に関する取組状況調査」において、災害安全について指導していると回答した学校の割合94.9%（令和3年度実績）	・「第3次学校安全の推進に関する計画」や学校での災害安全指導の在り方について理解が広がるよう、教職員向けの研修会等の更なる充実を図る。	文部科学省	
									・学習指導要領を踏まえた防災教育を定着させるべく、防災教育支援を目的としたウェブサイトにおける取組事例の紹介、授業や家庭学習で使用可能な子供向けオンラインコンテンツの作成・充実、学校における防災教育の授業支援等を実施した。 ・学校教育における防災教育の支援を行い、児童生徒等の防災知識の普及を図っている。 ・令和4年度までに全国の約130の大規模汎濫減災協議会において、協議会の支援学校を指定し、防災教育の支援を実施。	・学習指導要領を踏まえた防災教育を定着させるべく、引き続き、防災教育支援を目的としたウェブサイトにおける取組事例の紹介、授業や家庭学習で使用可能な子供向けオンラインコンテンツの作成・充実、学校における防災教育の授業支援等を実施する。	国土交通省	
						③津波防災訓練の実施【内閣府、消防庁、国土交通省】 ・各市町村において、津波避難訓練を実施する。 ・国と地方公共団体等が協力して、津波情報等伝達・提供訓練、水門・陸閘等の閉鎖訓練、救助・救護訓練、道路障害物・港湾危険物撤去訓練、緊急物資輸送訓練等の津波防災総合訓練を毎年実施する。	・津波避難訓練の実施のための助言・指導を行うことにより、津波避難訓練を毎年実施する市町村の割合100%（推進地域の全沿岸市町村）を目指す。	52% (令和5年4月1日)	推進地域において、海岸線を有する市区町村、海岸線を有しないが津波の遡上等で被害が想定される市区町村	左記に対する令和4年度に1回以上津波避難訓練を実施した市町村の割合	・毎年度、総合防災訓練大綱を策定し、政府においては、緊急地震速報訓練と地方公共団体等と連携して地域住民を対象にした地震・津波防災訓練を、10か所程度で実施している。 ・地方公共団体等に対しては、総合防災訓練大綱等により、津波災害を踏まえた訓練の実施を促しており、また、訓練にはハザードマップを活用した想定される災害リスクの確認やそれに伴った避難行動等を積極的に加えるよう促している。 ・11月5日「津波防災の日」・「世界津波の日」の前後の期間を中心に、全国各地で津波避難訓練が実施されている。	・引き続き、総合防災訓練大綱により津波避難訓練の実施を促すとともに、継続的に地方公共団体と共催の「地震・津波防災訓練」を実施する。
							・津波避難訓練の実施や、津波避難計画の策定などに要する経費については、地方財政措置を講じるとともに、津波避難計画の策定状況等の調査結果を踏まえ、実践的な訓練の実施や津波避難計画の実効性の確保について周知し、地方公共団体の取組を支援している。	・引き続き、津波避難訓練の実施や、津波避難計画の策定などに要する経費については、地方財政措置を講じるとともに、津波避難計画の策定状況等の調査結果を踏まえ、実践的な訓練の実施や津波避難計画の実効性の確保について周知し、地方公共団体の取組を支援する。	消防庁			
							・毎年、「津波の日」にあわせた時期に、地方公共団体等と連携し、南海トラフ巨大地震による津波を想定した大規模津波防災総合訓練が実施されており、目標は達成できている。	・引き続き訓練を継続的に実施し、内容の充実を図ることで、総合防災力の向上を目指す。	国土交通省			
	2 ボランティアとの連携	国及び地方公共団体は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。						・多様な主体間における連携促進のための研修会を毎年開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境整備を進めている。 また、全国域の災害中間支援組織であるJVOADと令和元年5月にタイアップ宣言をし、平時から全国域での連携強化に努めるとともに、JVOADが進める都道府県域の中間支援組織の育成に協力している。 都道府県域において、三者連携体の設置や中間支援組織の育成が進んでおり、ボランティアが活動するための環境整備が着実に進んでいる。	・引き続き、都道府県域の災害中間支援組織の育成及び機能強化を図るため、全国域の災害中間支援組織であるJVOADや、自治体等とも連携を図りながら、ボランティア活動の円滑実施のための環境整備を図る。	内閣府（防災）		

	国及び地方公共団体は、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方針等について、意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修会や訓練を通じて推進するものとする。					・多様な主体間における連携促進のための研修会を開催し、災害時の円滑なボランティア活動の実施に向けた環境整備を進めている。 近年発生した災害の被災地では、被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議が実施されることが多く（令和4年度は、新潟県、静岡県で実施）、都道府県において、多様な主体が連携して活動するための環境整備が着実に進んでいる。	・引き続き、都道府県域の三者連携を推進するとともに、日頃から、自治体が研修会や訓練等を通じて、関係者間で日頃から顔の見える関係を構築することを国が促進するなど、連携体制の強化に向けた具体的な取組を推進する。	内閣府（防災）
	国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力して情報を共有する場を設置するなどし、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、高齢者介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するものとする。					・近年発生した災害の被災地では、被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議が実施されることが多く（令和4年度は、新潟県、静岡県で実施）、被災地ニーズの共有、支援者側の情報共有が行われている。 また、令和3年9月には、災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営するため、自治体と社会福祉協議会が協定を締結するなど、同センターの設置予定場所をあらかじめ定めておくこと等を推進するための通知を都道府県に発出した。 被災者支援を行う多様な主体が参加する情報共有会議では、支援者の専門性を活かした活動調整が行われており、専門能力を有する団体・個人がその能力を効果的に活かす仕組みづくりが着実に進んでいる。	・引き続き、自治体等に対し、災害ボランティアセンターの設置予定場所等に関して社会福祉協議会と協定を締結するなど、災害時に同センターが円滑・迅速に設置され、ボランティアによる効果的な活動が行われるよう取組を促す。	内閣府（防災）
	国及び地方公共団体は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地方公共団体は、災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めるものとする。					・平成31年4月に内閣府（防災）、環境省、全国社会福祉協議会、全国災害ボランティア支援団体ネットワークの連名で、「災害廃棄物の撤去等に係るボランティアとのより効果的な連携について」を発出し、都道府県、都道府県社会福祉協議会、NPO等に対して、連携体制の構築や、分別・排出方法の周知について、依頼した。災害発生時には、同通知を被災自治体等に発出し、あらかじめ周知を図っている。 ・環境省では社会福祉協議会やボランティア関係NPO団体と平時から連携し、発災時の被災家屋からの災害廃棄物の撤去等に係る連絡体制を構築している。	・令和元年東日本台風の際、長野県において、官民の関係機関が連携し、円滑・迅速に産業廃棄物処理を行ったように、各地域の優良事例を広く共有し、全国の様々な地域において、発災時の円滑な廃棄物処理がなされるようガイドブックや事例集を作成してHP等で展開する。 ・ボランティア団体と平時から引き続き顔の見える関係構築を行っていく。	内閣府（防災） 環境省
	地方公共団体は、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえて、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるものとする。					・災害廃棄物対策指針において、災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知することを記載しているほか、大規模災害発生時には同様の内容を盛り込んだ事務連絡を発出している。	・片付けごみなどの収集運搬計画を、災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知に関する内容を記載している事務連絡などを用いて、引き続きボランティアも考慮した災害廃棄物の収集運搬の検討について地方自治体に周知を行う。	内閣府（防災）
						・災害廃棄物対策指針（平成30年改定）において、災害廃棄物（片付けごみ）の分別方法や仮置場の場所、仮置場の持ち込み可能日時などを住民、ボランティアに周知することを記載しているほか、大規模災害発生時には同様の内容を盛り込んだ事務連絡を発災後速やかに発出している。	・災害廃棄物の撤去等に係る広報・周知に関する内容を記載している事務連絡などを用いて、引き続きボランティアも考慮した災害廃棄物の収集運搬の検討について、都道府県を通じて地方自治体（市区町村）に周知を行う。	環境省
3 総合的な防災力の向上	国、地方公共団体は、被害想定や施設の耐震特性等に関する情報を始めとする地域の災害リスク情報を整備し、それをわかりやすい表現方法と手段で公表し、地域住民等との共有を図り、防災意識の向上を進める。					・平成27年12月に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」をとりまとめた。この報告書では、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物における最上階の揺れ、構造躯体への影響、室内の家具の移動・転倒、人の行動への影響等を評価し、必要となる対策についてとりまとめた。 ・平成28年3月、「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」等が、日本工業規格（JIS）※で制定・改正されたを受け、関係省庁等による避難場所等の案内板等の整備取組について、消防庁とともに全国の地方公共団体に対し周知を実施した。 ・また、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催においては、外国人旅行者向け多言語対応の一環として同取組を実施した。 ・一方、経産省では国際的な避難誘導システムとしての標準化を目指し、同規格をISOに提案した。令和4年2月のISO発行（ISO22578）を受け、ISO22578とJIS Z9098の間に生じた差異の確認ならびに整合性を図るための委員会が令和4年度に設置されたことから、内閣府を代表して委員として参画し、JIS Z9098の適切な改正を目指しているところである。 ※令和元年7月に日本産業規格（JIS）に名称変更	・平成28年6月に国土交通省において、超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策についてとりまとめられ、地方公共団体あてに通知し、対策が進められている。 ・「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z9098）」による案内板等の整備については、全国の地方公共団体の整備が進むよう、引き続き、普及啓発に努める。 なお、ISO22578発行に伴う、今後のJIS改正についても、経産省など関係省庁等と連携を図り、適切な普及啓発に努める。	内閣府（防災）
						・地震に関する災害リスク情報を住民が容易に検索できるよう、ハザードマップポータルサイトにて、国及び県が作成した地震に関する災害リスク情報や、市町村が作成した地震に関するハザードマップへのリンクを掲載している。	・引き続き、地震に関するハザードマップの市町村における作成状況に応じて、ハザードマップポータルサイトにリンクを掲載し、情報の充実を図る。	国土交通省
						・地域の災害リスク評価の基礎となる地形分類情報について、人口が集中するも未整備となっている地域を整備するとともに、整備した地形分類情報をホームページで公開している。	・現在の取組を継続する。	国土地理院

	<p>地方公共団体は、地域防災力の中核となる消防団の人員・装備・施設を充実させるとともに、平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織活動力向上、自力脱出困難者救出用の資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。また、防災用資機材、飲食料・医薬品等の備蓄状況に関する情報の整理・更新を適切に実施する。</p> <p>企業等は、事業所の建築物の耐震化や什器等の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備等により顧客及び従業員等の生命の安全確保を図るとともに、顧客、従業員等及びそれぞれの家族の安否確認を行う。（企業等は、）安備で効果のある耐震・耐浪改修技術等の減災技術の開発を進めるとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進、地方公共団体との地域貢献に関する協定の締結、他の企業等との災害時応援協定の締結、地区防災計画の活用等により、自助・公助による防災対策の意識向上や応急活動体制の強化等、地域防災力に積極的に貢献する。</p>	<p>①自主防災組織の育成・充実【消防庁】 ・自主防災組織による地域防災力強化の必要性の周知、防災知識の普及啓発を図るとともに、消防職員等が自主防災組織等に対して訓練等を行い、自主防災組織を始めとする地域の防災リーダーの育成を図る。</p>	<p>・自主防災組織による活動力向上率100%（推進地域の全都府県） （平成25年4月1日現在79.5%（推進地域の全都府県））</p>	<p>90% （令和4年4月1日）</p>	<p>推進地域内の全世帯数</p>	<p>推進地域内の全世帯数に対する自主防災組織の組織されている地域の世帯数の割合</p>	<p>・備蓄の重要性について、啓発パンフレットに加え、平成28年度には動画を作成し、ホームページに掲載するなど、備蓄の重要性の周知を行った。また、令和4年度に、啓発パンフレット「みんなで減災」を改訂し、全都府県等を通じて周知を行った。 ・自主防災組織の活動が活性化するように、自主防災組織の活性化につながる取組を支援するとともに、自主防災組織のリーダーに向けた標準的な教育訓練の教材等を作成し、地方公共団体職員向けにこの教材の活用方法に関する研修会を、令和2年度から令和4年度までに21回実施している。 自主防災組織による活動力向上率は、増加傾向にある。</p>	<p>・引き続き、啓発パンフレットなどを活用し、全都府県等を通じて、備蓄の重要性について周知に努める。 ・研修会の定期的な開催、研修内容や自主防災組織の活性化に関する取組事例のHPへの掲載等により、今後も引き続き、自主防災組織のリーダー育成支援による活動の活性化、防災知識の普及啓発等により地域防災力の充実強化を図っていく。</p>	<p>消防庁 内閣府（防災）</p>
	<p>国は、地方公共団体が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。</p>						<p>・平成30年に復興事前準備に関するガイドラインを策定するとともに、令和2年度に復旧・復興まちづくりサポーター制度を創設し、定期的に連絡会議を開催し、自治体に情報提供をしている。また、令和4年度から事前復興まちづくり計画策定に対する財政支援を実施している。さらに令和4年度に復興事前準備の取組についての事例集をとりまとめ、令和5年度に復興まちづくりの目標や実施方針等を取りまとめた事前復興まちづくり計画検討のためのガイドラインを公表することで復興事前準備の取組を推進してきたところ。</p>	<p>・引き続き地方公共団体に対する普及啓発を行うとともに財政的な支援や技術的な支援を継続する。</p>	<p>国土交通省</p>
4 長周期地震動対策	<p>国、関係機関は、長周期地震動及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進める。国は、新築の超高層建築物等において性能評価時に設計用長周期地震動による検証を求めるとともに、既存の超高層建築物等において長周期地震動対策として行う診断や改修を支援する。国、地方公共団体、関係事業者は、長周期地震動等による石油コンビナート施設の被害の防止や低減のための対策を引き続き推進する。</p>						<p>・平成27年12月に「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」をとりまとめた。この報告書では、南海トラフ沿いの巨大地震が発生した際に想定される長周期地震動による超高層建築物の揺れ、超高層建築物における最上階の揺れ、構造躯体への影響、室内の家具の移動・転倒、人の行動への影響等を評価し、必要となる対策についてとりまとめた。</p>	<p>・平成28年6月に国土交通省において、超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策についてとりまとめられ、地方公共団体あてに通知し、対策が進められている。</p>	<p>内閣府（防災）</p>
							<p>浮き屋根を有する特定屋外タンク貯蔵所については、全て基準適合済み（休止中タンクを除く。）。浮き蓋を有する特定屋外タンク貯蔵所については、令和5年3月29日付消防第67号「浮き蓋付きの特定屋外タンク貯蔵所に係る特定屋外タンク貯蔵所の基準適合の徹底について」を发出し、基準適合について推進。</p>	<p>・令和6年度当初に新基準適合に関する貯蔵所数を調査予定。</p>	<p>消防庁</p>
							<p>・高圧ガス設備を保有する事業者に対し、耐震補強対策の支援を実施。また、高圧ガス設備の耐震設計に係る調査を実施。 ・最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助。</p>	<p>・耐震性向上に係る調査等を引き続き実施。</p>	<p>経済産業省</p>
							<p>・超高層建築物等の構造計算に用いる南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動の設計用地震動を策定した。長周期地震動の対象地域内の既存の超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進しているところ。 ・港湾における民有護岸等の耐震対策を推進するため、無利子貸付制度や、固定資産税の特例措置を設けて支援を行うとともに、平成30年6月に「港湾における護岸等の耐震性調査・耐震改良のためのガイドライン」を策定し、技術的な支援を行っている。</p>	<p>・継続して長周期地震動の対象地域内の既存の超高層建築物等における長周期地震動に対する構造安全性の検証を促進する。 ・引き続き、各企業による護岸等の耐震化の取組が進められるよう、これまでの施策の取組を推進する。</p>	<p>国土交通省</p>

第4節 災害発生時の対応に係る事前の備え	1 災害対応体制の構築	<p>国は、甚大な被害により情報の収集が困難となる地域が発生することも考慮しておく。</p> <p>国は、政府の現地対策本部について、あらかじめ地域ブロックごと（中部・近畿・四国・九州等）に複数計画し、国の地方支分部局との連携等による地方公共団体の災害対策本部等の関係機関との連携強化や情報共有を図り、更にはライフライン事業者・民間物流事業者等との連絡調整の体制をあらかじめ整えておく。</p>						・災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備している。	・今後とも災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制を整備していく	内閣官房	
									・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携について定めている。 また、合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急活動、消火活動、医療活動等の実施機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する旨を規定。 加えて、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル、現地対策本部業務マニュアルを策定し、各対策本部が災害時とるべき対応を定めるとともに、本マニュアルに沿った防災訓練を実施。 ・令和元年台風第15号・第19号での被害を踏まえ、関係する省庁、都府県（市町村）、ライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害毎に設定するテーマに沿って、現状・課題の把握、ニーズ等の着実な情報共有を行うため、連絡会議を開催する旨を具体計画と業務マニュアルに規定。 ・業務マニュアルに沿った訓練を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実効性を高めている。	・今後とも引き続き、具体計画および業務マニュアルを必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
									・当直員等による定期的な「業務無線訓練」や防災訓練における被災時を想定した各施設との交信訓練を実施している。 当直員等が交信訓練を行うことにより、情報の伝達方法を広く周知できている。	・目標を達成しているため、引き続き当直員による交信訓練を続けていく。	宮内庁
									・警察庁は各種災害時に、都道府県警察から「生の声」情報を速やかに収集する体制を構築して、実際に運用している。	・夜間や休日にもスムーズに情報集約が行えるよう、宿直員などに対してもマニュアルを徹底させていく。	警察庁
									・当局は、災害時の金融機能維持のため、非常時優先業務として、金融機関等の被害状況等に係る情報を収集し、金融庁ウェブサイト等を通じて、的確に情報発信を行うこととしている。 そのため、金融機関は、最大震度5強以上の場合には当局の求めがなくても当局に被害状況を報告することとしており、体制を整備している。 また、金融商品取引所等についても、災害時の被害状況等に係る情報収集等に関し、非常時優先業務マニュアルに手順等を定めて、体制を整備している。 さらに、当局としても、当該報告を受けた後、速やかに当局災害対策本部等に情報が集約される体制を整備している。 これら災害時の被害状況の報告手順を確認するため、定期的に金融機関や金融商品取引所と共同で訓練を実施している。 なお、金融機関や金融商品取引所からの被害状況等の情報収集に関わる主要な職員には、災害時優先回線付き携帯電話や衛星携帯電話を配付し、通信の複雑化を図るとともに、金融機関や金融商品取引所に対し、災害時の通信手段の整備を求めている。	・今後とも、定期的に金融機関等と共同で訓練を実施するなど、災害時の金融機関等からの情報収集の定着に取り組む。	金融庁
									・これまで人事異動等で新たに入庁した職員向けに、オンボーディングにて周知を行ってきた。 ・庁内各システム担当の復旧状況を即座に集約すべく、Teams上での非常災害対策本部を策定、昨年9月に運用訓練を行った。 ・また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。	・人事異動等で新たに入庁した職員向けに、引き続きオンボーディングにて周知を行っていく。 また、IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高める。	デジタル庁
									・総務省においては、通信の早期復旧のための体制として、総務省防災業務計画第8章第2節に基づき、インターネットや電話を用いた複数の手段により確実に電気通信事業者から情報収集又は連絡を取り合う体制を整備しており、担当者の変更等が生じた場合は速やかに体制を最新化するとしている。 また、同計画第8章第3節に基づき、電気通信事業者と非常時を想定した通信訓練を実施し、災害時に体制が機能するよう取り組んでいる。 さらに、事業用電気通信設備規則第二章に基づき、電気通信設備の耐震化、伝送路設備の多ルート化、非常用発電設備の整備・燃料の確保等の対策を義務づけている。	・引き続き、情報収集・連絡体制を定期的に更新するとともに連携訓練を実施する。 また、制度に基づき電気通信事業者に対し必要な対策を求めることとする。	総務省
									・消防庁は各種災害時に、都道府県、市町村及び消防本部から「生の声」を含む被害情報を速やかに収集する体制を構築して、実際に運用している。	・夜間や休日にもスムーズに情報集約が行えるよう、宿直員などに対してもマニュアルを徹底させていく。	消防庁
									・被災直後の被害情報の収集等のため、全国の法務官署に衛星携帯電話等を配備している。	・今後とも引き続き訓練を実施することで非常時にも情報収集できる体制を構築していく。	法務省
									・財務省BCPや省内各部署の非常時優先業務マニュアル等の規程により、電話又はその他適当と認める方法にて、地域（地方支分部局）からの情報が集約される体制が整備されている。 また、毎年、地方支分部局からの情報集約訓練を実施している。	・引き続き、規程の見直しをはじめ、必要な訓練を実施することで、災害時の情報伝達体制の整備に取り組む。	財務省
						・年度当初に都道府県教育委員会、国公私立大学等の教育機関の災害時連絡先名簿を更新し、災害発生時の連絡先として活用している。 ・公用携帯のうち非常時優先業務を持つものに対し、災害時専用回線を設定。また、中央防災無線、MCA無線及び多機能衛星通信設備を代替通信回線として確保している。	・引き続き、災害時に関係機関と連絡が取れるよう連絡先名簿の更新と、通信設備を維持する。	文部科学省			
						・省内で情報集約のための体制を構築済みであり、震度5弱以上の地震をはじめ、官邸の指示を待つことなく省内各局を通じて被災都道府県に被害状況の確認を行っている。 ・省内での情報集約には電話・メールを使用している。省内各局が行う被災都道府県からの情報収集には電話・メールに加えて、災害時情報共有システム等を活用している。	・引き続き都道府県や関係団体等との情報連絡体制を維持し、迅速な情報提供を依頼する。情報集約の手法やあり方については、迅速な対応が可能となるよう関係機関と連携の上、検討を行う。 ・迅速な情報集約を可能とするための手法やあり方に関する検討に当たって、関係機関との個別の打合せや検討会の実施は決まっておらず、検討する上で必要に応じて行う。 ・適切な応援体制の確保に向けた支援のため、令和2年2月27日付で、厚生労働省に対する、より詳細な被害情報の報告を都道府県に依頼しているところであり、「全国水道関係担当者会議」等を通じて改めて周知し、水道事業者や日本水道協会などの関係機関との連絡体制の維持を図っている。	厚生労働省			

						・情報収集等のため被災自治体に職員を派遣する体制（衛星携帯電話を携帯等）や、地方農政局等との連絡のため衛星通信機器の整備を行うなど、情報の集約体制を整備している。	・機器の管理・更新を適切に行っていくとともに、通信訓練を行い、有事の際に有効に活用出来るよう取り組む。	農林水産省
						・災害時に情報収集等を行う各PTの名簿を作成・管理し、人事異動等を踏まえて定期的に整理している。 ・通信インフラとして公用携帯（災害時優先電話）、IP電話、中央防災無線（指定公共機関にも設置）、MCA無線、衛星電話、トランシーバー、電力事業者との間で保安電話を整備し、定期的な連絡訓練等を行っている。 ・政府防災訓練への参加（年1回程度）、省内防災訓練の実施（年1回程度）を通じて、省内における情報共有体制の構築・改善を行った。 ・内閣府主催の南海トラフ地震等の大規模地震その他の災害の発生を想定した操作・物資拠点開設訓練への参加（毎年）を通じて、政府内及び官民における情報共有体制、物資供給・輸送の協力体制の構築・改善を行った。 ・大規模災害時における対応能力強化を目的として、石油連盟主催による災害時石油供給連携計画訓練への参加（毎年）を通じて、災害時対応能力の維持強化を行った。 ・経済産業局で自衛隊や自治体等と連携した燃料供給訓練を実施（令和3年度）し、各関係機関の対応事項・手順等の確認・共有を行った。 ・平成29年7月にコンビニ、スーパー（7社）の流通業者を災害対策基本法第2条第5号の規定により内閣総理大臣が指定する指定公共機関に新たに指定し、災害対応の官民の体制整備を実施した。 ・経済産業省が関与する物資調達及びライフライン応急復旧に係る情報を切り口に、官民関係機関（民間は流通事業者、ライフライン事業者、先進ICT事業者、NPO法人等）が参画する検討会を開催し（平成29年度）、多様なプレイヤーの取組みについて紹介を行うとともに、現場における課題を抽出し、その課題解決に向けた検討を実施した。 ・訓練及び官民検討会等を通じて、政府内及び官民における情報共有体制、物資供給・輸送の協力体制の確認、課題抽出、今後の方向性に関する検討を行い、関係機関との連携を強化した。 ・災害時の円滑な情報収集を行うため、各エリアの電力会社との連絡体制名簿について、担当者の変更の都度更新、共有を実施した。 ・関係者との密な連携、情報共有のため、保安監督部等から電力会社等へ必要に応じリエゾン派遣を検討、実施。 ・一般送配電事業者において、災害その他の事由による事故により電気の安定供給の確保に支障が生ずる場合に備えるための一般送配電事業者相互の協力や地方自治体や自衛隊等の関係機関との連携に関する計画（災害時連携計画）を共同で作成し、電力広域的運営推進機関を経由して経済産業大臣に届け出が行われており、災害時に備えた体制を構築している。 ・一般ガス導管事業者において、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行っており、災害時に備えた体制を構築している。 ・ガス事業に関して、災害時の円滑な情報収集を行うため、一般社団法人日本ガス協会との連絡体制名簿について、担当者の変更の都度更新、共有を実施した。また、各地域の日本ガス協会地方部会幹事会社に経済産業省からリエゾンを派遣する体制を構築している。	・引き続き名簿の整理・機材の管理に努める。 ・引き続き定期的な訓練を通じて、大規模災害時において物資調達、輸送をより効果的、効率的に実施できるよう、国、地方公共団体、民間事業者との協力体制を改善する。	経済産業省
						【物流】 ・災害時における円滑な支援物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流事業者等が参画する協議会を開催し、都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進した。 【下水】 ・下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）や21政令市間の相互支援協定（大都市ルール）により国との連絡調整の体制を構築している。	【物流】 ・未締結の都道府県について、引き続き協力締結の締結に向けた促進を図る。 【下水】 ・引き続き、訓練等を実施し体制の強化を図る。	国土交通省
						・地震等災害発生時の情報収集及び速報について予め管下に指示しているほか、被災した管区本部の庁舎、航空機等が被災した事態も想定した情報収集体制も構築している。	・引き続き、情報収集体制の維持に取り組んでいく。	海上保安庁
2 救助・救急対策	国、地方公共団体等は、建設機械を保有する民間事業者を含め、救助・救急のための要員の確保・育成や必要資機材の配備等の体制の充実を図る。また、救助・救急効果の向上を図るため、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊、海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、救護班、さらには、これらの救助・救急部隊等と現場で密接に連携するTEC-FORCE（救急災害対策派遣隊）の連携を推進するための訓練等により、より一層対応能力を向上させる。	①緊急消防援助隊等の充実【消防庁】 ・緊急消防援助隊各部隊の増強を図るとともに、迅速かつ的確な広域応援を行うことができるよう体制の強化を図る。 ②救助体制の充実【消防庁】 ・特別高度救助隊等の整備や車両・資機材の配備を進めることにより、救助体制の充実を図る。				・第4期基本計画により、大規模災害に対処できるよう登録目標隊数を増強（6,000隊⇒6,600隊）したとともに、緊急消防援助隊施設整備費補助金により自治体が整備する車両や資機材に体する財政支援を実施。	・基本計画の見直し（第5期基本計画（R6～10年度））において、南海トラフ地震等の切迫する大規模災害の状況や、災害の傾向など中長期的な観点を踏まえつつ、激甚化している近年の災害の実態や社会情勢に応じたニーズ、過去の出動状況等を踏まえ、検討を行う。 ・また、必要な消防力を維持するため、近年の災害の傾向を踏まえ、緊急消防援助隊施設整備費補助金等の財政措置に努めていく。	消防庁
		③警察災害派遣隊の充実強化等【警察庁】 ・より災害現場に即した環境での体系的・段階的な訓練の実施、車両・装備資機材の充実強化等により、警察災害派遣隊の救出救助能力の強化、持続活動能力の向上、効果的な部隊運用等を図る。				・救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令の一部を改正（平成18年3月28日公布）し、特別高度救助隊等の配置について定め、特別高度救助隊を東京消防庁及び政令市に、高度救助隊を各都道府県に1隊以上整備できるよう中核市等に整備した。中核市の増加及び消防本部による自主整備により高度救助隊の隊数が増加している状況である。 ・震災時の救助活動に特に有効な重機・重機搬送車については、全国へ計画的に計50台を配備し、救助体制の充実を図った。 ・また、自衛隊輸送機へ搭載可能な大規模震災用高度救助車の配備、震災時の瓦礫除去等を目的とした重機及びその搬送車の配備等、震災時に機動力を発揮する車両の配備を進めるとともに、倒壊・座圧建物からの効果的かつ先進的救助手法の検討を実施し、マニュアルとしてとりまとめ、救助技術の向上を図った。 ・関係省庁（警察庁、海上保安庁、防衛省、内閣府、国土交通省、法務省）の協力のもと、関係機関との活動調整における必要な取組み事項等をまとめた「大規模災害時の救助・捜索活動における関係機関連携要領」を策定し、消防本部の活動調整等の対応能力の向上及び関係機関連携の促進を図った。 ・救助体制の充実に向け、緊急消防援助隊施設整備費補助金などの財政支援を行っていく。	・順調に進捗していることから、引き続き救助体制の充実強化についての取組みを継続する。	消防庁
		④救助部隊の体制整備【防衛省】 ・南海トラフ地震発生時に、より迅速かつ適切な自衛隊の災害派遣活動を行い得る体制を整備する。				・毎年各都道府県警察及び各管区毎において警察災害派遣隊の救出救助能力等の強化のため、複合的な災害に対応できるような訓練を実施し、部隊の能力向上に努めているほか、可搬式発電機、ウェットスーツ、救命ボートなど津波をはじめ各種水害に適切な対応ができるよう、計画的に装備資機材の整備を行っている。	・引き続き、実戦的な訓練の実施、装備資機材の充実強化を通じて、部隊の能力向上に努める。	警察庁
						・毎年実施する自衛隊統合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での教訓を踏まえ、南海トラフ地震に関する自衛隊の計画の改訂を実施。 ・毎年、実態に即した見直しを実施することにより、迅速かつ適切な計画を常時保持。	・毎年実施する自衛隊統合防災演習をはじめとする各種訓練や災害派遣での教訓を踏まえ、南海トラフ地震に関する自衛隊の計画を見直し・改訂し、それを受けて各部隊における対処計画も改訂するという一連の流れによって、実効性の向上を図っていく。	防衛省

			⑤救助勢力の機動性の向上と充実・強化【海上保安庁】 ・機動性の高い救助体制の充実・強化を図る。				・南海トラフ地震を想定した関係機関との合同訓練を実施し、潜水士等救助勢力の救助技術・能力の向上を図った。 ・今年度、機動救難士を釧路航空基地に新たに配置するとともに、平成28年から平成30年にかけて一部の管区本部救難士、航空基地及び羽田特殊救難基地に専門官（医療支援担当）等を配置したほか、機動救難体制の拡充により必要となった資器材等を整備し、高度な救急救命体制の強化を図った。 ・心肺機能停止前の重度傷病者に対する輸液（点滴）及び薬剤投与（低血糖の者に対するブドウ糖溶液の投与）の実施に必要な資器材等を整備したほか、吊上げ救助等に必要となる各種資器材を整備した。 ・発災時における救助・救急体制の強化のため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機を整備した。 ・単独で応急処置が実施できる救急員を潜水士が乗船する巡視船へ配置した。	・今後も潜水士等救助勢力の救助技術・能力の更なる向上のため、関係機関との合同訓練及び各種資器材の整備等を実施する。 ・今後も引き続き、発災時における救助・救急体制を強化するため、巡視船艇・航空機を整備する。 ・今後も引き続き、単独で応急処置が実施できる救急員を潜水士が乗船する巡視船艇へ順次配置する。	海上保安庁
			⑥TEC-FORCE 活動の強化【国土交通省】 ・TEC-FORCE活動計画を策定し、迅速な派遣が実施できる体制を構築する。また、TEC-FORCE活動計画に基づき迅速に活動できるよう、人材の育成や実践的な防災訓練の実施などTEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。				・国土交通省において、「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE 活動計画（平成28年8月24日）」を策定。 ・また、本計画に基づく具体的な活動計画を各地方整備局等において策定済み。 ・TEC-FORCE隊員人材育成のための研修や実際の活動を想定した訓練を実施するなど、適切に対策を講じている。	・引き続き、研修、訓練を実施し、TEC-FORCEの災害対応能力向上を図る。	国土交通省
							・DMAT参集拠点設置、広域医療搬送をはじめとする大規模災害時における一連の医療活動の円滑化のため、大規模地震時医療活動訓練に併せ実働訓練を実施し、当該訓練にDMAT等を派遣した病院等に対し、交通費等を支援している（防災訓練等参加支援事業）。	・DMAT参集拠点設置、広域医療搬送をはじめとする大規模災害時における一連の医療活動の円滑化のため、大規模地震時医療活動訓練に併せ実働訓練を毎年実施していくとともに、当該訓練にDMAT等を派遣した病院等に対し、今後も交通費等を支援していく（防災訓練等参加支援事業）。	厚生労働省
3 医療対策	国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される傷病者や、被災地域内の入院患者、医療施設の被災状況等の災害医療情報や医薬品備蓄情報等をEMIS（広域災害救急医療情報システム）を用いて共有化を図るなどにより、医薬品供給体制の充実を図る。また、広域圏における救助・救急活動の調整を図る体制や後方医療体制の整備等に努めるとともに、災害発生直後からの速やかなDMAT・救護班の派遣、医薬品・医療資器材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。		①業務継続計画（BCP）の整備【厚生労働省】 ・医療機関が、被災後も早期に診療機能を回復できるよう業務継続計画の整備を進める。				・医療機関担当者を対象とした業務継続計画（BCP）策定研修事業を毎年実施している。	・医療機関担当者を対象とした業務継続計画（BCP）策定研修事業を毎年継続していく。	厚生労働省
			②DMATの充実【厚生労働省】 ・DMAT要員の養成や、DMAT事務局の体制を強化する。				・医療提供体制確保対策等委託費（DMAT体制整備事業）によりDMAT事務局の運営やDMAT隊員養成研修を毎年実施し、令和5年4月時点で16,570名が養成研修を修了、約2,000チームがDMAT指定医療機関に登録されている。	・医療提供体制確保対策等委託費（DMAT体制整備事業）によりDMAT事務局の運営やDMAT隊員養成研修を毎年継続していく。	厚生労働省
4 消火活動等	地方公共団体は、平常時から地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、女性防火クラブ・少年消防クラブ・幼年消防クラブの活性化、防災教育の充実や訓練の実施等を行うとともに、消防団、常備消防、緊急消防援助隊等の体制の充実、ヘリコプターによる早期情報収集等の技術開発によって、消防力の充実・向上を図る。 火災が発生すれば市街地が延焼し、風向きにより避難の方向も異なることから、例えば、緊急時の避難場所から広域避難の避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民等に対して適切な情報提供を行う体制を充実させる。		①常備消防力の強化【消防庁】（再掲） ・消防職員数の確保や市町村間における消防の広域化、消防施設・設備の整備を行う。				・平成18年の消防組織法改正以降、消防広域化推進アドバイザーを派遣するなど、都道府県及び市町村における消防の広域化や連携・協力の取組を支援するとともに、これらに伴って必要となる経費に対し、必要な財政処置を講じている。管轄人口10万未満の小規模消防本部数は、同法改正当初は487本部であったが、56本部減少して431本部（令和4年4月1日時点）となった。また、連携・協力の類型である指令の共同運用については、46地域193本部で実現している。 ・消防防災施設整備費補助金、緊急消防援助隊整備費補助金により、常備消防に必要な施設や設備の整備を進めている。	・消防庁では自主的な市町村の消防の広域化を推進しているため、市町村の要望等を踏まえ、引き続き消防広域化推進アドバイザーの派遣や必要な財政処置等の支援を行っていく。 ・補助金制度を有効活用して、常備消防の充実強化を図る。	消防庁
5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	国は、道路管理者と民間団体等との協定締結等により、各機関が最適な道路啓開を実施するための優先順位や資器材投入等、発災時に円滑な調整を行う仕組みを構築することを促進する。また、国及び地方公共団体は、走行中の一般車両に対する適切な規制・誘導、放置車両の円滑な処理について、国民の理解と協力を促すとともに、一般車両を極力利用しないことの徹底について啓発活動等を行う。						・警察庁では、「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」を策定し、発災後、道路管理者と連携して、あらかじめ選定した緊急交通路指定予定路線における緊急点検箇所点検を行うこととするなど道路啓開が迅速に行われる体制を構築している。 また、発災時における車両運転者のとるべき措置等国民への周知について、各種防災計画に反映させているほか、交通規制計画については具体計画の改定等を踏まえ、随時見直しを行っている。	・引き続き道路啓開が迅速かつ円滑に行われるよう道路管理者との連携を図っていく。	警察庁
							・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。	・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進めるなど、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。	国土交通省
							・重要港湾以上の125港で港湾の港湾BCPを策定。港湾BCPに基づき防災訓練を実施。また、災害時の対応や訓練結果等を踏まえ、港湾BCPの改訂を実施。	・引き続き各港で港湾BCPに基づき訓練を実施するほか、港湾BCPの改訂を実施。	国土交通省

<p>都府県警察は、迂回等の交通誘導や被災地内における迅速かつ的確な交通規制の実施のため、警備業者等との応援協定の締結や道路交通機能の確保に重要な信号機の滅灯対策等を講じる。</p>						<p>・都府県警察では災害の発生に備えた交通規制計画を策定するとともに、警備業者等と災害時における交通誘導や車両撤去に関する協定の締結に努めている。 また、緊急交通路指定予定路線（緊急輸送道路）上の交差点を優先して信号機電源付加装置の整備を推進して必要に応じて発電機の設置や警察官による交通整理を行うなど、信号機の滅灯対策を講じている。 災害の発生に備え、平常から発電機の操作方法や信号機への接続訓練等を実施している。</p>	<p>・引き続き迅速かつ的確な交通規制の実施のため、必要に応じて交通規制計画等の見直しを行っていくとともに、交通機能の確保のため信号機の滅灯対策を講じていく。</p>	警察庁
<p>国は、限られた人的・物的資源を適時・的確に配分するため、その考え方を整理した上で、全国的視野に立つて優先度を設けた配分計画を事前に作成する。</p>						<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第2章において、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート（通行を確保すべき道路）を定めている。 また発災後に、緊急輸送ルートの通行が最優先に確保されるように、通行可否情報の共有、必要に応じた啓発活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションが一体的かつ効率的に実施されるよう、各々の手順を定めている。 ・具体計画については、次のとおり見直しを行い、その実効性を高めている。 ①道路整備や防災拠点の指定に伴う修正 ②緊急輸送ルートの点検・啓開に関する道路管理者、警察庁、災害対策本部がとるべき具体的手順の明記</p>	<p>・道路整備や防災拠点の変更に伴う更新など、今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。</p>	内閣府（防災）
<p>緊急輸送手段が発災直後から確保可能なように、国、地方公共団体、関係機関は、官民の協力協定の締結を促進し、国及び地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築を図る。</p>						<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用であること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとするを定めている。 ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。</p>	<p>・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。</p>	内閣府（防災）
						<p>・災害時における円滑な支援物資輸送を実現するため、地方ブロックごとに国、地方公共団体、物流事業者等が参画する協議会を開催し、都道府県と物流事業者団体との間の輸送・保管・物流専門家派遣に関する協力協定の締結を促進した。</p>	<p>・未締結の都道府県について、引き続き協力締結の締結に向けた促進を図る。</p>	国土交通省
<p>民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。</p>						<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、民間事業者の物流施設を広域物資輸送拠点として活用することは有用であること、また、発災当初から物流業務に精通した民間事業者の協力を得られるよう、事前に協定を締結するなど、円滑な運営が図られるよう努めるものとするを定めている。 ・具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 ・国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現する物資調達・輸送調整等支援システムを2020年4月に運用を開始した。 ・運用開始後もシステムユーザーの意見を参考に、システム操作の負担軽減やユーザーインターフェイスの改善のため、機能拡張を実施した。 ・2020年7月に物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2021年6月に南海トラフ地震を想定した物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・2022年6月に全都道府県・市町村を対象とした物資調達・輸送調整等支援システム操作・情報伝達訓練を実施した。 ・発災時に備え、24時間365日いつでも利用可能な状態を維持するとともに、ユーザーの意見を反映し、継続的に必要な改修を実施できている。</p>	<p>・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。 ・システム操作・情報伝達訓練を通して自治体職員、関係省庁職員のシステム操作向上を図る。</p>	内閣府（防災）
						<p>・民間物流事業者の施設における非常用電源、非常用通信設備の導入について、導入補助事業を実施した。（平成26年度に事業終了）</p>	<p>・非常用電源設備の導入補助により導入を推進し、物流拠点の災害対応能力の強化を図る。 （令和4年度補正予算から事業再開）</p>	国土交通省
<p>国は、避難所までの円滑かつ確実な支援物資輸送に向け、ラストマイルを中心とした支援物資輸送に関する地方公共団体向けハンドブックの作成・普及、地方公共団体等関係者による実動訓練との連携、訓練成果他の地域への展開など、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図る。</p>						<p>・平成30年度に「ラストマイルにおける円滑な支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」を作成し、平成31年度にはハンドブックを活用した実践的な訓練を地方公共団体等と連携して行い、地域に応じた円滑な支援物資輸送体制の確立・強化を図った。 さらに、令和4年度には、近年の災害対応における地方公共団体の取組の好事例等を盛り込んだハンドブックの改訂を行った。</p>	<p>・ハンドブック改訂版の地方公共団体への周知を行いつつ、改訂内容も盛り込んだ訓練を国において実施し、その成果の横展開を図る。</p>	国土交通省
<p>国は、大規模災害時の広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点について、適切な運用体制を確立する。</p>						<p>・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章1（別表7-1）において、国が運用し広域的な緊急物資や復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす基幹的広域防災拠点（堺北港堺2区）を定めている。 ・基幹的広域防災拠点を設定のうえ、地方公共団体が運用する防災拠点と密接に連携を図ることとしている。</p>	<p>・今後も引き続き、地方公共団体が運用する防災拠点と密接に連携を図り、実効性を高めていく。</p>	内閣府（防災）
<p>国及び地方公共団体は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の災害の被害の拡大の防止を図るために必要な道路の無電柱化を推進する。</p>						<p>・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化を推進（令和4年度末の着手率約43%）</p>	<p>・引き続き、快適な道路環境等の創造に向けて、防災、安全・円滑な交通確保、景観形成・観光振興の観点から、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法の普及拡大、占用制限による新設・既設電柱の撤去、地方公共団体の事業実施をサポートする支援体制の構築や、国際観光旅客税等を活用しつつ、個別補助による財政的支援や事業のスピードアップ等を図る。</p>	国土交通省

6 食料・水、生活必需品等の物資の調達	国及び地方公共団体は、食料や飲料水等の国内での調達が困難となる場合も想定して、国民へ備蓄の重要性について周知徹底し、備蓄を充実させる。また、地方公共団体は、小売店やコンビニエンスストア等を通じて、被災地内における物資の安定供給が可能となる体制を構築する。					・災害時に備え、日頃からの家庭での食料の備蓄を実践しやすくなる方法（ローリングストック）等をまとめた「災害時に備えた食品ストックガイド」や、災害時に特別な配慮が必要となる人がいる家庭での備蓄のポイントをまとめた「要配慮者のための災害時に備えた食品ストックガイド」、単身者を対象とした「災害時にそなえる食品ストックガイド」を公表し、食品の備蓄の必要性やその始め方等をわかりやすく解説するなど、家庭での食料の備蓄について普及啓発している。 また、災害時には被災地の小売店舗等に対し、可能な限りの開店と販売について要請を行っている。 なお、広域物資拠点への応急食料物資については、業界団体と協定を締結しており、主要品目の供給可能量については毎年調査するとともに、輸送については、緊急通行車両の事前届出制度を推進し、災害時の円滑な物資輸送を確保している。	・家庭備蓄の重要性について引き続き普及啓発を図っていく。 また、引き続き、供給可能量調査を行うとともに、緊急輸送車両の事前届出制の推進を行う。	内閣府（防災） 農林水産省
	国及び地方公共団体は、被災地内の避難所や自宅にいる人々の燃料、生活必需品等について、店舗販売を含め必要な物流の確保ができるよう、防災計画に基づく関係事業者との調整、物資確保に必要な車両を緊急通行車両とすることの検討などの備え等をあらかじめ進めておく。					・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、緊急通行車両として緊急交通路の円滑な通行ができるよう必要な事前の調整、緊急交通路指定後の輸送体制の確保について定めている。 ・具体計画については、物資の輸送手段を確保するための関係機関（物資関係省庁、地方公共団体、国土交通省、都道府県公安委員会、警察庁等）の役割分担とその手順を具体的に明記するなどし、その実効性を高めている。	・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
						・警察庁では、「大規模災害に伴う交通規制実施要領（令和3年11月15日付け）」を制定し、人命救助や物資輸送等災害応急対策活動に必要な緊急通行車両の確認事務手続等を示すとともに、災害前における緊急通行車両の確認を行えるようにするため、災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。	・災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行ったほか、同改正に伴い「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」及び「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を令和5年7月18日付けで制定（同年9月1日施行）し、災害前における緊急通行車両の確認を行えるように取り組んでいく。	警察庁
						・「簡易トイレ・携帯トイレ」及び「毛布」については、製造事業者又は所管団体との連絡体制を構築するとともに、必要に応じ、物資供給可能量調査を実施している。 ・トイレペーパーは、業界団体と連絡体制を構築し災害時に必要とされる数量を常時確保及び緊急時の供給体制を確認している。	・引き続き製造事業者又は所管団体との連絡体制の充実に努める。	経済産業省
						・地下水ではないが、貯水槽や堀の水を利用する。	・目標を達成しているため、引き続き施設を維持していく。	富内庁
						・デジタル庁が入居している民間ビルでは、建物外からの上水道の受水及び建物外への下水道の排水の停止があった場合においても、建物内の中水を利用することが可能である。	・民間ビルに入居していることから、特段の取組なし。	デジタル庁
						・雨水・再生水をトイレ洗浄水や消防水として活用している官署は1割未満である。	・今後も可能な範囲で雨水・再生水を活用していく。	法務省
						・参集要員及び参集要員以外の職員等を対象とする備蓄率は、現状100%である。 ・貯水タンクを設置している他、貯水池に常時水を確保している。また、簡易トイレやマンホールトイレを設置しており、下水遮断時の対策を構築している。飲料水についても備蓄している。少量なるも手動で汚水を浄水化する浄水器を配備している。 ・防災機能強化事業として公立学校を対象に、発災時における児童生徒等のための応急避難場所としての必要な機能が発揮できるよう、防災機能の強化の一環として雨水・再生水利用設備の導入の支援を行っている。	・飲料水の備蓄に関し、賞味期限など適切な管理を行っていく。 ・引き続き必要な支援を行っていく。	外務省 文部科学省
7 燃料の供給対策	国、関係事業者は、石油等の燃料の供給拠点となる各地の製油所や油槽所の地震や液化化に対する耐性を高め、非常用発電装置を充実させることにより安定供給機能を確保するとともに、燃料の備蓄を充実させる。また、燃料の必要量を把握し、給油所等の災害対応能力強化や燃料在庫の確保等を通じたサプライチェーンの維持により、より確実な石油供給に努める。	①災害時に備えた燃料供給体制の確保【経済産業省】 ・災害時に地域の燃料供給拠点となる給油所への自家発電設備の導入を促進する。 ・燃料供給が途絶した場合に備え、避難所となり得る施設や避難困難者が多数生じる施設への軽油やLPガスなどの燃料の自衛的な備蓄等を促進する。				・自家発電設備等を備え、災害時に緊急車両への優先供給の役割を担う中核給油所約1,600箇所、医療機関等への燃料配送の役割を担う小口燃料配送拠点約500箇所、地域住民への燃料供給を担う住民拠点SS約15,000箇所を全国に整備した。 ・令和4年度末までに全国で1,391カ所に石油・LPガスタンク及び発電機等の導入に対する支援を実施した。	・住民拠点SSの整備は令和2年度予算をもって完了した。今後は、整備した住民拠点SSの適切な周知及び管理を行っていく。 ・本件事業に対しては令和4年度補正予算、令和5年度予算による公募が行われており、公募枠に対して多くの補助申請をいただいているところ。引き続き石油・LPガスタンク及び発電機等の設置による災害対応能力の向上に努めていく。	経済産業省
		②製油所等の災害対応能力強化【経済産業省】 ・製油所・油槽所における耐震・液化化対策や、被災地域外からの供給に必要な出入荷設備の増強対策等に対する支援を行う。				・平成25年より、「石油コンビナートの強靱化推進事業」において、全国の製油所、サプライチェーン上重要な油槽所等を中心にレジリエンス強化（耐震・液化化対策等）を支援した。	・引き続き製油所・油槽所のレジリエンス強化に取り組む。	経済産業省
	国、地方公共団体等は、燃料供給拠点等へのアクセス道路について必要な道路啓開を優先的に行うために必要な体制を整備するなど、燃料輸送・供給体制の確保に努めるものとする。					・各都道府県における燃料輸送路の優先啓開の検討状況を把握。	・燃料輸送路が優先啓開対象でない都道府県に対し、防災計画等において燃料輸送路の優先啓開を位置付ける必要性について説明会等を通じて情報提供・働きかけを行うとともに、フォローアップを行う。	経済産業省
	国、地方公共団体は、各地域における避難所となる学校や医療施設に加え、電気、ガス、上下水道、通信等のライフライン等の重要施設について、石油・LPガスの燃料の自衛的な備蓄を促進する。また、国、地方公共団体、石油事業者等は、これらの重要施設の住所や設備情報等の共有や災害時の協力体制の構築など、迅速な燃料供給に備える。					・通信の重要施設については、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」に停電対策として、燃料を利用する発電設備等の配備を行う場合には、その燃料等について十分量の備蓄又はその補給手段の確保を行うことを規定している。また、総務省と資源エネルギー庁の間で、「大規模災害時及びその他の緊急事態における社会機能の維持に必要な燃料供給及び通信の確保に関する連携推進に向けた申し合せ」を締結している。 ・通信事業者は、各社独自に燃料を備蓄し、供給体制を確保しており、災害への一定の備えが確保されている。また、申し合せに基づく協力体制の構築として、災害時における地域レベルの燃料供給に関する連携を進めるため、各都道府県と各都道府県石油協同組合等との間で締結している燃料供給に係る協定の対象として、通信事業者の重要施設等を対象とするよう働きかけを実施しており、災害への備えに取り組んでいる。	・通信事業者の重要施設が燃料の優先供給対象に含まれていない都道府県に対し、引き続き働きかけを実施し、災害時における燃料供給体制の構築を推進する。	総務省
					・被災水道事業者等は、応急給水、応急復旧等の諸活動を計画的かつ効率的に継続できるよう、「危機管理マニュアル策定指針」を策定するなどの技術的助言を行ってきたところである。	引き続き、水道事業者等に対して、実際の応援事例や訓練等を通じて、応援体制の実効性を更に高めていただくように、「全国水道関係担当者会議」等を通じて指針等の周知を行っていく。	厚生労働省	

						<ul style="list-style-type: none"> 電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化 一般送配電事業者は、 非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するため、燃料調達手段を定めた計画を策定 停電の早期復旧に資するべく、非常災害時における一般送配電事業者間の応援事業者の体制整備に関する計画を策定 ガス事業法において、一般ガス導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。一般ガス導管事業者は、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、災害時連携計画に基づき、優先的な燃料調達や早期復旧のための 経済産業省の促進に取り組む。 	
						<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時においても下水道施設被害による社会的影響を最小限に抑制し、速やかな復旧を可能にするため、下水道BCPの策定を推進した。 平成30年北海道胆振東部地震等の対応を踏まえて、下水道BCP策定マニュアルを令和2年4月に改訂した。 改訂マニュアルに基づく下水道BCPの見直しを要請し、令和3年度末で概ね100%を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 下水道BCP策定マニュアルを2022年版に改訂したため、改訂内容の周知を行うとともに、下水道BCPのブラッシュアップを推進する。 	国土交通省
	国、地方公共団体、石油事業者等は、緊急自動車や、被災地域内で災害応急対策に従事する緊急通行車両確認標章を掲げる車両に対し優先給油を行う方をあらかじめ定めておく。					<ul style="list-style-type: none"> 警察庁では、「大規模災害に伴う交通規制実施要領」を制定し、人命救助や物資輸送等災害応急対策活動に必要な緊急通行車両の確認事務手続等を示すとともに、災害前における緊急通行車両の確認を行えるようにするため、災害対策基本法施行令等の改正を所管府庁とともに行うこととしている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き迅速かつ円滑な緊急通行車両の通行を確保するため、災害対策基本法施行令等の改正に伴う緊急通行車両の確認手続等について指定行政機関等に対して周知を行っている。 	警察庁
						<ul style="list-style-type: none"> 「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」（初版作成：平成28年6月、最終改訂：令和5年3月）の中で災害時に緊急通行車両確認標章を掲げる車両等に対し優先給油を行う方を明記し、各関係機関に配布を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き「災害時燃料供給の円滑化のための手引き」等により周知を図っていく。 	経済産業省
8 避難者等への対応	地方公共団体は、発災時には当該地域の大多数の住民等が避難することを想定し、安全な自宅への早期復帰等による避難所への避難者の低減の対策、指定避難所の指定及び確保のための対策、地方公共団体との連絡体制の確立や様々なニーズ等に配慮した避難所運営への対応、避難者への迅速・的確な情報提供の対策、空家・空室の活用方策、応急仮設住宅の早期提供の対策、住家の被害認定調査及び罹災証明書交付の迅速化のための対策等を推進する。					<ul style="list-style-type: none"> 避難所においては、平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市町村には平時から指定避難所の指定だけでなく、安全な親戚・友人宅等への避難や、様々なニーズ等に配慮した避難所運営への配慮について、様々な研修等の機会を通じて促しているところ。その結果、指定避難所の指定箇所数が増加していることから、取組が進んできたこと認識している。 応急仮設住宅は、都道府県及び救助実施市が実施主体となり、住宅を失い自らの資力では確保することが困難な者に対して提供することとなる。 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（内閣府告示第228号）において、民間賃貸住宅を借上げて提供する「賃貸型応急住宅」については、災害発生の日から、プレハブ、木造及びムービングハウス等の「建設型応急住宅」については、災害発生の日から20日以内に着工することとしており、平常時から発災後の業務オペレーションを想定した訓練を実施するなど必要な対策を講じ、一日でも早く、一人でも多くの被災者が応急仮設住宅に入居できるよう周知を図っている。 災害救助法を適用し、応急仮設住宅（賃貸型、建設型）の提供が必要となる大規模な災害については、内閣府職員を現地に派遣し、適用市町村に対する救助法の説明、救助に関する必要な助言等を行っている。 被害認定調査及び罹災証明書の迅速な交付に向けては、これまで航空写真による全壊判定認定や水害において、河川の氾濫などが発生し、外力による一定の被害が生じた住家には、浸水深による判定を可能とするなど簡易な判定手法を導入している。 その方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」などに記載し、地方自治体に示すことで被害認定調査の迅速化を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難所においても、引き続き市町村における平時からの準備が進むよう、促してまいります。 これまで「何十年に一度」とされてきた大規模な災害が、近年は全国各地で毎年のように発生しており、今後も気候変動等の影響により、台風の強大化、豪雨頻度の増加等、自然災害のさらなる大規模化が懸念されており、引き続き、自治体に対し、応急仮設住宅の提供に関する優良事例を紹介し、迅速な供与に向けた平時からの取組等、必要な助言等を行ってまいります。 	内閣府（防災）
	地方公共団体は、避難者の情報に関するニーズを把握するとともに、ウェブサイトやSNS等を活用するなどにより、効果的な情報提供体制を整備しておく。					情報発信方法については各地方公共団体において適切な手段を用いていただく。	引き続き、情報発信方法については各地方公共団体において適切な手段を用いていただく。	内閣府（防災）
	避難所そのものや生活必需品等の不足が生じることにより在宅避難となる場合もあることから、国、地方公共団体、関係機関は、物資の供給が滞ることのないよう、民間事業者と協力して対応する。					<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第5章において、支援の実施手順、実施計画を定めている。 具体計画では、広域物資輸送拠点の見直し等を行い、その実効性を高めている。 被災自治体からの具体的な要請を待たずに支援物資を国が調達し被災地に緊急輸送するプッシュ型支援を実施（令和元年8月の前線に伴う大雨、令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨においてプッシュ型支援を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> 物資輸送拠点の変更に伴う更新など、今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。 引き続きシステム操作・情報伝達訓練を通して自治体職員、関係省庁職員のシステム操作向上を図る。 	内閣府（防災）
	国、地方公共団体は、避難者の家族間の安否確認を速やかに行うことができるよう、複数の安否確認手段を使用することの必要性や使用順位を決めておくこと等の重要性について周知する。					<ul style="list-style-type: none"> 複数の安否確認手段を使用することの必要性等について、啓発パンフレットに加え、ホームページに掲載するなど、その重要性の周知を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、啓発パンフレットなどにて、備蓄の重要性について周知に努める。 	内閣府（防災）
	国、地方公共団体は、広域避難が必要な場合に備え、移送を必要とする避難者の選定方法、移送先の調整方法、移送手段の調整方法、広域避難した者への情報提供体制等をあらかじめ連携して定めておくものとする。					<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携について定めている。 加えて、緊急災害対策本部事務局業務マニュアルにおいて、広域避難の実施に関する助言及び調整について定めている。 緊急災害対策本部事務局業務マニュアルに沿った訓練を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際に、当該マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実効性を高めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も引き続き、具体計画および業務マニュアルを必要に応じて適切に見直ししていく。 	内閣府（防災）
						<ul style="list-style-type: none"> 来庁者等の帰宅困難者への支援体制は確保済である。 	<ul style="list-style-type: none"> 移送先の治定は行っていないため、自治体との連携を模索する。 	宮内庁
						<ul style="list-style-type: none"> 外務省としては、在日外国公館や在日外国人から災害情報等の照会があった際には、多言語にて災害情報を発信しているサイト等の紹介を行う。日常時より在京大使館と緊密な連絡を取り、在京大使館からの防災に関する照会に対しては、多言語の災害情報サイトの周知等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 日常時より在京大使館と緊密な連絡を取り、在京大使館からの防災に関する照会に対しては、多言語の災害情報サイトの周知等を行っている。 	外務省
						<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」において、広域医療搬送時の関連する対応等を定めている 	<ul style="list-style-type: none"> 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」等に基づき、引き続き広域避難体制の整備を図っていく 	厚生労働省

	<p>地方公共団体は、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」等を参考に、避難行動要支援者の避難支援等を適切に行う。必要に応じ、指定避難所のうち、要配慮者が安心して生活できる設備や人員等の体制を整備した福祉避難所をあらかじめ指定する。また、社会福祉施設については、業務継続計画を策定しておくほか、その所在や避難経路、利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民等に周知し、さらに、介助員等の専門的な人員の広域応援体制を構築する。</p>	<p>①避難行動要支援者の避難支援等対策の推進【内閣府、消防庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が避難行動要支援者名簿を作成・活用し、避難行動要支援者の避難支援等を適切に実施する。 					<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされたことを受けて、「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」を改定した。策定に着手した市町村数は1,303（全市町村の74.8%）であり、未着手市町村は438（全市町村の25.2%）である。（令和5年1月1日現在） ・平成28年4月（令和3年5月改定）に「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から福祉避難所の開設に向けての取組を促しているところ。 また、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者を公示できることとともに、災害時の指定福祉避難所への直接の避難を促進するため、令和3年5月に災害対策基本法施行規則を改正した。 令和3年12月時点で7,789箇所であった福祉避難所の指定箇所数が令和4年12月時点では8,710箇所増加していることから、取組が進んできたと認識している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の取組状況の把握や助言など未作成市町村に対する「きめ細かな」フォローアップや普及啓発の強化等に取り組む。 ・避難所においても、引き続き市町村における平時からの準備が進むよう、促してまいりたい。 	内閣府（防災）
							<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年5月の災害対策基本法の改正を踏まえ改定された「避難行動要支援者の避難行動に関する取組指針」（令和3年5月改定）を地方公共団体に周知するとともに、避難行動要支援者名簿の作成、更新や避難支援等関係者への情報提供について、地方公共団体に助言を行い、避難支援等対策の取組を促進している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、避難行動要支援者名簿の作成、更新や避難支援等関係者への情報提供について地方公共団体に助言を行い、避難支援等対策の取組を促進する。 	消防庁
							<ul style="list-style-type: none"> （高齢者施設） ・介護サービス事業所等については、令和3年度介護報酬改定において、令和5年度末までの経過措置期間を設けて、業務継続計画の策定を義務付けたところ。また、ガイドラインの周知や研修会の実施等により、計画策定を支援している。 （障害者施設） ・令和3年度報酬改定に伴う基準省令の改正により、令和5年度末までの経過措置期間を設けて、業務継続計画を策定することを義務付けたことから、各障害福祉サービス事業所等において、業務継続計画の策定等にそれぞれ取組み始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> （高齢者施設・障害者施設） ・引き続きガイドラインの周知や研修会の実施等により、計画策定を支援しながら、策定の義務づけについて周知徹底を継続する。 	厚生労働省
	<p>地方公共団体は、DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、精神保健医療への需要拡大に対応するための体制の充実を図る。</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制確保対策等委託費（DPAT体制整備事業）によるDPAT事務局の運営やDPAT先遣隊員養成研修等を実施している。DPAT先遣隊員を921人養成している。（令和5年4月1日時点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療提供体制確保対策等委託費（DPAT体制整備事業）によるDPAT事務局の運営やDPAT先遣隊員養成研修等を継続する。 	厚生労働省
9 帰宅困難者等への対応	<p>国及び地方公共団体は、民間事業者等と協力して、公共交通機関の運行停止等により発生する帰宅困難者等の一斉徒歩帰宅を抑制するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知徹底する。また、都市部における大量の帰宅困難者の発生に対応するため、民間事業者等と協力して、共助の観点から、行政関連施設のほか民間施設を主体とした一時滞在施設の確保、発災時に必要な情報提供、徒歩帰宅者等の円滑な帰宅への支援等の帰宅困難者対策を推進する。</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月に「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策のガイドライン」を策定し、一斉帰宅抑制の基本的な考え方や、一時滞在施設の確保、混乱収束後の徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーションの確保等の対策方針を提示。 ・平成30年3月に、地方公共団体における先進的な取組をまとめた「大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策の取組事例集」を作成・公表した。 ・近年の社会状況の変化等を踏まえ、令和3年11月に有識者等からなる検討委員会を設置し、一斉帰宅抑制の認知度向上など、帰宅困難者対策の実効性確保を内容とする「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」を令和4年8月にとりまとめた。 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（2）法108条に基づく災害緊急事態への対応基本方針において、広く国民及び企業に対して協力を要請する項目として「被災地の住民をはじめ、国民や地方公共団体、関係機関が適切に判断し行動できるよう、的確に情報を提供すること、特に帰宅困難者に対して“むやみに移動を開始しない”という一斉帰宅抑制の協力を求めること」を明記している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・官民が連携して、令和4年8月にとりまとめられた「帰宅困難者等対策に関する今後の対応方針」に基づく具体施策を検討し、ガイドラインに反映する予定。 ・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。 	内閣府（防災）
10 ライフライン・インフラの復旧対策	<p>ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフラインやインフラの被害を早期に復旧できるよう、全国からの必要となる要員の確保や資機材の配備等の復旧体制を充実させる。</p>						<ul style="list-style-type: none"> ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第6章において、燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に係る計画を定めている。 ・具体計画については、電源車や移動式ガス発生設備による重要施設への電力・ガスの臨時的な供給等の事項を追加実効性を高めている。 ・電気通信事業者は、通信サービスの早期復旧に向けて要員の確保や資機材の配備等を進めている。 ・復旧資機材等の整備状況について、毎年、災害対策の報告を義務づけており、各通信事業者の災害対策の状況について把握している。また、定期的に連携訓練を実施するなど、早期復旧のための体制整備に必要な取組を実施している。 ・災害時における水道の早期復旧を図るため、応急給水及び応急復旧に関して、日本水道協会の構成団体（水道事業者等）による全国規模の応援体制が構築されている。 これまでの災害時においては、上記応援体制が機能したことで、水道の早期復旧が図られている。 ・電気事業法において、一般送配電事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 一般送配電事業者は、非常災害時に必要となる燃料及び資機材を調達するための燃料調達手段、電源車等の燃料調達等に係る要員の応援体制を定めた計画を策定。 ガス事業法において、一般ガス導管事業者が災害時連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。一般ガス導管事業者は、非常事態が発生し、広範囲な供給停止が想定される場合の一般ガス導管事業者相互間の緊急連絡体制及び応援体制等を定めた計画を策定。 石油備蓄法に基づき、石油精製事業者が災害時石油供給連携計画を作成し、経済産業省へ届出を行うことを義務化。 災害時の石油供給における石油精製事業者の協力体制を構築している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。 ・引き続き、早期復旧体制の強化に努める。 引き続き、都道府県に対して情報提供を依頼するとともに、日本水道協会との情報連絡体制も維持する。 引き続き、災害時連携計画に基づき、要員確保や資機材配備等の復旧体制の充実に取り組む。 	内閣府（防災） 総務省 厚生労働省 経済産業省
							<ul style="list-style-type: none"> 【道路】 ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。 【空港】 ・災害時における施設の早期復旧等を図るため、各空港で策定された空港BCP（A2（Advanced/Airport）-BOP）において早期復旧計画を策定するとともに、被災空港の状況等を踏まえ、災害復旧支援のためTEC-FORCEや可搬型電源設備等の派遣により復旧体制を強化している。また、建設団体等と建設資機材、技術者及び労力等の支援協定を締結している。 【港湾】 ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾において地方整備局等・港湾管理者・港湾関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 【下水道】 ・下水道事業における災害時支援に関するルール（全国ルール）や21政令市間の相互支援協定（大都市ルール）により広域的な下水道事業関係者間の支援体制を構築している。 【鉄道】 ・令和3年10月に鉄道事業法を改正し、鉄道事業者が国土交通大臣の許可を受けた場合にあっては、鉄道用地外の土地の立入り等を可能とする制度を創設した。 ・これにより、鉄道事業者による災害復旧体制の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 【道路】 ・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。 各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進めるなど、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。 【空港】 引き続き、災害時における災害復旧体制を確保し、災害復旧支援を実施していく。 【港湾】 引き続き「災害時包括協定」に基づいて応急復旧体制を構築する。 【下水道】 引き続き、訓練等を実施し体制の強化を図る。 【鉄道】 引き続き、拡充した制度の活用等により、鉄道事業者における災害復旧体制の充実を図る。 	国土交通省

	早期復旧のため、国及び地方公共団体と連携して、GIS（地理情報システム。以下、GISという。）の活用等により、必要な輸送手段及びルートに係る情報の共有体制を構築する。	①航路標識に関する緊急対策【海上保安庁】 ・航路標識の予備電源設備が電源保持時間の基準を満たすよう整備し、電源喪失の防止対策の促進を図る。				・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに対象となる103基のうち66基（約64%）に予備電源の調整を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。	・令和7年度末までに103基（100%）という目標達成に向け、引き続き航路標識等の予備電源等の整備の取り組みを継続する。	海上保安庁
	発災直後は航空機、船舶等の需要が高まる一方で、空港、港湾施設が被災することが想定されることから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。					・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章において、緊急災害対策本部は、災害応急対応を的確かつ迅速に実施するため、応援部隊の災害現場への投入を迅速化するための輸送手段の確保、交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整を行うこととしている。 また、具体計画第2章において、発災直後から全国からの人員・物資・燃料の輸送が迅速かつ円滑に行なわれるよう、あらかじめ、緊急輸送ルート（通行を確保すべき道路）を定め、発災後に、緊急輸送ルートの通行を最優先に確保するため、通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、都道府県警察による交通規制（緊急交通路の指定等）のオペレーションを一体的かつ効率的に実施する手順を定めている。 ・具体計画については、道路整備や防災拠点の指定に伴う修正を行い、その実効性を高めている。	・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
	国は、被災により電力供給が停止した際、海上交通に必要な不可欠な航路標識の機能を確保するため、予備電源設備の整備を推進するものとする。					・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、令和4年度末までに対象となる103基のうち66基（約64%）に予備電源の調整を実施し、目標達成に向け順調に進捗している。	・令和7年度末までに103基（100%）という目標達成に向け、引き続き航路標識等の予備電源等の整備の取り組みを継続する。	海上保安庁
11 保健衛生・防疫対策	国及び地方公共団体は、連携して、避難所等の衛生管理や地域住民等の健康管理のため、消毒液の確保・散布、保健師による健康相談の実施、入浴の支援、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、被災地域の衛生環境維持対策を進める。					・避難所においては、平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」等を公表し、市町村には ・消毒液の確保、保健師による巡回相談の制度整備、入浴対策、断水時のトイレ対策について、様々な研修等の機会を通じて促しているところ。	・避難所においても引き続き市町村における平時からの準備が進むよう、促してまいります。	内閣府（防災）
						・災害時に地方公共団体が避難所等の健康管理をスムーズに実施できるよう、国において「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」を発出し、手洗いや消毒液による手指消毒の励行、入浴ができない場合の対応、トイレの衛生に関する事項等を周知している。 ・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での総合調整を担い、避難所での健康管理等の保健衛生活動も実施するDHEATの養成研修を行っている。 ・被災都道府県の保健医療福祉調整本部や保健所等での指揮調整機能等が円滑に実施されるようDHEAT活動要領を策定し、DHEATの活動内容や自治体の役割等を示している。	・引き続き「避難所生活を過ごされる方々の健康管理に関するガイドライン」の周知を行っていく。 ・令和5年度から、全国DHEAT協議会、地方ブロックDHEAT協議会を開催し、地域ブロック内でのDHEAT活動の普及の促進や技能維持のための研修を企画・実施していく。	厚生労働省

12 遺体対策	国、地方公共団体は、津波による遺体は特に損傷が激しいことから、医師・歯科医師を全国から動員し、迅速かつ的確な検視・遺体の調査、身元の確認、遺族への遺体の引渡し等に係る体制を整備するほか、地方公共団体は、広域的な火葬の実施体制の確保、柩等の遺体の火葬・保管に要する資機材の確保、遺体保管・運搬体制の確保、仮安置所の設定、火葬場の耐震化・耐浪化等により、適切な火葬のための対策を推進する。						・平成28年4月（令和4年4月改定）に「避難所運営ガイドライン」を公表し、市町村には平時から遺体の身元確認等の警察と連携するよう、様々な研修等の機会を通じて促しているところ。	・引き続き市町村における平時からの準備が進むよう、促してまいりたい。	内閣府（防災）
							・警察では、平成27年7月、大規模災害等における遺体の検視及び死体調査並びに身元確認（以下「検視等」という。）を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本医師会（以下「日本医師会」という。）と協定を締結した。 また、平成26年11月、大規模災害等における身元不明遺体の身元確認業務を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡す体制を構築することを目的として、公益社団法人日本歯科医師会（以下「日本歯科医師会」という。）と協定を締結した。 （進捗状況の自己点検・評価） 警察では、日本医師会、都道府県医師会、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に講師を派遣して、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行ったほか、令和4年1月には、日本歯科医師会と合同研修・訓練の実施に関する指針について見直しを行った。 また、都道府県医師会や都道府県歯科医師会と合同研修・訓練を開催したほか、平成28年10月には、身元不明死体の歯科所見を端緒とした身元確認に資するため、都道府県歯科医師会と連携して、歯科所見情報の照会要領を定めた。	・引き続き、警察では、大規模災害等における遺体の検視等を迅速かつ的確に実施し、遺体を速やかに遺族等に引き渡すことができるよう、日本医師会、日本歯科医師会等と連携するとともに、都道府県医師会や都道府県歯科医師会と合同研修・訓練を行う。	警察庁
							・厚生労働省においては、歯科情報による身元確認作業の効率化・迅速化を図るため、平成25年度から、口腔診査情報標準コード仕様（歯科診療情報をレセプトコンピュータから出力するための共通コード。以下「標準コード仕様」という。）の作成を開始し、令和3年3月、厚生労働省における保健医療情報分野の標準規格として採用した。現在は標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築に向け、個人識別の精度について検証を行うとともに、歯科診療情報の収集及び身元確認データベースの構築における個人情報の取扱い等について課題を整理し、歯科医療機関等を対象に歯科診療情報の標準化の意義や必要性等の普及・啓発を行っている。	・引き続き、標準コード仕様を用いた身元確認データベースの構築等に向けた取組を進めていくこととしている。	厚生労働省
13 災害廃棄物等の処理対策	地方公共団体は、あらかじめ災害廃棄物等の仮置き場としても利用可能な空地进行をリスト化し、随時、情報を更新すること等により、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を把握しておくとともに、国の協力の下、リサイクル対策から最終処分に至るまでの災害廃棄物等の処理計画を策定する。	①災害廃棄物対策【環境省】 ・地震時の災害廃棄物処理の迅速化を図る。	・災害廃棄物処理計画の策定率 令和7年度60%（全国の全市区町村）を目指す。（平成22年8%（全国の全市区町村））	72% （令和4年3月31日）	全国市区町村	全国市区町村に対する災害廃棄物処理計画策定済み市区町村の割合	・平成27年度から継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、災害廃棄物処理計画策定の支援を行っており、令和4年度もモデル事業を実施。当該モデル事業においては、仮置場として利用可能な空地のリスト化も行っており、併せて支援を行ってきた。	・引き続き地域ブロック協議会やセミナー等を通じて、とりわけ、処理計画策定率の低い、処理体制の脆弱な小規模自治体を対象として、仮置場として利用可能な空地のリスト化も含む処理計画策定の加速化が進むよう、財政支援を実施する。	環境省
	国は、特に処理計画未策定の中小規模の地方公共団体を対象に支援事業を実施し、処理計画策定の促進を図る。						・平成27年度から令和4年度まで継続して災害廃棄物処理計画策定モデル事業を実施し、特に中小規模自治体を対象に災害廃棄物処理計画策定の支援を行ってきた。	・引き続き地域ブロック協議会やセミナー等を通じて、とりわけ、処理計画策定率の低い、処理体制の脆弱な小規模自治体を対象として、仮置場として利用可能な空地のリスト化も含む処理計画策定の加速化を図る。	環境省
14 災害情報の収集・共有	国、地方公共団体等は、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、関係機関、マスメディア、インターネット等からの情報を効果的に組み合わせ、被災直後の状況を収集する体制を充実させるほか、関係機関において、総合防災情報システムを用いて、意思決定者間の意思疎通や関係者間の情報の共有を進めるなど、広域間での情報連携体制を充実させる。	①南海トラフ地震に関する情報の充実【気象庁】 ・地震活動及び地殻変動の解析手法の高度化により、南海トラフ地震に関して、情報の充実を図る。					・気象庁は、地殻変動データを統合的に処理し、南海トラフ全域を対象としたプレート境界のすべりの状況の迅速な解析を開始した。 また、国土地理院から提供されたGNSSデータを活用してゆっくりすべりを客観的に検知する解析手法をシステムに導入した。 さらに、短期的ゆっくりすべりと密接に関連していると考えられている深部や浅部における低周波地震（微動）等の検出のための技術開発に取り組んだ。	・引き続き、南海トラフ地震の評価に活用するため、南海トラフ沿いにおける異常な地震活動や地殻変動の解析・検知手法の改善を進める。	気象庁
							・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。	・システムおよび体制を円滑に運用するため、対応要員を育成する。また、省庁や地方公共団体職員等に対し本業務への参画を推進する。 ・災害対応関係機関との間で、被災情報自動連携を推進し、迅速かつ効率的な情報収集体制の構築を目指す。 ・日本版EiIの実装を推進すると共に、明確な情報運用ルールに基づき、情報連携体制の構築を目指す。	内閣府（防災） 文部科学省
							・災害対応に役立つ情報を集約し、災害対応機関間で共有する防災デジタルプラットフォームの整備に向け、災害基本共有情報（EiI）第1版等の基本ルールの策定を、内閣府防災と共に実施している。また、防災分野では多くの民間企業や地方公共団体が優れたアプリ等を提供しているが、これらを最大限に活用して住民の命を守るため、防災アプリ等との連携が図られるよう、防災アーキテクチャの設計、データ連携基盤の構築を進める。これらの実現に向け、平時、切迫時、応急時、復旧復興時といった災害のフェーズごとに求められるサービスとそれに必要なデータの洗い出しを行っている。	・防災デジタルプラットフォームを2025年（令和7年）までに構築するため、引き続き内閣府と共に、データ共有ルール等の基本ルールの策定に取り組む。また、データ連携基盤の構築に向け、「防災DX官民共創協議会」等の枠組みを活用しながら、引続き防災アーキテクチャの設計に取り組む。	デジタル庁
							・当院撮影の空中写真のほか、ヘリ画像や人工衛星画像など他機関の取得した情報も適宜活用し、被害状況の把握を行っている。	・現在の取り組みを継続する。	国土地理院
	国は、関係機関の保有する災害情報等の共有及び利活用に向けた調整・検討を関係機関と行うものとする。						・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。	・日本版EiIの実装を推進すると共に、明確な情報運用ルールに基づき、情報連携体制の構築を目指す。	内閣府（防災）
	国、地方公共団体は、GISを活用した情報共有基盤を整備する。						・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。	・災害対応関係機関との間で、被災情報自動連携を推進し、迅速かつ効率的な情報収集体制の構築を目指す。	内閣府（防災） 内閣府（科技）

15 災害情報の提供	国、地方公共団体等は、発災時に、国民全体に対し、災害の状況に関する情報、安否情報、交通施設等の復旧状況等を的確に提供するため、報道機関及びポータルサイト運営業者等と協働体制を構築しておく。特に被災者への情報提供については、被災者ニーズを十分把握し、医療機関等の生活関連情報、被災者生活支援に関する情報等被災者に役立つ情報を適切に提供することとし、被災者の置かれている多様な生活環境、居住環境等に鑑み、防災行政無線、緊急速報メール、掲示板、広報誌、広報車、コミュニティFM、テレビ等多様な情報提供手段を活用する仕組みを構築する。また、これらの体制・仕組みの構築に当たっては、視覚・聴覚障害者、外国人等に対して的確な情報伝達がなされるよう配慮する。						・発災時には、ポータルサイトTEAM防災ジャパンにボランティア情報などを掲載して、被災者等へ情報提供を行った。	・引き続き、ポータルサイトTEAM防災ジャパンを通じて情報発信に努める。	内閣府（防災）
							・当庁ウェブサイト、Twitter、政府広報等多様な情報提供手段を活用し、災害の状況等について、必要な情報提供を行った。	・引き続き、多様な情報提供手段を活用し、被災者ニーズに応じて、適切に情報提供を行うよう努める。	消費者庁
							・総務省広報室は、総務省本省業務継続計画の中で、災害発生時においては、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表に係る業務及び総務省ホームページ等への災害情報等の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、これらの業務を滞りなく行えるよう、報道機関及び総務省HP運用業者と連絡を取り合える状況を構築している。 視覚障害者等への情報伝達に資する取組としては、視覚障害者や学習障害者などを持つ利用者が、さまざまなOS/ブラウザ環境で、より快適にホームページを閲覧できる【Easy Web Browsing】を提供し、音声読み上げ、文字拡大、背景色変更等に対応している（総務省HPトップページの右上の、アクセシビリティ閲覧支援ツール、文字サイズの変更のアイコン）。 外国人等への情報伝達に資する取組としては、総務省HPに英語のサイトを設けている（総務省HPトップページの右上の、ENGLISH（TOP）、MIC ICT POLICY（ENGLISH）のアイコン）。	・視覚・聴覚障害者、外国人等に対する的確な情報伝達については、総務省ホームページ全般のアクセシビリティの向上の中で取り組んでいく。	総務省
							・外国人に対する的確な情報伝達のため、避難指示等に関する多言語辞書（「避難情報に関するガイドライン」（内閣府防災）に例示されている避難情報の伝達文例等を掲載）を作成し、関係省庁と連携して地方公共団体等への周知を実施している。	・多言語辞書の周知・普及に努めるとともに、必要に応じて辞書内容を見直す。	消防庁
							・外務省としては災害時においては国内外プレスに対して、被災状況等に係る情報発信を行う。また、外務省ホームページ及びSNS、在外公館を通じた情報発信を行う。	・外務省としては災害時において、引き続き、適切な情報発信を行っている。	外務省
							・災害等の非常時における訪日外国人旅行者への的確な情報伝達について、日本政府観光局のウェブサイトやSNSによる周知及びコールセンターにおける多言語での問合せ対応、災害情報のプッシュ通知が可能な災害時情報提供アプリの普及促進等を行った。	・引き続き、訪日外国人旅行者が安心して我が国を旅行できる取り組みを推進する。	国土交通省
							①気象庁ホームページにおいて、地震・津波等気象庁が発表する情報に関する15言語の多言語辞書の公開や、それら情報についてリアルタイムで情報提供を実施している。 ②気象庁では、聴覚障害者や外国人等に津波警報等をより確実に伝達することができるよう、令和2年度より津波警報等の伝達に「津波フラッグ」（赤と白の格子模様の旗）の活用を推進しており、全国的に普及啓発活動を行っている。 ③聴覚障害者の防災対応に資するため、地震等の緊急記者会見に手話通訳を配置している。	①多言語辞書や気象庁ホームページの多言語によるリアルタイムの情報提供について周知・普及に努めるとともに、必要に応じて内容を見直す。 ②海水浴場における「津波フラッグ」の導入について、関係機関とも連携し、自治体等への働きかけを進める。あわせて、一般への普及啓発活動を全国的に推進し認知度の向上を図り、「津波フラッグ」の導入・普及に向けた機運を高める。 ③引き続き緊急記者会見の手話通訳を行い、聴覚障害者の防災対応を支援する。	気象庁
							・航行警報や海の安全情報、SNS(Twitter)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を確保している。 ・コミュニティFMとの協働体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。	・引き続き、航行警報や海の安全情報、SNS等を通じて、気象警報や当庁の対応状況等を発信していく。	海上保安庁
							・報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行えるように、それら業務を環境省業務継続計画において管理事務と定め、体制を整備している。 ・環境省の災害対応をまとめた特設ページ、Twitter及びFacebookを整備し、災害発生時には、環境省の災害対応をまとめた特設ページを環境省ホームページのトップページに開設し、災害廃棄物対策、熱中症対策、被災ペット対策、アスベスト対策等について掲載している。 ・災害発生時には、環境省公式Twitterにおいて熱中症対策や被災ペット対策に係る情報発信を行っている。SNSを活用して動画（音声）による発信を行える体制を整えた他、海外広報担当を配置したことにより、英語での配信も可能となっており、視覚・聴覚障害者、外国人に対する情報発信を行う体制を整えている。	・引き続き、環境省の災害対応について、Twitter及びFacebook等のSNSによる配信、環境省ホームページへの掲載による情報提供の体制を構築していく。 ・また、SNSを活用した動画（音声）による発信の他、海外広報担当官による英語での配信を行うことで、視覚・聴覚障害者、外国人に対する情報伝達が行われるよう引き続き取り組んでいく。	環境省
							・国民へ災害情報を発信するため、Webページを内閣府防災上に構築・公開中。災害発生時、随時災害情報を公開。 ・ホームページによる災害情報の発信。 ・SNS（Twitter及びFacebook）による災害情報の発信。なお、SNSについては、災害情報の自動案文化の導入を行い、速やかな情報発信が行えるようになっている。	・今後も引き続き、内閣府防災ホームページに随時災害情報を公開。 ・必要に応じて、ユーザーの情報取得ニーズの変化に合わせた情報発信を追随する。	内閣府（防災）
							・総務省広報室は、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表及び総務省ホームページ、SNSを通じた情報提供を行っており、災害発生時には適切な情報を発信できるよう複数の情報発信手段の確保を行っている。	・引き続き複数の情報発信手段の確保を行い、必要な情報提供を行っている。	総務省
							・航行警報や海の安全情報、SNS(Twitter)等により、気象警報や当庁の対応状況、被災者支援情報等を発信する手段を確保している。 ・コミュニティFMとの協働体制を構築する等の情報提供手段についても確保している。	・引き続き、航行警報や海の安全情報、SNS等を通じて、気象警報や当庁の対応状況等を発信していく。	海上保安庁
							・令和4年度に国土地理院共同利用電子計算機システムを導入する際、免震構造のサーバ室に情報システムを構築し、別棟である宇宙測地館にバックアップ装置を設置している。 また、冗長性が確保されている国土交通省第3期行政情報基盤システムと連携することにより、強固な情報システムを実現している。 ・被災状況等の情報について、マスコミ、ホームページやSNS等を通じて情報提供を行っている。	・次期システムの更新においても、現行システムと同等以上のバックアップの仕組みを構築する。 ・現在の対策を継続する。	国土地理院
							・発災時には、インターネットを通じた情報発信が有効とされているところ、環境省の災害対応をまとめた特設ページを環境省ホームページのトップページに開設するとともに、環境省公式Twitterにおいても災害対応に係る情報発信を行っている。	・発災時には、環境省の災害対応をまとめた特設ページを環境省ホームページのトップページに開設するとともに、環境省公式Twitterにおいても災害対応に係る情報発信を引き続き行っていく。	環境省

	<p>国、地方公共団体等は、災害発生時のマスメディア対応の窓口や庁内の情報収集連絡体制等について、交代要員等も含めてあらかじめ計画しておくとともに、発災後は、記者発表を定期的に行うこと等により、情報提供の円滑化を図る。特に、国は、海外への情報発信が的確にできるよう、戦略的な備えを構築しておく。</p>					<p>・APMCDRR（アジア防災閣僚級会議）やUNDRRのグローバルプラットフォーム会合を含め、APECや二カ国間防災協力会議などの各種国際会議にてセッションの主催やワークショップを実施し、日本のリスクガバナンスを世界に発信し、普及啓発を実施した。</p> <p>・また、各国が仙台防災枠組への理解を深め、政府から、地方自治体、及び市民など多くの主体が防災に取り組む重要性の共有を実施していることを、国際会議で共有できた。</p> <p>・このような取組を通じて、発災時に的確な情報発信が必要となる近隣諸国の防災機関や国際機関との間における戦略的な関係構築を図った。</p>	<p>・引き続き、二カ国間防災協力や国際会議の場で、各国が仙台防災枠組に沿って取り組んできた防災の内容を共有し、進捗状況について確認を行うとともに、関係諸外国や国際機関との戦略的な関係構築を推進する。</p>	内閣府（防災）
						<p>・緊急災害対策本部事務局業務マニュアルにおいて、ホームページ、facebook及びtwitter等による情報提供、定例又は臨時の記者会見、記者発表等の実施、報道関係者からの問い合わせ等対応、海外への情報発信の作業概要について定めている。</p> <p>・災害発生時のマスメディア対応は内閣府防災総括広報担当で実施。</p> <p>・被害情報は大臣会見で定期的に公表の上、防災情報のページで公表。災害救助法の適用について被災自治体と調整の上、随時公表。災害警戒会議や災害対策会議の開催案内を事前に記者クラブ及び登録記者に直接に提供するとともに、必要に応じてマスコミ各社に電話連絡を実施。会議開催後にはSNSに投稿するなど情報提供を行っている。</p> <p>・情報収集連絡体制については、SNS上での被害、救助、デマ情報などは内閣府防災総括広報担当で収集（SNS当番が設定されており、交代要員も含めて計画されている）。</p>	<p>・今後も引き続き、業務マニュアルを必要に応じて適切に見直ししていく。</p> <p>・災害発生時のマスメディア対応は内閣府防災総括広報担当で引き続き実施する。</p> <p>・被害情報は大臣会見で定期的に公表の上、防災情報のページで公表。災害救助法の適用について被災自治体と調整の上、随時公表。災害警戒会議や災害対策会議の開催案内を事前に記者クラブ及び登録記者に直接に提供するとともに、必要に応じてマスコミ各社に電話連絡を実施。会議開催後にはSNSに投稿するなど引き続き必要な情報提供を行う。</p> <p>・情報収集連絡体制については、SNS上での被害、救助、デマ情報などは内閣府防災総括広報担当で収集（SNS当番が設定されており、交代要員も含めて計画されている）。引き続き情報収集連絡体制を敷く。</p>	内閣府（防災）
						<p>・総務省広報室は、総務省本省業務継続計画の中で、災害発生時には、報道機関（総務省記者クラブ）に対する報道発表に係る業務及び総務省ホームページへの災害情報の掲載に係る業務を行うこととされている。このため、災害発生時におけるこれらの業務を行う要員として、交代要員も含め職員を指定している。</p> <p>・実際の災害発生時には、報道関係機関に対し定期的に記者会見を実施し、被害情報等の提供を行ったほか、総務省ホームページ内に「東日本大震災関連情報」サイト（平成23年4月開設）、「熊本地震関連情報」サイト（平成28年4月開設）、「令和2年7月豪雨関連情報」特設サイト（令和2年7月開設）等を新規作成し、被害情報や被災者等に役立つ情報等の提供を行った。</p>	<p>・これまでの対応と同様に円滑な情報提供を行う。</p>	総務省
						<p>・災害発生時には、当庁対策本部内設置の広報班において、専従的に報道発表、マスコミ対応等を行っている。</p>	<p>・引き続き、対策本部内に専従的な広報班を設置する等して、報道発表、マスコミ対応等について適時適切な情報提供に努める。</p>	海上保安庁
						<p>・災害発生時には、広報班を設置し報道発表、マスコミ対応を行っている。また、海外への情報発信が的確にできるように、ホームページからの情報提供において一部英文による記載を行っている。</p>	<p>・引き続き対応を継続する。</p>	国土地理院
						<p>・報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行える体制を整え、交代要員等の体制も含め省内の情報収集連絡体制を環境省業務継続計画において管理事務と定め、体制を整備している。</p>	<p>・引き続き、報道機関に対して会見や報道発表が迅速に行える体制や、交代要員等の体制も含め省内の情報収集連絡体制を環境省業務継続計画において管理事務と定め整備した体制を構築していく。</p>	環境省
16 社会秩序の確保・安定	<p>国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る。</p>					<p>・「平成28年熊本地震」、「平成30年北海道胆振東部震」、「令和元年台風19号」、「令和2年7月豪雨」の発生時に、被災地警察以外の警察から特別自動車警ら部隊を派遣し、被災地のパトロールをはじめとする警戒活動等を行った。また、都道府県警察において、防犯ボランティア団体と平素から情報共有を行うなど、災害発生時における地域の警戒活動の的確な実施に関する連携を推進している。</p>	<p>・発災後、治安対策が適切に講じられるよう、所要の部隊編成を迅速に構築するための都道府県警察間の連携を強化するとともに、防犯ボランティア団体との連携を更に進める。</p>	警察庁
17 多様な空間の効果的利用の実現	<p>国、地方公共団体等は、公共用地や国有財産の有効活用を図りつつ、あらかじめ利用可能な空地や民間倉庫、公園等の多様な空間の利用について事前に管理者と調整した上でリスト化し、随時、情報を更新するなど、円滑なオープンスペース利用体制を整備する。</p>					<p>・京都御苑等について、立地自治体との協定等を通じ災害時の広域避難場所に指定されている。</p> <p>・立地自治体との役割分担（環境省側：スペースの提供、立地自治体側：避難場所としての指定、避難誘導などの実施）を通じて、災害時のオープンスペースの適切な利用体制の構築に向けた意見交換会を開催した。</p>	<p>・今後も立地自治体と連携し、状況の変化等を踏まえつつ、必要に応じて、公園敷地の使用計画を見直す。</p>	環境省

18 広域連携・支援体制の確立	国、地方公共団体その他の防災関係機関は、必要な資機材等の物資、活動要員の搬送活動や被災地域における応急活動、復旧・復興活動の実施のための相互応援協定や民間企業との応援協定の締結等の体制の整備を図るとともに、応急活動から復旧・復興活動に至る国、地方公共団体、関係機関の役割分担や相互連携内容の明確化、応急活動における円滑な連携のための防災関係機関の立地の集約化等を図る。また、国は、海外からの支援（在日米軍からの支援を含む。）申し入れがあった場合には、関係省庁申合せ等を踏まえ、適切かつ迅速に対応する。					・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携を図るべく、政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部を設置する旨を定めている。	・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
						・総務省は、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル（令和3年5月改定）等により、ITU等からの衛星携帯電話の支援申し出があった場合、外務省と調整することとなっている。このため、各担当者の連絡先を定期的に確認するほか、関係課室でマニュアルを作成・共有し、連絡体制を整備している。 ・総務省は、平成30年3月に、大規模災害発生時の短期の応援職員派遣の仕組みとして、全国知事会等とともに「応急対策職員派遣制度」を構築した。毎年度、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会や都道府県と連携して、同制度に係る「情報伝達連携訓練」を実施している。加えて、地方公共団体と連携した過去の災害の被災地における実地研修も実施し、地方公共団体職員の人材育成にも努めている。 また、復旧・復興に係る取組として、平時に技術職員不足の市町村を支援するとともに、今後の大規模災害に備えて、復旧・復興に必要な中長期派遣の要員を確保する「復旧・復興支援技術職員派遣制度」を令和2年度に創設した。	・これまでは、通信インフラが整備されている場合のみを想定していたが、実際の災害時には通信が困難な場合も想定されるため、関係者との連絡方法について、定期的に見直しを行っている。引き続き、関係者との連絡方法について見直しをする等、連絡体制の整備を行っていく。 ・今後も全国知事会や地方公共団体等と意見交換等を行い、南海トラフ地震に備えて応援職員派遣に係る仕組みを検討する。また、災害マネジメント総括支援員等研修や、過去の災害の被災地における実地研修を実施するとともに、令和5年度においては中国ブロック幹事県である島根県協力のもとで、試行的に地域ブロック別研修を企画し、災害マネジメント総括支援員等の災害対応能力の更なる向上及び災害マネジメント総括支援員等間の関係性強化に努める。 また、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」については、地方財政措置の要件を緩和したことも踏まえ、総務省が実施する地方公共団体向けの説明会等や、関係省庁が各地方公共団体向けに開催する説明会等の機会を捉えて、本制度の周知及び更なる登録を依頼する。	総務省
						・外務省では外務省業務継続計画（BCP）の中で支援受入班、在日米軍班及び各国及び国際機関のリエゾン要員を定め、それぞれの業務をマニュアル化しており、政府の緊急災害対策本部と連携して、適切かつ迅速に対応できる体制を構築している。	・省内BCP訓練などを通じて、海外からの支援受入のプロセスを省内関係者の中で確認するとともに、各班のマニュアルなどを必要に応じて改訂し、適切かつ迅速に支援受入れを行える体制を引き続き維持していく。	外務省
						・環境省主催の災害廃棄物に関する地域ブロック協議会において、発災時に備えた関係機関との役割分担や平時からの顔つなぎを行っている。また、民間団体や研究機関などで構成されるD.Waste-Netを運営し、関係機関での平時・発災時における協力体制を構築している。	・引き続き災害廃棄物対応の課題について関係機関と意見交換を行うなど顔の見える関係作りを行っていく。	環境省
	地方公共団体は、応急活動体制構築の観点から、効果的な広域オペレーションの実施に必要な広域防災拠点等について、各府県等ごとに、あらかじめ明確にしておく。また、国は、全国的な応急活動体制構築の観点から、応援部隊の集結・進出、広域医療搬送又は広域物資輸送等の機能を有する大規模な広域防災拠点等について、あらかじめ明確にしておく。					・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第1章2（3）において、緊急災害現地対策本部の設置と都道府県災害対策本部等の関係機関との密接な連携を図るべく、政府は、南海トラフ地震が発生した場合には、被害状況に応じて、速やかに中部地方、近畿地方、四国地方、九州地方のうち被害が甚大な地域に、緊急災害現地対策本部を設置する旨を定めている。	・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
広域的な活動を連携して円滑に行うために、国、地方公共団体、その他の防災関係機関及び関連事業者は、応急対策活動の標準化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を進める。					・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第7章において、防災拠点の分類及び機能を整理したうえで具体的な所在地を定めている。 加えて、地方公共団体において、防災拠点の整備が具体的に進捗している場合には、その進捗に応じ、当該防災拠点の活用を検討する旨規定。 ・具体計画においては、各都道府県の防災拠点の整備状況を注視し、適宜修正を行いその実効性を高めている。また整備予定の防災拠点についても実効性が担保された場合には追記を行っている。	・災害対応関係機関との間で、被災情報自動連携を推進し、迅速かつ効果的な情報収集体制の構築を目指す。 ・今後も引き続き、防災拠点の整備状況などを踏まえ、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）	

第5節 被災地内外における混乱の防止	1 基幹交通網の確保	国、地方公共団体、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見直し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、国は物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するものとする。					1. 事業継続ガイドラインは、南海トラフ基本計画策定後、R3年4月、R5年3月に以下の通り改定した。 ・R3年4月―災害時の従業員等の外出抑制策の繁栄の促進 ・R5年3月―企業を取り巻く環境変化の反映 ①テレワークの導入及びオンラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備などを明示 ②情報セキュリティ強化などを明示 2. R3年改定について、「防災経済コンソーシアム」等を通じ、経団連、経済同友会等の経済団体、全国銀行協会、中小企業診断協会等、業界団体等へ普及啓発を実施している。	1. 事業継続ガイドラインをダイジェスト化し、わかりやすくBCP作成の必要性を訴求する資料等を作成し、BCP策定を促進する。 2. 上記資料等を活用し、「防災経済コンソーシアム」(R5年9月)や「中部防災推進ネットワーク」、「日本防災産業会議」等と連携して関連団体や参加企業への普及啓発に取り組んでいく。 3. また、NHKによるBCPセミナー等へ参画し、企業関係者に対し、BCP策定に係る重要ポイントの説明など普及・啓発を行っていく。	内閣府(防災)
		国は、迅速な救急救命活動や救急支援物資などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。 企業等は、サプライチェーンの寸断等による全国の生産・サービス活動の低下の影響を可能な限り低減させるため、中枢機能やデータのバックアップ体制の強化等を考慮した事業継続計画(BCP)の策定及び事業継続マネジメント(BCM)を進め、災害時においても重要業務を継続するよう努める。特に、サプライチェーン寸断対策として、サプライチェーンの複数化、部品の代替性やバックアップライン、通信手段や輸送手段の確保等について検討し、事業継続計画(BCP)に反映させるとともに、訓練等により点検、見直しを継続的に行う。					【港湾】 ・発災後における港湾施設等の被害の拡大防止と被災施設の早期復旧などを目的として全国の重要港湾以上の港湾において地方整備局等・港湾管理者・港湾関係の建設団体等と「災害時包括協定」を締結。 【空港】 ・各空港で策定された空港BCP(A2(Advanced/Airport)-BCP)において航空会社や交通事業者及び地方運輸局等と情報共有連絡体制を構築している。被災空港の状況等を踏まえ、災害復旧支援のためTEC-FORCEや可搬型電源設備等の派遣により復旧体制を強化している。また、建設団体等と建設資機材、技術者及び労力等の支援協定を締結している。 【鉄道】 ・災害時における鉄道事業者及び運輸局との情報共有連絡体制を構築。災害時の対応について、鉄道事業者と適宜意見交換。 ・鉄道・運輸機構「鉄道災害調査隊」による早期の被災状況調査等を通じ、鉄道事業者への支援体制を構築。 【道路】 ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。	【港湾】 ・引き続き「災害時包括協定」に基づいて応急復旧体制を構築する。 【空港】 ・引き続き、関係者と情報共有を図るとともに、関係者と連携して災害時の対応を行う。 【鉄道】 ・引き続き、関係者と復旧関係情報の共有等を図るとともに、関係者と連携して災害時の対応を行う。 【道路】 ・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。 ・各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進めるなど、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。	国土交通省
							・国土交通大臣が重要物流道路を平成31年4月、令和2年4月、令和3年4月に指定。 ・令和2年道路法改正により、地方公共団体が管理する道路の復旧に高度な技術力等を要する場合には、要請に基づき、国が地方公共団体に代わり道路啓開、災害復旧事業に着手、施行できるよう制度の拡充を図った。	・引き続き、物流上重要な道路を「重要物流道路」として指定し、道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げる等の機能強化、重点支援を実施。 ・引き続き、制度を活用した道路啓開や災害復旧の代行による支援を実施。	国土交通省
2 民間企業等の事業継続性の確保	国は、企業等による事業継続計画(BCP)の策定及び事業継続マネジメント(BCM)を支援・促進する立場から、事業継続ガイドライン等の周知を図るとともに、企業等の事業継続マネジメント(BCM)を評価する手法を提示し、事業継続の実効性の向上を促進する。	①事業継続の取組の推進【内閣府】 ・事業継続ガイドラインの策定により、企業等の事業継続への取組を推進する。	・事業継続計画を策定している大企業の割合を100%(全国)に近づけることを目指す。また、中堅企業の割合50%(全国)以上を目指す。(平成23年度日本の大企業で策定済み45.8%(全国)、策定中26.5%(全国)、中堅企業で策定済み20.8%(全国)、策定中14.9%(全国))	大企業策定済:70.8% 中堅企業策定済:40.2% 中堅企業策定中:11.7% (令和4年1月7日)	総務省事業所母集団データベース令和元年度フレームのデータを基に抽出した企業の割合	「アンケート回答のあった大企業数(中堅企業数)」に対する「BCP策定済・策定中と回答のあった大企業数(中堅企業数)」の割合	1. 事業継続ガイドラインは、南海トラフ基本計画策定後、R3年4月、R5年3月に以下の通り改定した。 ・R3年4月―災害時の従業員等の外出抑制策の繁栄の促進 ・R5年3月―企業を取り巻く環境変化の反映 ①テレワークの導入及びオンラインを活用した意思決定を行える仕組みの整備などを明示 ②情報セキュリティ強化などを明示 2. R3、5年改定について、「防災経済コンソーシアム」等を通じ、経団連、経済同友会等の経済団体、全国銀行協会、中小企業診断協会等、業界団体等へ普及啓発を実施している。(R5年は9/28説明)	1. 事業継続ガイドラインをダイジェスト化し、わかりやすくBCP作成の必要性を訴求する資料等を作成し、BCP策定を促進する。 2. 上記資料等を活用し、「防災経済コンソーシアム」(R5年9月)や「中部防災推進ネットワーク」、「日本防災産業会議」等と連携して関連団体や参加企業への普及啓発に取り組んでいく。 3. また、NHKによるBCPセミナー等へ参画し、企業関係者に対し、BCP策定に係る重要ポイントの説明など普及・啓発を行っていく。 4. 企業BCP策定率調査はR5年度に実施し、策定率の進捗状況等について確認する。調査結果を今後のBCP策定の促進に活用していく。	内閣府(防災)
		②企業等の事業継続の取組を評価する手法の検討【内閣府】 ・企業等の事業継続の取組を評価する手法について検討し、実効性のある事業継続の取組を促進するとともに、進んだ取組を行っている企業等がその結果によるメリットを得られるようにする。					1. R4年度「災害リスクマネジメント促進に資する調査」を行い、既存の行政・民間で実施されている「BCPの実効性を評価する手法」、「メリットを得られる仕組み」等をサンプリングして確認した。 2. 上記調査結果を令和4年度第2回「経済防災コンソーシアム」で紹介し、メンバーより各地域の組織や会員企業等を通じて、事業者へ普及させることとしている。	1. R4年度調査結果を踏まえ、R5年度以降、企業のBCPや防災の取組の実効性について把握し、企業の事業継続力強化の促進を行う予定。 ※中央省庁の「BCP評価手法」、「メリットを得られる仕組み」等は継続して調べ、行政のBCP普及促進活動の全体像を把握する。 2. 「経済防災コンソーシアム」メンバーによる、事業者への調査結果普及はR5年度コンソーシアム活動を通じてフォローアップする。	内閣府(防災)
3 国及び地方公共団体の業務継続性の確保	国及び地方公共団体は、災害時において優先的に実施すべき業務を整理するとともに、これらの業務に必要な人員、近傍宿舎への優先入居等の参集体制、資機材等を明らかにした業務継続計画を策定し、定期的な訓練等を踏まえた計画の改定等を行うことにより、業務継続性を確保し、実効性を高める。また、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図る。	①国(政府)の業務継続体制の強化【各省】 ・業務継続計画の策定により、国の推進地域における業務継続体制の強化を図る。	・推進地域を管轄する地方支分部局等、災害時において優先的に実施すべき業務を実施する全ての国の行政機関において、業務継続計画の策定を目指す。	99.6% (令和5年5月21日)	南海トラフ地震防災対策推進地域の各省地方支分部局	業務継続計画を策定する地方支分部局に対する策定済の割合	・未策定の地方支分部局において策定作業中であることを確認している	・定期的に策定の進捗状況を確認する	内閣府(防災)
							・デジタル庁の管轄する支分部局(本庁含む)における、業務継続計画の策定率は100%(令和5年5月現在) ・立川基地の代替拠点にて、デジタル庁及びデジタル大臣執務スペース等の割り当てをいただいた。 また業務継続計画にて主張や幹部職員不在時の権限代理等を明示している。	・左記の取組を進捗させていく。	デジタル庁
							・業務継続計画を策定しており、その中で非常時優先業務や発災時の初動対応を定めている。同計画は、策定以降、定期的な訓練等を踏まえて、所要の改定を行っており、業務継続性と実効性を確保している。また、代替拠点の確保、幹部職員が不在の場合の対応等については、同計画の下部規定となるマニュアルを別途作成し、そこで詳細を記載している。	・今後も、環境の変化や、定期的な訓練等を通じて把握した課題を踏まえ、適時適切に対応する。	金融庁
							・令和2年度に外部コンサルティングと契約し、令和3年度に外務省BCPを改定した。その際に時系列タイムラインや参集要員指名・参集指針等の新たな付属文書も整備した。年1回の省内BCP訓練を実施している。相模大野の外務省研修所を代替施設として定めている。	・参集要員が近傍宿舎に優先的に入居できるよう調整を行っていく。	外務省
							・南海トラフ地震防災対策推進地域を管轄する地方支分部局における、業務継続計画を策定している割合は100%(令和5年4月現在) ・推進地域を管轄する地方支分部局において、業務継続計画の策定をしている。その際必要に応じて、代替拠点の確保、重要情報のバックアップ等を図るほか、首長や幹部職員が不在の場合の権限代理等の明確化を図っている。	・引き続き、業務継続計画実効性の確保に努める。	財務省
							・厚生労働省が定めている業務継続計画の件数の割合は100%(令和5年4月1日現在) ・厚生労働省業務継続計画を策定し、令和4年度には中央省庁業務継続ガイドラインに基づく210項目の自己評価を行った。	・委託事業で行っている本省職員向けの研修において業務継続計画に係る内容の充実を図る。	厚生労働省

			②地方公共団体の業務継続の取組の推進【内閣府、消防庁】 ・地方公共団体向けの業務継続の手引きの充実や研修の実施により、業務継続への取組を推進する。	・業務継続計画の策定率100%（推進地域の全地方公共団体）を目指す。（平成25年8月都道府県60%（全国）、市町村13%（全国））	100% (令和4年6月1日)	南海トラフ地震防災対策推進地域および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を含む1都2府26県	南海トラフ地震防災対策推進地域および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域を含む都府県の割合	・平成22年4月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を策定し、地方公共団体のBCP策定の推進を図ってきた。平成28年2月には「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を、より実効性の高いBCP策定を支援するため「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。 また、市町村向けに開催したBCP研修会・説明会において都道府県に対して通知協力などを依頼する中で、BCP策定の重要性を伝えていき、平成28年4月時点において策定率100%を達成した。		内閣府（防災） 消防庁			
					98.3% (令和4年6月1日)	南海トラフ地震防災対策推進地域および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に該当する707市町村	南海トラフ地震防災対策推進地域および南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に該当する市町村の割合	・市町村における業務継続計画の策定を支援するため、小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう、平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を策定したほか、過去の災害事例等を踏まえて、平成28年2月に「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」を「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」として改訂し、地方公共団体に通知している。 また、内閣府・消防庁共催で、市町村の担当職員を対象とした研修会を平成27年度から毎年開催しているほか、令和4年度はBCP未策定市町村向けに相談窓口を設置するとともに、BCP策定に向けた伴走支援と進捗管理を行っている。	・「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を改訂し、より実効性のある業務継続計画の策定に向けた継続的改善につながるよう支援を行う。				
第6節 多様な発生態様への対応	一		国、地方公共団体及び施設管理者は、二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、学校施設等の公共施設、道路、鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設、同報無線等の防災上・社会生活上重要な施設の破壊や土砂災害危険箇所等の被害、河道閉塞の発生等の有無について緊急的に点検・調査を実施し、支障がある場合には迅速な応急対策を行う体制を構築する。さらに、これら重要施設や避難場所・避難路等が十分に機能しない場合があることを考慮した上で、適切な避難勧告・指示等の発令のタイミング、対象地域、災害に応じた避難場所の設定を行う。						・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」第3章2（1）において、域内部隊と広域応援部隊が、緊急災害対策本部による総合調整の下、「その後の地震活動や降雨による二次災害防止対策」を含めて、緊密な連携を図りながら、救助・救急活動、消火活動のほか、緊急輸送ルート確保のための活動（啓開・排水等）、医療活動、交通規制、避難生活支援等、国民の生命に直結する多岐にわたる災害応急対策活動に従事する旨を定めている。 ・具体計画において、発災後の地震活動や降雨による二次災害防止対策について記載するとともに、発後地震発生時の対応についても追記を行い、その実効性を高めている。 ・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成27年7月1日政策統括官（防災担当）・政策統括官（原子力防災担当）決定）、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】において、複合災害の発生時における体制、連携、役割分担等について具体的な内容を定めている。 ・複合災害の発生を想定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際にも各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。	・今後も引き続き、具体計画を必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）		
										・庁内各システムの復旧状況を即座に集約すべく、Teams上での非常災害対策本部を策定、昨年9月に運用訓練を行った。 また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。 ・担当課において、迅速に対応するための応急対策の体制が整っている。	・人事異動等で新たに入庁した職員向けに、引き続きオンボーディングにて周知を行っていく。 また、IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高める。 ・確実性を高めるため、毎年度訓練等を通して、課題を是正し、必要に応じて計画を改善・更新する。	デジタル庁 宮内庁	
											・避難情報の適時適切な発令については、令和3年5月の災害対策基本法を踏まえた「避難情報に関するガイドライン」を周知や、首長のシミュレーション訓練など、地方公共団体の取組を支援している。 ・避難場所の設定については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（H29.3）等を周知し、調査結果を踏まえ助言するなど地方公共団体の取組を支援している。	・「避難情報に関するガイドライン」は、関係機関における現時点の技術・知見等を前提としてとりまとめたものであるため、引き続き今後の運用実態や新たな技術・知見等を踏まえ、より良いガイドラインとなるよう見直しを行い、地方公共団体の取組を支援する。	消防庁
											・南海トラフ地震防災対策推進地域にある全官署で応急対策体制を構築しており、津波警報等が発表された場合の情報伝達等に関する訓練を行っている。	・引き続き訓練を行い、実効性のある体制を構築していく。	法務省
											・財務省BCPや省内各部署の非常時優先業務マニュアル等の規程により、管理している庁舎等の応急対策を行う体制が構築されている。	・引き続き、定期的な教育・訓練や必要な引継ぎを行い、応急対策を行う体制の構築に努める。	財務省
											・BCPを策定し、庁舎やその設備の被害状況を確認する体制を整備している。	・策定されたBCPやマニュアルに基づき庁舎を点検することとしており、災害時の庁舎の点検等についても事業者に委託している。	文部科学省
											【医療施設】 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」において、発生時の初動対応等を定めている 【水道施設】 ・「全国水道関係担当者会議」等を開催し、これまでの災害対応の事例を周知すること等を通じて、災害発生時に備えた事前の準備や応急対策を実施するための体制整備の必要性等について、水道事業者等に対して技術的助言を行っている。 【高齢者施設】 ・厚生労働省においては、国及び都道府県等における迅速な被災状況の把握及び必要な支援の実施に資するよう、令和3年9月から「災害時情報共有システム」を導入し、その運用を図っている。 【本省】 ・南海トラフ地震により中央合同庁舎第5号館において大きな揺れを生じた場合には、厚生労働省業務継続計画（令和3年10月改定）に準じて、執務室の被害状況の点検、電力等の館内各種設備の点検を行うとともに、管理運営業者は、作業員を緊急で出勤させ保守体制を整えるよう定めている。 ・なお、災害発生時における設備の点検項目を示したチェックシートや設備保守の連絡先等についてはマニュアル化されている。 ・2・3区内で地震が発生した際にも、チェックシート等を使用して点検、応急対応を行っている。 ・現在、『業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針』（国土交通省）で示された、発災直後の建物・施設機能の点検体制及び復旧手順等を記載した『発災時における施設機能確保のための運用計画』の策定指針を踏まえ、マニュアルを見直したところ。	【医療施設】 ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和3年5月21日中央防災会議幹事会）」等に基づき、引き続き発生時の初動体制の整備を図っていく 【水道施設】 ・引き続き、「全国水道関係担当者会議」等を開催し、災害対応の事例を周知すること等を通じて、災害発生時に備えた事前の準備や応急対策を実施するための体制整備の必要性等について、水道事業者等に対して技術的助言を行っていく。 【高齢者施設】 ・左記に同じ。 【本省】 ・左記に同じ。	厚生労働省
											・災害発生時、被災自治体に技術職員を派遣し、被災状況の把握、被災地の早期復旧、その他災害応急対策支援を実施しており、平時より派遣のための体制を構築している。	・引き続き、自治体と連携し、技術職員派遣による被災状況の把握、被災地の早期復旧、その他災害応急対策支援を行う体制の構築に努める。	農林水産省
											・R7年度までに工業用水道事業者のBCP策定率100%を達成するため、BCP策定を促進を目的として、「工業用水道におけるBCP策定ガイドライン」を公表した。（令和4年5月）	・日本工業用水協会と連携を図りつつ、BCP策定について継続して周知・啓発に取り組むことで、目標達成を目指す。	経済産業省
											【砂防】 ・震度5強以上を観測した市町村については、地盤が脆弱になっている可能性が高く、通常よりも警戒を高めるため、土砂災害警戒情報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用 【道路】 ・災害発生時の道路啓開や車両移動を円滑に進めるため、民間団体と道路管理者との協定締結を進めるとともに、道路管理者等の連携による協議会の枠組みを設け、道路啓開計画を策定。 【河川】 災害時の緊急対応を迅速に行うため、復旧活動に必要なコンクリートブロック等の緊急用資材の備蓄などを行う河川防災ステーションの整備を行っている。 【鉄道】 ・令和3年10月に鉄道事業法を改正し、鉄道事業者が国土交通大臣の許可を受けた場合にあっては、鉄道用地外の土地の立入り等を可能とする制度を創設した。 ・これにより、鉄道事業者による災害復旧体制の充実を図る。	【砂防】 ・今後も引き続き、震度5強以上を観測した市町村については、地盤が脆弱になっている可能性が高く、通常よりも警戒を高めるため、土砂災害警戒情報の発表基準を通常より引き下げた暫定基準を設けて運用予定 【道路】 ・道路啓開計画の実効性を高めるため、道路啓開や車両移動の訓練を実施。 ・各道路管理者において、民間団体等との災害協定の締結を引き続き進めるなど、地震を想定した道路啓開計画の実効性を高める取組を推進する。 【河川】 ・引き続き、河川防災ステーションの整備等により、災害時の迅速な応急対策を行う体制構築を図る。 【鉄道】 ・引き続き、拡充した制度の活用等により、鉄道事業者における災害復旧体制の充実を図る。	国土交通省

		国及び地方公共団体は、南海トラフ地震と事故災害が複合的に発生する、いわゆる複合災害が発生し、対策本部を複数設置した場合は、災害対策要員に限られること、異なる事象への同時対応の困難性等を踏まえて、それぞれの災害に応じた役割分担の明確化、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるとともに、応急対策要員・物資等の応援計画、地域住民等への情報提供方法等をあらかじめ策定しておく。					・「自然災害及び原子力災害の複合災害にかかる対応について」（平成27年7月1日政策統括官（防災担当）・政策統括官（原子力防災担当）決定）、緊急災害対策本部事務局業務マニュアル 別冊【自然災害及び原子力災害の複合災害への対応】において、複合災害の発生時における体制、連携、役割分担等について具体的な内容を定めている。 ・複合災害の発生を想定した訓練等を行うとともに、大規模地震相当程度の災害が発生した際に各業務マニュアルを準用して運営を行い、課題が生じた場合は随時見直しを行い、その実行性を高めている。	・今後も引き続き、業務マニュアルを必要に応じて適切に見直ししていく。	内閣府（防災）
							・参集要員表に各職員の担当する事務を明記し、部局ごとにおける担当事務や人員の派遣等の調整に関することは、宮内庁業務継続計画の中で定めている。	・目標を達成しているため、今後もこのまま取組を行う。さらに、役割の細分化や仕事の明確化・文書化を行い、やるべきことが確実に実施されるよう努める。	宮内庁
第7節 様々な地域的課題への対応	1 高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の安全確保	国、地方公共団体及び施設管理者は、高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進するとともに、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。					・大規模地震時における各施設の対応については、「大規模地震等に対応した消防計画作成ガイドライン」の策定や、当該ガイドラインやガイドラインに基づく訓練のリーフレットを作成して各消防本部へ通知するとともに、ホームページ上へ掲載して周知している。また、多数の人が利用するターミナル駅等の施設において、外国人や障がい者等の様々な人が安全に避難できるよう「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」を平成30年に策定し、各消防本部に通知するとともに、リーフレットとともにホームページ上へ掲載して周知している。	・引き続き、各ガイドラインやリーフレット等をホームページ上に掲載し周知を図るとともに、各消防本部の行う自衛消防訓練指導等を通じて、これらの施設における避難誘導等の体制の整備を図っていく。	消防庁
							・社会資本整備総合交付金等による補助、税制優遇により、建築物の耐震化を促進した。特に、耐震診断義務付け対象建築物（耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられている建築物（要緊急、要安全））には、重点的な支援を行った。 また、令和3年度に、耐震改修促進法に基づく基本方針を改定し、地方公共団体に対し、耐震診断義務付け対象建築物に対する指導・助言など、一層積極的な取組を行うよう要請した。 加えて、現下の耐震化の状況を踏まえ、令和3年度に、耐震化の目標を改定し、「令和7年までに耐震性の不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消」とした。 ・平成27年度より、南海トラフ地震等の大規模地震に備え、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進することで、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能を図る。 河川氾濫、津波、集中豪雨の恐れのある地域において、地下駅の出入口やトンネル等への浸水対策を推進している。	・引き続き、社会資本整備総合交付金による補助、税制優遇等の支援を行う。 ・建築物の耐震化をさらに促進するために、所有者への啓発、区分所有者・テナント等との合意形成などの課題への対応を、地方公共団体と連携して検討する。 ・順調に進捗していることから、引き続き耐震補強の取組を継続する。	国土交通省
		国及び地方公共団体は、地震時管制運転装置の設置の普及促進等によるエレベーターの安全対策を推進する。また、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進するとともに、運転休止したエレベーターの早期復旧のために建築物管理者や利用者の理解・協力を得るべき事項について周知を図る。						・これまで以下のとおりエレベーターの安全対策を推進。 ・地震時管制運転装置の設置義務付け（平成21年9月～） ・既設エレベーターへの地震時管制運転装置設置等の防災対策改修に対する財政的支援 ・所有者・管理者向けリーフレットの作成等による既設エレベーターへの地震時管制運転装置等の設置促進 ・エレベーター保守事業者において、消防機関や建物管理者向けに、閉じ込め救出の研修を実施 ・業界団体において、建物所有者・管理者に対し、運転休止したエレベーターの効率的な復旧のため、復旧の優先順位及び「1ビル1台」復旧の原則を周知 ・進捗状況は以下のとおり。 ・既設エレベーターの防災対策改修に係る補助制度の拡充 ・説明会等による地方公共団体への補助制度創設及び所有者・管理者に対する防災対策実施の働きかけ等を実施 ・関係事業者において、地震時の閉じ込め対応や休止したエレベーター復旧の優先順位、災害時の情報共有体制・後方支援体制の見直しを行い、千葉県北西部地震（令和3年10月）の際に活用するなど、取組みが進んでいる。	・引き続き、エレベーターの防災対策に関する説明会等を通じて、地方公共団体に対する制度創設及び所有者・管理者に対する防災対策実施の働きかけを行う。

2 ゼロメートル地帯の安全確保	国、地方公共団体等は、地震時に河川・海岸堤防等が沈下・損壊することにより、洪水・高潮による浸水被害が発生したり、長期間浸水したままの状況が続く危険性からゼロメートル地帯の安全を確保するため、堤防等の整備、耐震点検・耐震化及び災害時の緊急復旧活動等のための緊急用河川敷道路、船着場等の整備により、平常時の管理体制の充実を図るとともに、地震時の浸水危険性を表示した地震ハザードマップの作成・周知、発災時の情報伝達体制の充実を図る。	①河川堤防・水門等の耐震化【国土交通省】（再掲） ・ 切迫する巨大地震・津波等に備え、津波浸水被害リスクの高い地域等において、河川堤防の耐震化と水門・樋門等の耐震化の推進を図る。	・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における河川堤防の整備率令和2年度約75%を目指す。（平成26年度約37%）	約67% (令和3年3月)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等	堤防の崩壊により甚大な被害が想定される区間において、耐震対策が必要な河川堤防の延長のうち対策を実施した延長の割合	・ 河川堤防の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所（約67%）以外の箇所においても工事に着手するなど、事業は着実に進捗している。	・ 同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	国土交通省
		②海岸保全施設整備の推進【農林水産省・国土交通省】（再掲） ・ 津波等による浸水から防護するため、海岸保全施設の整備、開口部の水門等の自動化・遠隔操作化、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等を推進する。	・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防の整備率令和2年度約69%を目指す。（平成26年度約39%）	約65% (令和3年3月)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等	耐震対策が必要とされた治水上重要な水門・樋門等のうち、対策を実施した箇所の割合	・ 水門・樋門等の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所（約65%）以外の箇所においても工事に着手するなど、事業は着実に進捗している。	・ 同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	国土交通省
			・ 南海トラフ巨大地震等の大規模地震が想定されている地域等における水門・陸閘等の自動化・遠隔操作化の整備率令和2年度約82%を目指す。（平成26年度約43%）	85% (令和3年3月31日)	南海トラフ巨大地震・首都直下地震等の大規模地震が想定されている地域等(具体的には、「日本千島推進地域」「南海トラフ推進地域」「首都直下緊急対策区域」及び海抜ゼロメートル地域等を指す)	自動化・遠隔操作化等の対策が必要な水門・樋門等のうち、対策を実施した施設の割合	・ 平成26年度から農山漁村地域整備交付金、防災・安全交付金等を拡充し、水門・陸閘等の整備・運用計画策定に要する経費を追加した。 ・ 水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等を実施した。	・ 引き続き、海岸堤防等の耐震化、嵩上げ等の取組を推進する。	農林水産省 国土交通省
							・ 水門・樋門等の耐震化対策を実施 R2時点で目標に達していないものの、対策を実施した箇所（約65%）以外の箇所においても工事に着手するなど、事業は着実に進捗している。	・ 引き続き、水門、陸閘等の統廃合、自動化・遠隔操作化等の取組を推進する。	農林水産省 国土交通省
3 原子力事業所等の安全確保	国及び地方公共団体は、地震時の浸水被害軽減のため、防水体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。						・ 原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保について第一義的責任を有しており、安全の確保に努めた。 ・ 原子力規制委員会は、審査及び検査といった安全規制を厳正かつ適切に実施し、原子力事業所等の安全性が確保されるように努めた。	・ 同様の目的に関する施策が、第5次社会資本整備重点計画における指標として位置づけられており、引き続き、治水事業等関係費や防災・安全交付金等の活用により対策を継続する。	国土交通省
							・ 原子力事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号）等に基づき、その設計、建設、運転の各段階及び運搬において、深層防護等の考え方により、原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。国は、原子力事業者に対する安全規制を徹底し、原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。	・ 引き続き、原子力事業者は、原子力施設の安全性の確保について第一義的責任を有しており、安全の確保に努めることとする。 原子力規制委員会においても、審査及び検査といった安全規制を厳正かつ適切に実施し、原子力事業所等の安全性が確保されるように努めることとする。	原子力規制庁
4 石油コンビナート地帯及び周辺の安全確保	国、地方公共団体及び原子力事業者は、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）等に基づき、原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。						・ 国は原子力災害対策マニュアル等を整備し、原子力災害対策指針の改正等を踏まえた必要な見直しを継続して実施している。 また、国の原子力総合防災訓練、原子力事業者の事業者防災訓練及び防災の日に係る原子力規制委員会全体訓練（首都直下地震対策本部設置・運営訓練、徒歩参集訓練等）により、それぞれの原子力災害対応能力の向上に係る取り組みを継続して実施している。	・ 引き続き、国及び原子力事業者は原子力災害対応に係る体制を整備し、必要な見直しを行う。	原子力規制庁
		①石油コンビナート防災対策の充実等【消防庁、経済産業省】 ・ 防災体制の強化や防災資機材の整備を図る。					・ 石油コンビナート防災計画には、影響評価も含めた災害対応について記載がされており、石油コンビナート等防災本部で対応する体制を整えている。	・ 引き続き防災訓練の実施を継続する。	消防庁
		・ 石油精製プラント等高压ガス設備に係る耐震性向上の促進及び耐震性診断手法の普及を図る。					・ 高压ガス設備を保有する事業者に対し、耐震補強対策の支援を実施。また、高压ガス設備の耐震設計に係る調査を実施。 ・ 最新の耐震基準の適用を受けない既存の球形タンクや、保安上重要度の高い設備について、最新の耐震基準に適合させる耐震補強に係る費用の一部を補助。	・ 耐震性向上に係る調査等を引き続き実施。	経済産業省
		・ 石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に行われる体制の整備等の対策を進める。また、地震・津波に伴う石油コンビナートの被災による周辺への影響評価を充実するとともに、臨海部の工場地帯の地震・津波防災性の充実を図る。	・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）平成30年度12部隊（全国）を編成することを目指す。	12部隊 (令和5年4月1日)	緊急消防援助隊地域ブロック、各地域	緊急消防援助隊6地域ブロック、各地域に概ね2部隊ずつ、全12部隊に対する整備数の割合	・ 石油コンビナート災害等のエネルギー・産業基盤災害へ迅速かつ的確に対応するため、緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を編成し、応急対応能力の強化を図る。	—	消防庁
	・ エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の応急対応に資する消防防災ロボットの研究開発平成30年度完了を目指す。				・ 「消防防災ロボットの研究開発」について「平成30年度完了を目指す。」としていたことに関しては、計画通り平成30年度に開発を完了した。	—	消防庁		
	・ 消防防災ロボットについて、実戦配備を踏まえた機能の最適化、準天頂衛星の活用等新技術の導入を図ることにより、令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。				・ 「消防防災ロボット」について「令和2年度末に量産型仕様の策定を目指す。」としていたことに関しては、計画通り令和2年度末に量産型仕様の策定した。	—	消防庁		

5 孤立可能性の高い集落への対応	地方公共団体は、集落へ通じる道路、鉄道等の被災可能性や多重性の有無等を十分に検討し、発災時における地域内の集落の孤立可能性の把握に努めるとともに、多様な通信手段の確保及び国の災害対策用移動通信機器の活用に加え、通信関連施設の耐震化及び非常用電源の確保を進める。						・非常災害時における通信確保のため、簡易無線機、MCA無線機、衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器を全国11カ所に備蓄し、災害発生時等に地方公共団体等への貸出しを実施している。	・これまでの取組については一定の実績を上げていることから、引き続き災害対策用移動通信機器の貸出し等の取組を継続する。	総務省	
	地方公共団体は、孤立する可能性がある集落において、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（1週間程度）の水、食料等の生活物資、医薬品、医療用資器材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等の公共施設の備蓄倉庫、家庭、自主防災組織等への備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める。							・備蓄の重要性について、啓発パンフレットに加え、平成28年度には動画を作成し、ホームページに掲載するなど、備蓄の重要性の周知を行った。また、令和4年度に、啓発パンフレット「みんなで減災」を改訂し、都道府県等を通じて周知を行った。	・引き続き、啓発パンフレットなどにて、さらなる防災意識向上のため備蓄の重要性について周知に努める。	内閣府（防災）
	国及び地方公共団体は、消防団や自主防災組織に加え、ヘリコプター・航空機、人工衛星等の画像情報や震度情報ネットワーク等のあらゆる手段を活用すること等により、道路寸断等の道路被害を含む被災地域の状況把握体制を充実させるとともに、地方公共団体は、孤立集落等に対する物資供給や救助活動のため、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保・整備を図る。							・災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制をあらかじめ整備している	・今後とも災害発生時に必要な情報が即座に集約される体制を整備していく。	内閣官房
								・総合防災情報システム、SIP4DおよびISUT-SITEを災害発生時における災害情報等共有システムとして運用中である。災害発生時は現地災害対策本部に要員を派遣し情報収集すると共に、各機関との連携に基づき、各種被災情報を速やかに入手し、システムを通じ災害対応機関へ情報を共有している。	・災害対応関係機関との間で、被災情報自動連携を推進し、迅速かつ効率的な情報収集体制の構築を目指す。	内閣府（防災）
								・対象地域における国、地方公共団体との連絡体制を確立し、被災地域の状況把握ができるよう取り組んでいる。	・連絡体制は確立されている。防災訓練の際に、本庁のみならず全庁的に実施することで、報告訓練の充実を図る。	宮内庁
								・南トラ地震に限らず、各種災害発生時には各都道府県警察ヘリを広域的に活用し、ヘリテレ映像を官邸に配信するとともに、ヘリコプター離着陸適地を拠点にしながら捜索・救助活動に当たっている。	・広域派遣を見越して、全国のヘリの運航状況を把握し、全国の航空隊に共有する。また、全県の航空隊に被災時に活用できるヘリの離着陸適地を選定・確保させるとともに、同適地の周知徹底を図る。	警察庁
								・地方に保有するサーバー拠点等について、各システム担当者等はシステム保守運用業者等の関係者と連携を取ることとしている。また、デジタル庁各システムの非常時の対応をまとめたIT-BCPの取りまとめ体制を整備した。	・IT-BCPについて、周知・訓練等を通して実効性を高めていく。	デジタル庁
								・被災直後の被害情報の収集等のため、全国の法務官署に衛星携帯電話等を配備している。	・今後も引き続き訓練を実施することで非常時にも情報収集できる体制を構築していく。	法務省
							・当院撮影の空中写真のほか、ヘリ画像や人工衛星画像など他機関の取得した情報も適宜活用し、被害状況の把握を行っている。	・現在の取り組みを継続する。	国土地理院	
6 沿岸部における地場産業・物流への被害の防止及び軽減	(1) 農業用施設等における地震・津波対策 国、地方公共団体及び関係事業者は、地震動や津波による被害の未然防止または軽減を図るため、土地改良施設の耐震化、農業用燃料タンクの耐震化・耐浪化、農地地すべりの防止又は軽減を図る対策、海水の侵入を防ぐ堤防等の整備を推進する。	① 農業水利施設の耐震化【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における重要度の高い農業水利施設の耐震化を図る。	・耐震対策を必要とする重要度の高い国営造成施設における耐震化計画の策定率を令和2年度までに100%を目指す。（平成29年度57%（推進地域の市町村））	100% (令和5年3月31日)	南海トラフ地震防災対策推進地域の対象施設	耐震対策を必要とする重要度の高い国営造成施設における耐震設計着手の割合	・具体目標の対象とした14施設について、令和2年度までに耐震化計画を策定した。具体目標を達成。	・引き続き、農業水利施設の適切な維持管理を行うとともに、計画に基づく耐震化対策の着実な推進を図る。	農林水産省	
	国、地方公共団体等は、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成、ため池の耐震化や統廃合などを推進する。	② 農地等の湛水被害等の防止【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における地震による農地及び周辺地域の湛水被害等の防止を推進する。	・ため池の整備、農地地すべりの防止、排水機場の耐震化により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積を3.4万ha（推進地域の全市町村）を目指す。（平成29年度1.1万ha（推進地域の全市町村））	5.7万ha (令和5年3月31日)	南海トラフ地震防災対策推進地域	推進地域の全市町村において、ため池の整備、農地地すべり防止等により、地震による湛水等が防止される農地及び周辺地域の面積	・ため池の整備、農地地すべりの防止、排水機場の耐震化等を実施した	・引き続き、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震による農地及び周辺地域の湛水被害等の防止を推進することとしている。	農林水産省	
		③ 防災重点ため池のハザードマップの作成【農林水産省】 ・南海トラフ地震防災対策推進地域における防災重点ため池のハザードマップの作成を推進する。	・災害発生時の被害想定範囲、避難場所等を地図化したハザードマップの作成、緊急連絡体制の整備等の割合を令和2年度までに100%（推進地域の市町村）を目指す。（平成29年度73%（推進地域の全市町村））	100% (令和5年3月31日)	南海トラフ地震防災対策推進地域	推進地域の全市町村において、ハザードマップの作成や緊急連絡体制の整備等のソフト対策を実施した防災重点ため池の割合	・ハザードマップ、緊急連絡体制の整備等のソフト対策を実施した	・引き続き、南海トラフ地震防災対策推進地域における防災重点農業用ため池のハザードマップの作成を推進することとしている。	農林水産省	

	(2) 港湾・漁港における地震・津波対策 国、地方公共団体、関係事業者等は、地震動や津波による災害時においても港湾・漁港の流通機能をできるだけ確保するため、港湾・漁港施設の耐震化・耐浪化、漂流物防止柵の設置、漁船・船舶や養殖施設の係留の促進、漁業用燃料タンクの耐震化・耐浪化を図るとともに、港湾・漁港施設が被災した場合の代替施設や輸送方法の検討、外郭施設等が有する津波の低減効果を活かした防災・減災対策の推進、津波警報等が漁船・船舶でも受信できるシステムの開発・普及を図る。	①漁港施設の耐震・耐浪化【農林水産省】 ・災害発生時に救護活動、物資輸送等の拠点となる漁港の主要施設において、耐震・耐津波機能診断に基づく対策工事を実施する。	・災害発生時に救護活動、物資輸送等の拠点となる漁港のうち、地震・津波に対する主要施設の安全性が確保された漁港の割合を令和3年度に30%（全国）に向上させる。（平成28年度8%（全国））	36% （令和5年3月31日）	災害発生時に救護活動、物資輸送等の拠点となる漁港	主要岸壁及び主要防波堤の耐震・耐津波性能が確保された漁港の割合	・漁港の主要岸壁及び主要防波堤において、耐震・耐津波性能機能診断に基づく対策工事を継続して実施している。令和4年度には、現状値が30%を超えたことから、目標は達成されたと評価できる。	・引き続き耐震・耐津波対策工事の取り組みを継続する。	農林水産省
							・3大湾等において、複数港と連携して緊急物資を輸送することなどを目的とした広域的な港湾BOP計画を策定した。 ・北陸地方整備局にて、平成25年度より代替輸送訓練を毎年実施。	・引き続き広域港湾BOPによる複数港と連携した緊急物資輸送の体制構築と、日本海側港湾による代替輸送訓練を実施する。	国土交通省
7 文化財の防災対策	国、地方公共団体、文化財の所有者等は、建造物等の耐震化、延焼防止対策等の各種防災対策、美術工芸品等の転倒・転落防止対策及び各種防災設備の整備等の促進、史跡等に対する地盤の崩落防止措置等の防災対策を図るとともに、文化財の所在情報の充実、地方公共団体の文化財保護部局等と防災関係機関等との情報の共有を図る。 地方公共団体は、火災による文化財の延焼を減らすため、文化財周辺の街路樹整備、公園・空地整備、消防や地域による消火活動のための施設の整備、建築物の耐震化・不燃化等を進める。 地方公共団体は、自主防災組織と消防機関が連携した日頃からの訓練の積み重ね等により、文化財を有する地域全体の防災力を向上させるとともに、消火活動、文化財の搬出・保全活動、地域住民等の避難・誘導等に関するマニュアルの整備を行う。						・国重要文化財等保存・活用事業費補助金及び国重要文化財等防災施設整備補助金にて、文化財の耐震対策、防災設備の整備、地盤の崩落防止措置等の防災対策の促進を図るとともに、文化財の所在情報の把握を図った。 ・1月26日を「文化財防災デー」と定め、毎年この日を中心として全国的に文化財防火運動を展開し、国民の文化財愛護に関する意識の高揚を図っている。	・文化財の防災対策について、緊急性を考慮し優先順位を付け、中長期的な視点からの計画的な整備の促進を図る。 ・コロナ禍で全国的に文化財防火運動が縮小していたが、引き続き、文化財保護の仕組みや文化財の防災活動の現状に関する広報・普及活動を積極的にやっていく。	文部科学省
							・「文化財防火デー」の機会を捉えて文化財防火運動を全国的に展開し、全国各地の文化財所在地において消防訓練を行っている。また、令和2年に「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成し、消防本部に対して、関係者への周知とマニュアルに基づく実践的な訓練の実施促進について通知するとともに、ホームページに掲載して周知を図った。	・引き続き、「文化財防火デー」の機会等を捉えて文化財の火災予防対策の推進を図るとともに、マニュアルをホームページに掲載して周知を図る。	消防庁